茅野市都市計画マスタープラン

～豊かな自然と共生した安心・快適なまちづくり～

長野県　茅野市

～豊かな自然と共生した安心・快適なまちづくり～に向けて

茅野市では、都市計画に関する基本的な方針となる「茅野市都市計画マスタープラン」を平成１１年３月に策定し、道路・交通等の都市施設の整備、土地区画整理事業の実施等、人口増加を前提とした計画的なまちづくりを進めてまいりました。

近年、全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、本市を取り巻く状況においても、人口減少・少子高齢化の進行、自然災害への新たな取組、住民のライフスタイルやニーズ、価値観の多様化等社会情勢は、大きく変化しております。

こうした現状に適確に対応するため、策定から約２０年が経過する「茅野市都市計画マスタープラン」を第５次茅野市総合計画の策定に合わせて改定いたしました。

この度、改定した茅野市都市計画マスタープランは、茅野市の都市基盤分野の方向性を示す計画です。目指す姿を「豊かな自然と共生した安心・快適なまちづくり」と掲げ、景観に配慮した土地利用、人にやさしい道路等の整備、災害に備えるインフラ整備を行い、安心・快適なまちづくりを進めます。また、人口減少・少子高齢化等社会情勢の変化とともに生じる空き家等の課題に取り組んでまいります。さらに、長期的な集約型都市構造への転換を踏まえ、都市基盤全般を考慮した持続可能なまちづくりを目指してまいります。

今後は、本計画に基づき、地域の特性と調和した生活スタイルを活かしたまちづくりを市民の皆さまとともに、進めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の改定にあたり、お力添えを賜りました茅野市都市計画審議会の委員をはじめ、住民説明会やパブリックコメント等、貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆さま、関係した多くの皆さまに心よりお礼申し上げます。

平成３０年３月

茅野市長　　柳　平　千　代　一

目　　次

序　章　茅野市都市計画マスタープランについて

1　都市計画マスタープラン改定の背景 …… 1

2　都市計画マスタープランの概要

1－1　都市計画マスタープランとは …… 2

1－2　位置づけと役割 …… 2

1－3　計画の構成 …… 3

1－4　計画期間 …… 3

3　改定にあたっての基本的視点 …… 4

第１章　茅野市の現状と課題

1　都市づくりの経緯

1－1　地勢 …… 5

1－2　沿革 …… 6

1－3　都市計画の経緯 …… 7

2　茅野市の現状

2－1　人口 …… 8

2－2　土地利用 …… 9

2－3　都市施設 …… 10

2－4　防災 …… 13

3　都市づくりの主要課題 …… 14

第２章　全体構想

1　都市づくりの目標

1－1　目標都市像 …… 15

1－2　都市づくりの基本的方針 …… 15

1－3　将来都市構造 …… 17

1－4　将来の目標人口 …… 24

2　都市づくりの方針

2－1　土地利用の方針 …… 25

2－2　道路・交通の方針 …… 31

2－3　その他の都市施設の方針 …… 40

2－4　都市環境形成の方針 …… 48

第３章　地域別構想

１　地域別構想の考え方

１－１　地域別構想の位置づけ・役割 …… 55

１－２　地域別構想の構成 …… 55

２　ゾーン別構想

２－１　市街地ゾーン …… 56

２－２　緑と人の農住共生ゾーン …… 59

２－３　山岳・高原リゾートゾーン …… 63

３　地区別構想

３－１　ちの地区 …… 67

３－２　宮川・金沢地区 …… 73

３－３　米沢・中大塩地区 …… 79

３－４　玉川・豊平・泉野地区 …… 85

３－５　北山・湖東・豊平（奥蓼科）地区 …… 91

第４章　マスタープランの推進に向けて

１　都市計画マスタープランの推進

１－１　都市計画の決定・変更 …… 97

１－２　事業化の推進 …… 98

１－３　協働で進めるまちづくり …… 98

２　計画の進行管理と見直し

２－１　適切な進行管理 …… 99

２－２　計画の柔軟な見直し …… 99

資料編

１　計画策定の体制と経過

１－１　策定体制 …… 101

１－２　策定の経過 …… 105

２　用語解説 …… 106

序　章

茅野市都市計画マスタープランについて

１　都市計画マスタープラン改定の背景

２　都市計画マスタープランの概要

１－１　都市計画マスタープランとは
１－２　位置づけと役割
１－３　計画の構成
１－４　計画期間

３　改定にあたっての基本的視点

序　章　茅野市都市計画マスタープランについて

1　都市計画マスタープラン改定の背景

本市の恵まれた自然環境や広大な土地の活用、住工混在の解消、企業の誘致のため、道路交通網をはじめとする社会基盤整備と併せて、昭和５０年（１９７５年）代から市内９箇所で特色ある工業団地が造成されました。こうした企業の積極的な誘致等により、公共施設や社会基盤整備の加速と相まって、転入者増加による住宅団地造成や民間の宅地分譲につながり、人口増加の大きな要因となりました。

本市では、人口増加の受皿となる宅地供給について、土地区画整理事業の実施や、用途地域の見直しを含めた市街地の拡大、農用地の計画的な転換により対応を図るため、平成１１年（１９９９年）３月に「茅野市都市計画マスタープラン」を策定し、計画的に都市づくりを推進してきました。

以上のように、本市では人口増加を大前提とした都市づくりを推進してきましたが、近年、全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、社会経済情勢は大きく変化しつつあります。本市においても平成１７年（２００５年）をピークに人口が減少に転じており、策定から２０年弱が経過している「茅野市都市計画マスタープラン」について見直しが必要となりました。

2　茅野市都市計画マスタープランの概要

2－1　都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第１８条の２に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すものです。

「茅野市都市計画マスタープラン」は、「市民と共に考え、行動するためのまちづくりの方針」として、土地利用、道路・交通、公園・下水道等の都市施設、景観といった都市を構成する様々な要素に関して、本市が目指すべき取組の方向性を明確にし、実現していくことを目的として策定するものです。

2－2　位置づけと役割

本計画は、市の上位計画である「第５次茅野市総合計画」及び長野県が定める「茅野都市計画区域マスタープラン」に即し、分野別計画との整合を図りながら定めます。

また、今後の都市計画の決定・変更は、本計画に即して進められます。

＜都市計画マスタープランの位置づけ＞

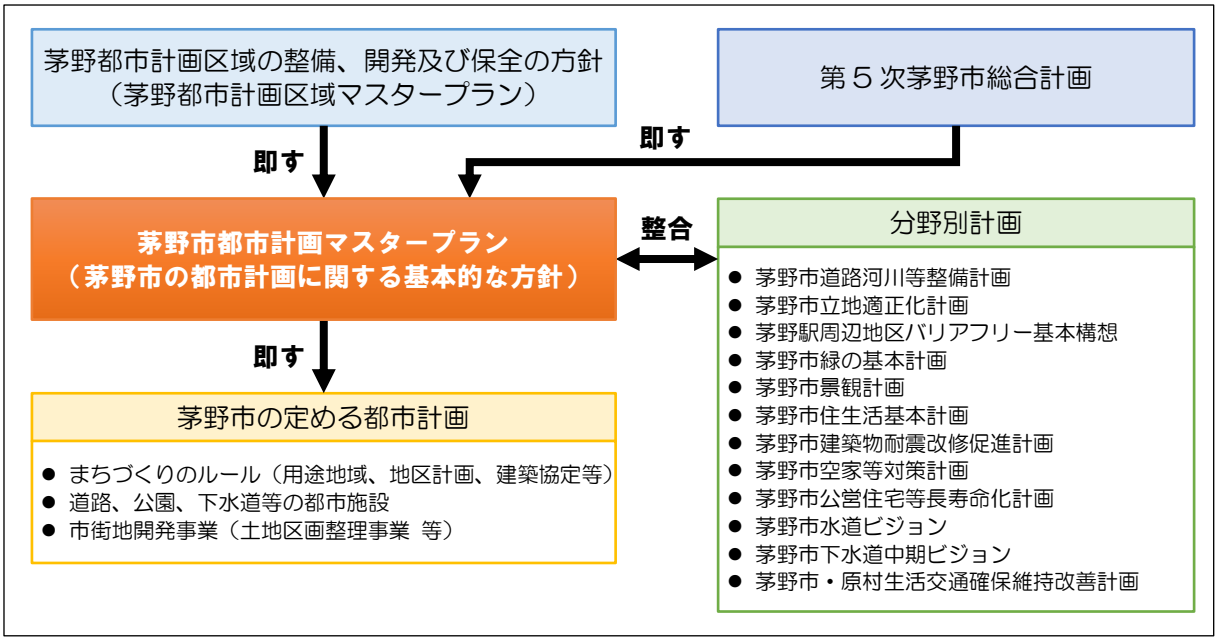

＜都市計画マスタープランの役割＞

- 市民の参加による策定、市民の参加による実現を図ります。
- 茅野市の都市全体の将来像と地域別の将来像を明らかにします。
- 国や県の計画等と整合を図りながら、具体的な都市計画を決定する際の指針とします。

２－３　計画の構成

本計画は、「茅野市の都市計画に関する基本的な方針」として、４つの章で構成します。

都市づくりの目標や方針を示す「全体構想」と、地域の特性に応じた将来像や分野別のまちづくり方針等を示す「地域別構想」を策定し、計画の実現に向けた取組や進行管理等を示すものです。

＜都市計画マスタープランの構成＞

第１章　茅野市の現状と課題	本市の都市づくりの経緯及び現状を整理した上で、都市づくりの主要課題を抽出します。
第２章　全体構想	目標都市像を定めた上で、それらを実現する将来都市構造を示します。また、将来都市構造を構築していく分野別の方針についても明らかにします。
第３章　地域別構想	ゾーン別・地区別に、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりの方針について明らかにします。
第４章　マスタープランの推進に向けて	本計画の実現に向けた取組や進行管理等について示します。

２－４　計画期間

本計画は、２０１８年度から概ね２０年後を見越した計画とします。

3　改定にあたっての基本的視点

都市計画マスタープランの改定にあたっての基本的視点を以下に示します。

（１）社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくり

既往計画の策定当時は、バブル崩壊直後で経済低迷の初期段階にありましたが、本市の人口は増加傾向にあり、目標人口についても人口が増加するものと想定しました。しかし、平成 17 年（2005 年）をピークに人口が減少傾向にあり、将来的に人口減少・高齢化の進行や公共施設の更新費の増加等が予測されています。

本計画では、これまでの人口増加に伴う社会基盤整備等の都市化への対応という観点から、人口減少下においても持続可能なまちづくりを目指していくものとします。

（２）「リニア中央新幹線」の位置づけ

既往計画の策定当時、リニア中央新幹線の長野県内ルートは、「A ルート（木曽谷回り）」「B ルート（諏訪・伊那谷回り）」「C ルート（南アルプスをトンネルで貫く）」の３つのルートが想定され、長野県では、経済波及効果の大きい「B ルート（諏訪・伊那谷回り）」の実現を目指すことが決定され、誘致活動等が行われていました。既往計画においても、「B ルート（諏訪・伊那谷回り）」を想定し、将来都市構造図に「リニア中央新幹線結節点（想定）」を位置づけました。

しかし、平成 23 年（2011 年）に「C ルート（南アルプスをトンネルで貫く）」に決定され、2027 年の開業を目指して事業が進められているため、本計画では、将来都市構造図等の見直しを行うものとします。

（３）「緑の新市街地ゾーン」の位置づけ

既往計画の将来都市構造図では、人口増加の受皿となる宅地供給について、用途地域の見直しを含めた市街地の拡大を図るため、農業振興地域内（米沢・豊平・玉川・宮川地区の一部）に「緑の新市街地ゾーン」を位置づけました。しかし、平成 17 年（2005 年）をピークに市の人口が減少に転じ、「緑の新市街地ゾーン」における人口の増加傾向も鈍化しています。また、現行の用途地域（中心市街地）の低密度化が進行している中で、用途地域への拡充が困難と見込まれます。

「緑の新市街地ゾーン」については、農業振興地域として既に農業基盤整備事業が実施されていることから、本計画において土地利用方針の見直しを行うものとします。

（４）都市計画道路の見直し

本市では、既往計画における交通体系整備の方針に基づき、平成 16 年度（2004 年度）に道路整備プログラムを策定し、計画的に道路整備を推進してきました。また、人口減少等の社会情勢の変化に伴い、平成 22 年度（2010 年度）から平成 23 年度（2011 年度）に都市計画道路の見直しを実施し、平成 27 年（2015 年）に整備の必要性や実現性等を勘案し、２路線の廃止、２路線の変更を決定しています。

本計画は、これらの都市計画道路の見直し結果を反映するものとします。

第１章

茅野市の現状と課題

本章では、本市の都市づくりの経緯及び現状を整理した上で、都市づくりの主要課題を抽出します。

１　都市づくりの経緯

１－１　地勢
１－２　沿革
１－３　都市計画の経緯

２　茅野市の現状

２－１　人口
２－２　土地利用
２－３　都市施設
２－４　防災

３　都市づくりの主要課題

第１章　茅野市の現状と課題

1　都市づくりの経緯

1－1　地勢

本市は、長野県の中部の東よりに位置する諏訪盆地の中央にあり、八ヶ岳西側の広大な裾野に展開する、緑豊かな地域です。東は八ヶ岳連峰を境として南佐久郡、佐久市に接し、北は大河原峠、蓼科山、大門峠等により北佐久郡、小県郡に接し、西は諏訪市に、南は富士見町、原村に、西南部は杖突峠等によって伊那市に接しています。

総面積 266.59km^2 に及ぶ広大な市域を有しており、諏訪盆地平坦部の南部、標高 770m から 1,200m にわたるゆるやかな裾野には多くの集落、耕地が展開し、市民生活、産業、文化等の基盤となっています。

JR 中央本線、国道 20 号及び中央自動車道が市の西部を通り、茅野駅を中心に放射状に延びる国道 152 号、国道 299 号等の道路が市の動脈として重要な役割を果たしています。

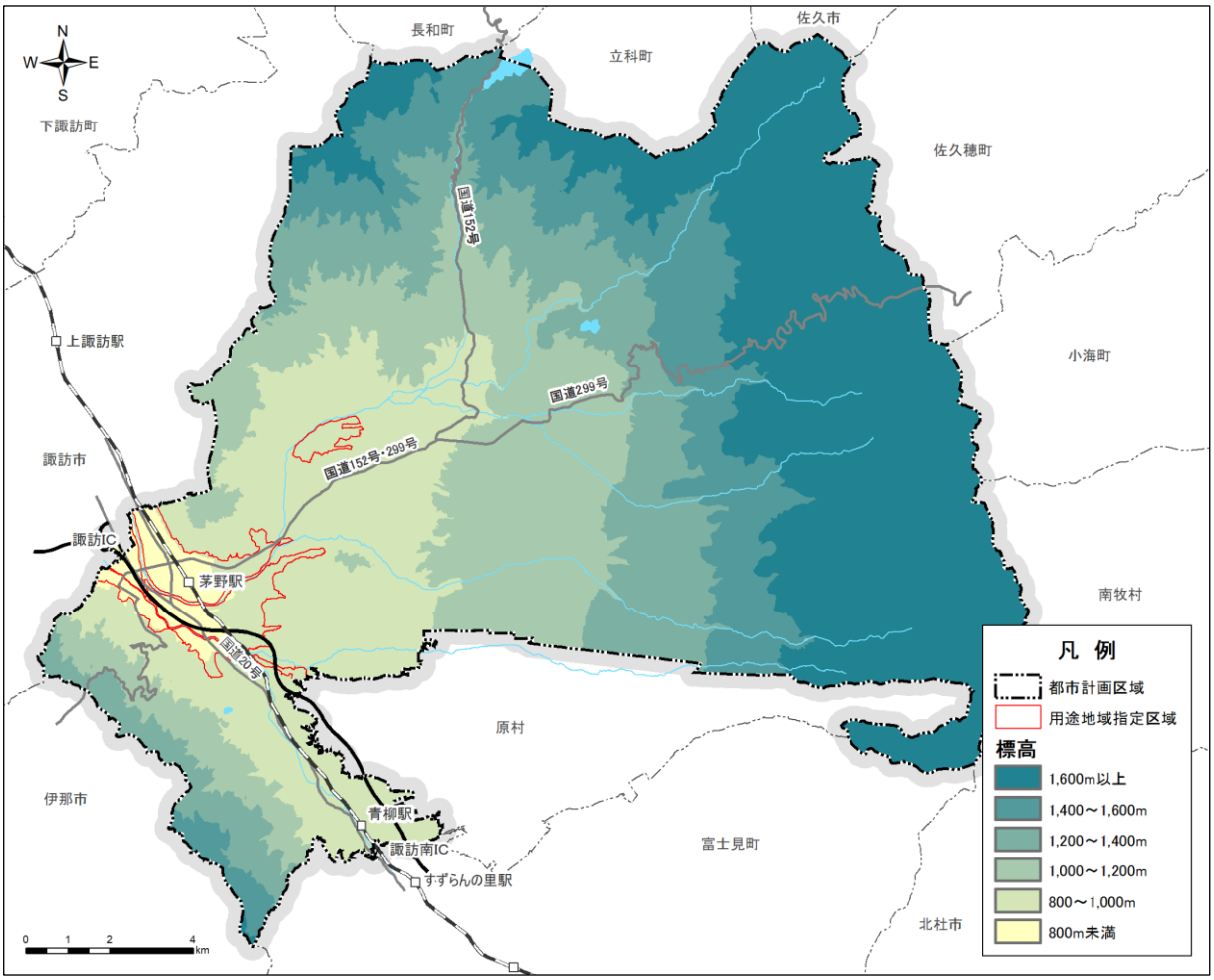

1－2　沿革

＜国宝「土偶」＞
（愛称：縄文のビーナス）

＜国宝「土偶」＞
（愛称：仮面の女神）

本市は、尖石など縄文文化の栄えた時代にはじまり、古代から中世には諏訪地方の政治・経済・交通・文化の中心地となりました。甲州街道の開設後、江戸時代には、その沿道は宿場町として栄えました。

明治７年（1874 年）には永明・宮川・金沢・玉川が、明治８年（1875 年）には湖東・豊平・泉野・北山・米沢の各村が組織され、明治 22 年（1889 年）町村制の施行により自治行政の基礎が確立されました。

その後、明治 38 年（1905 年）11 月、中央本線（富士見・岡谷間）が開通し、これらの交通の発達とともに、八ヶ岳山麓の開発もめざましく、この地方の産業文化も発展の一途をたどりました。

明治 23 年（1890 年）に永明村は町制を施行し、ちの町と改称、また、昭和 30 年（1955 年）２月１日町村合併促進法に基づき、１町８か村が合併して茅野町となり、昭和 33 年（1958 年）８月１日の市制施行により、茅野市が誕生しました。

昭和 56 年（1981 年）３月には、中央自動車道諏訪ルートが開通し、現在に至っています。

＜町村合併の沿革＞

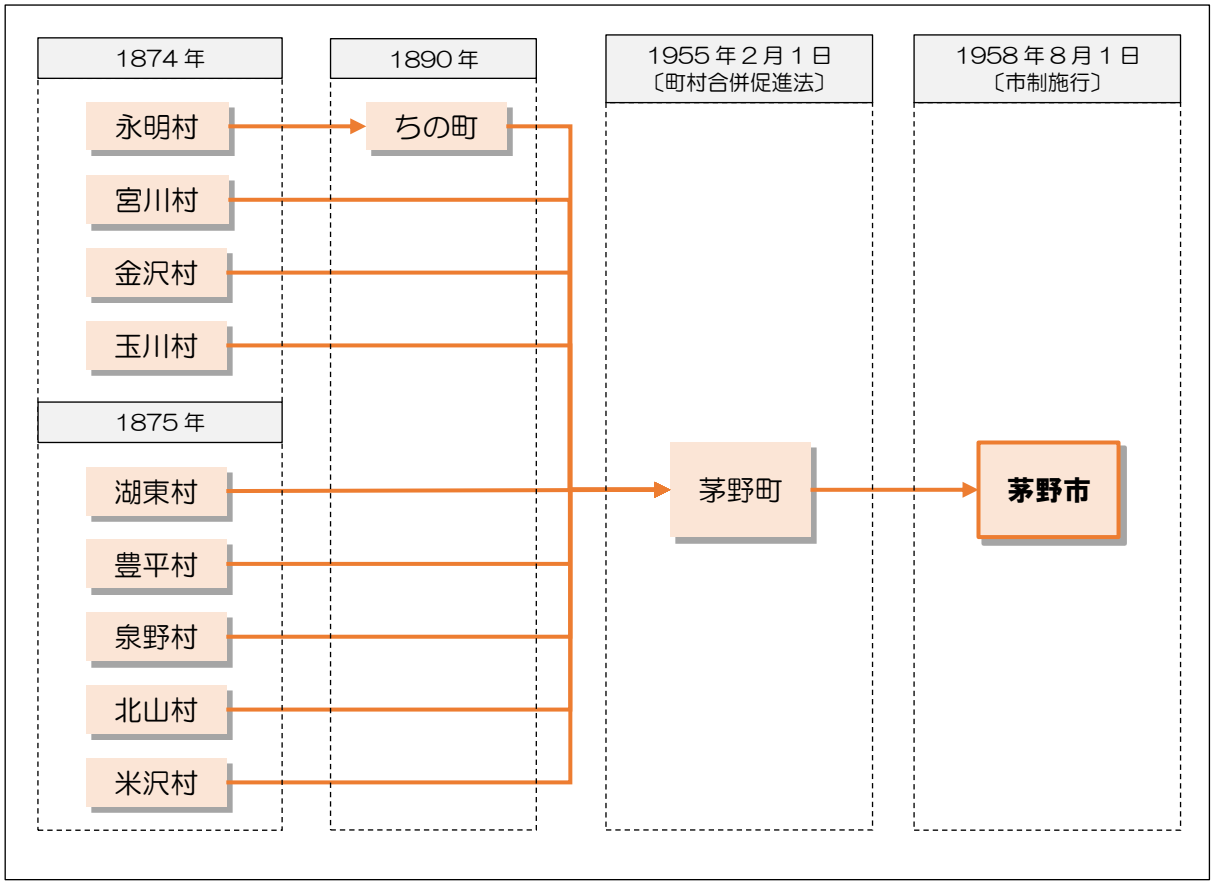

１－３　都市計画の経緯

昭和 31 年（1956 年）に市内全域を都市計画区域とし、昭和 52 年（1977 年）には効率的な土地利用の実現に向け用途地域を指定しました。

都市施設については、都市計画道路が昭和 33 年（1958 年）に計画決定され、平成 27 年（2015 年）には整備の必要性や実現性等を勘案し、２路線の廃止、２路線の変更を決定し、現在は 21 路線・総延長 29,650 メートルが都市計画決定されています。

下水道事業については、昭和 46 年（1971 年）に諏訪湖流域下水道が計画決定され、昭和 50 年（1975 年）の茅野市公共下水道の計画決定に伴い整備がはじまり、現在 3,246ha が区域決定されています。また、昭和 53 年（1978 年）には白樺湖特定環境保全下水道が計画決定され、現在 363ha が区域決定されています。

都市計画公園については、昭和 48 年（1973 年）の運動公園をはじめとして、総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園、計 28 箇所・総面積 118.66ha が計画決定されています。

その他の都市施設については、昭和 47 年（1972 年）に清掃センター、昭和 53 年（1978 年）に静香苑及び不燃物処理センター、平成 4 年（1992 年）に蓼科調節池、平成 7 年（1995 年）には新清掃センターが計画決定されています。

市街地整備関係では、用途地域内の市街地において、昭和 54 年（1979 年）以降 16 地区の土地区画整理事業・総面積 165.6ha の宅地整備が行われ、住環境の整備が進められています。

＜都市計画道路（西茅野安国寺線）＞

＜都市計画公園（永明寺山公園）＞

＜土地区画整理事業（西茅野土地区画整理事業）＞

＜都市施設（諏訪南清掃センター）＞

2　茅野市の現状

2－1　人口

本市の人口は約 56,000 人（平成 27 年（2015 年）国勢調査）で、平成 17 年（2005 年）をピークに、ゆるやかな減少傾向にあります。

一方、高齢者は増加傾向にあり、平成 27 年（2015 年）では約 17,000 人で高齢化率は 30.0%となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の将来推計人口は、2040 年には約 47,000 人にまで減少し、昭和 60 年（1985 年）とほぼ同水準になると推計されます。また、2040 年の高齢化率は、36.3%になると推計されており、平成 27 年（2015 年）の 30.0%に比べ 6.3 ポイント上昇することが見込まれます。

＜茅野市の総人口・年齢３区分別人口の動向＞

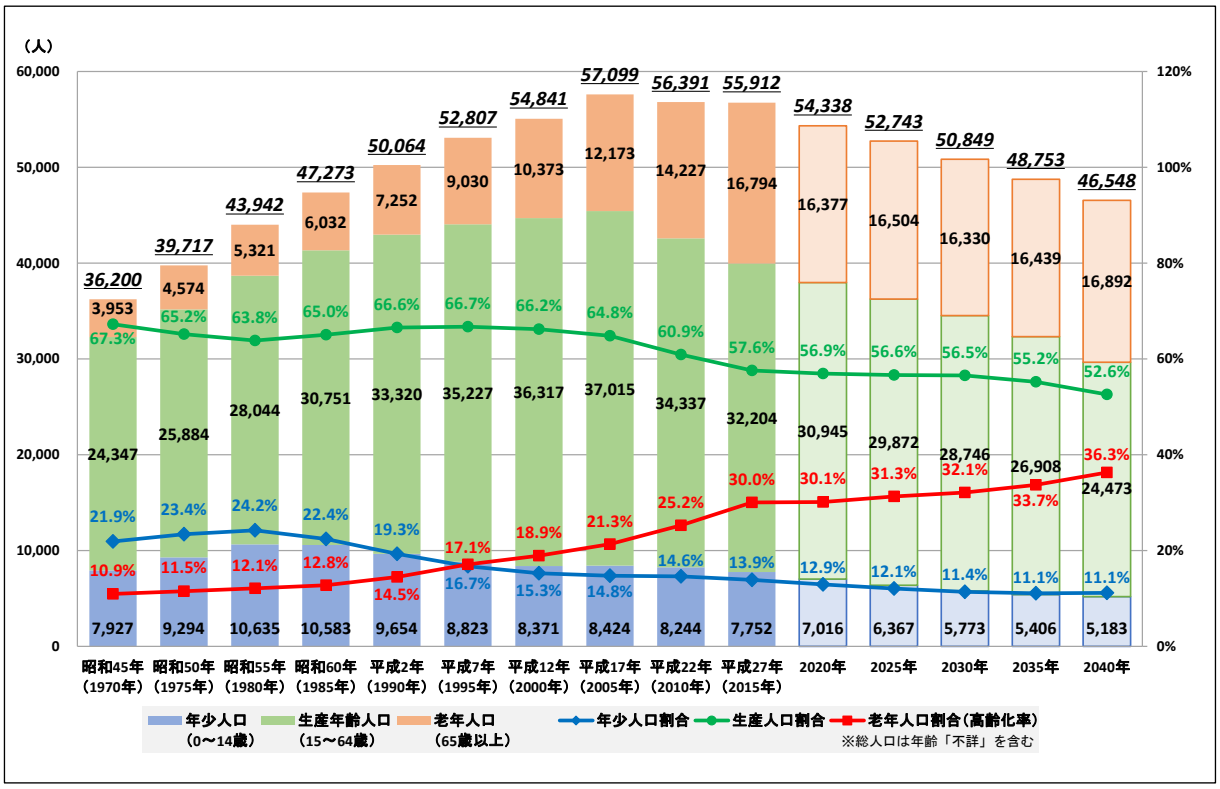

資料：【1970 年～2015 年】総務省統計局「国勢調査」
【2020 年～2040 年】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年３月推計）」

2－2　土地利用

本市の都市計画区域における土地利用は、自然的土地利用が 81.9%（21,779.1ha）であり、そのうち山林が 64.5%（17,161.4ha）、農地が 11.2%（2,974.4ha）と多くを占めています。また、都市的土地利用は 18.1%（4,808.9ha）であり、そのうち宅地は 10.5%（2,800.2ha）となっています。

用途地域指定区域 960ha のうち 73.7%（707.3ha）が都市的土地利用であり、そのうち 43.4%（416.3ha）が宅地となっています。自然的土地利用のうち農地は 16.4%（157.4ha）存在しています。用途地域外 25,628ha のうち、山林が 66.8%（17,117.5ha）とほとんどを占めています。

＜土地利用現況＞

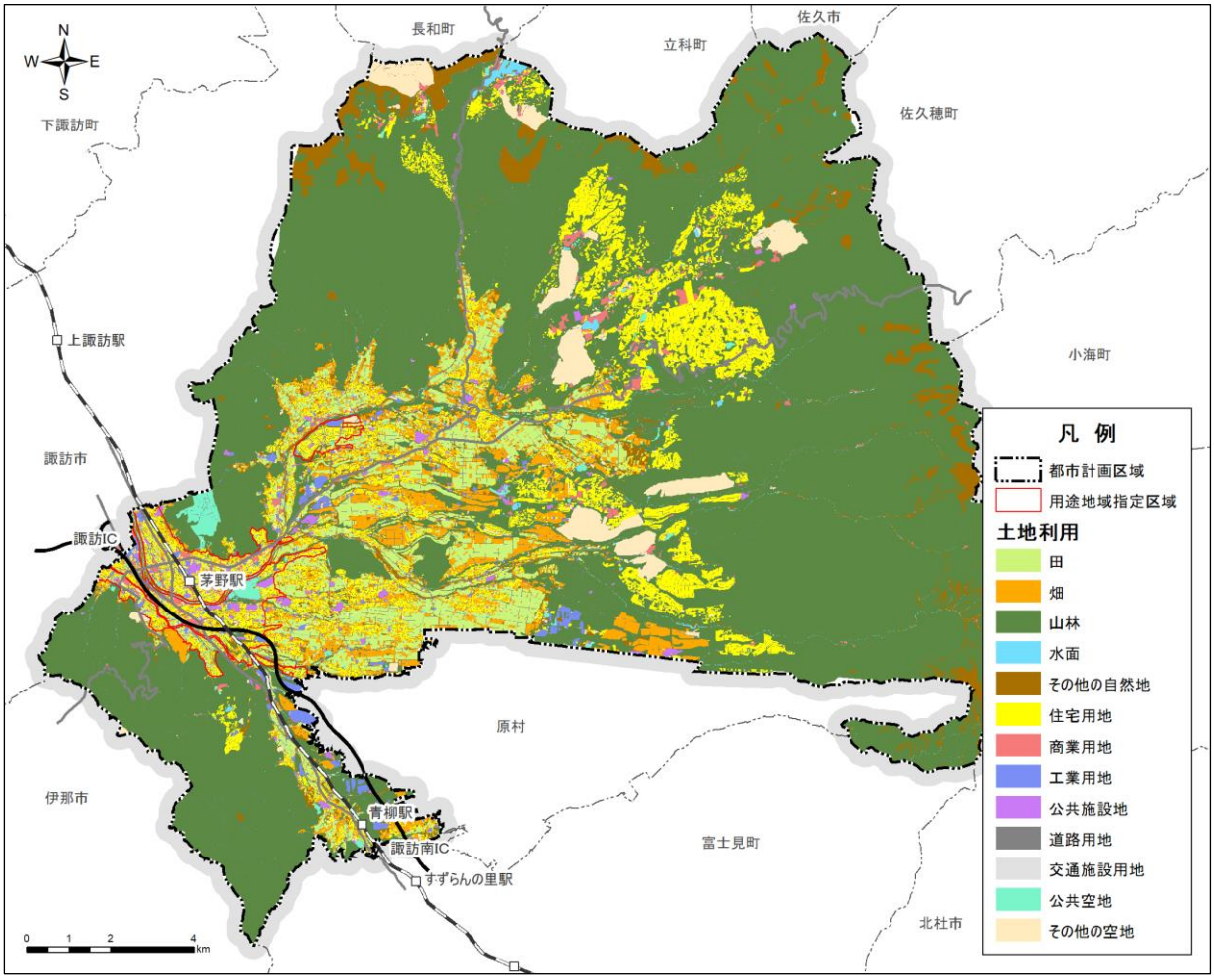

資料：茅野市「平成 28 年度茅野都市計画基礎調査」

2－3　都市施設

（1）都市計画道路

都市計画道路については21路線が都市計画決定されており、その内幹線街路は18路線、特殊街路は3路線となっています。

本市では、平成16年度（2004年度）に道路整備プログラムを策定し、計画的に道路整備を推進してきました。また、人口減少等の社会情勢の変化に伴い、平成22年度（2010年度）、平成23年度（2011年度）に都市計画道路の見直しを実施し、平成27年（2015年）に整備の必要性や実現性等を勘案し、2路線の廃止、2路線の変更を決定しています。

未整備となっている都市計画道路について、道路整備プログラムに基づく計画的、効率的な整備が必要となっています。

＜都市計画道路の整備状況＞

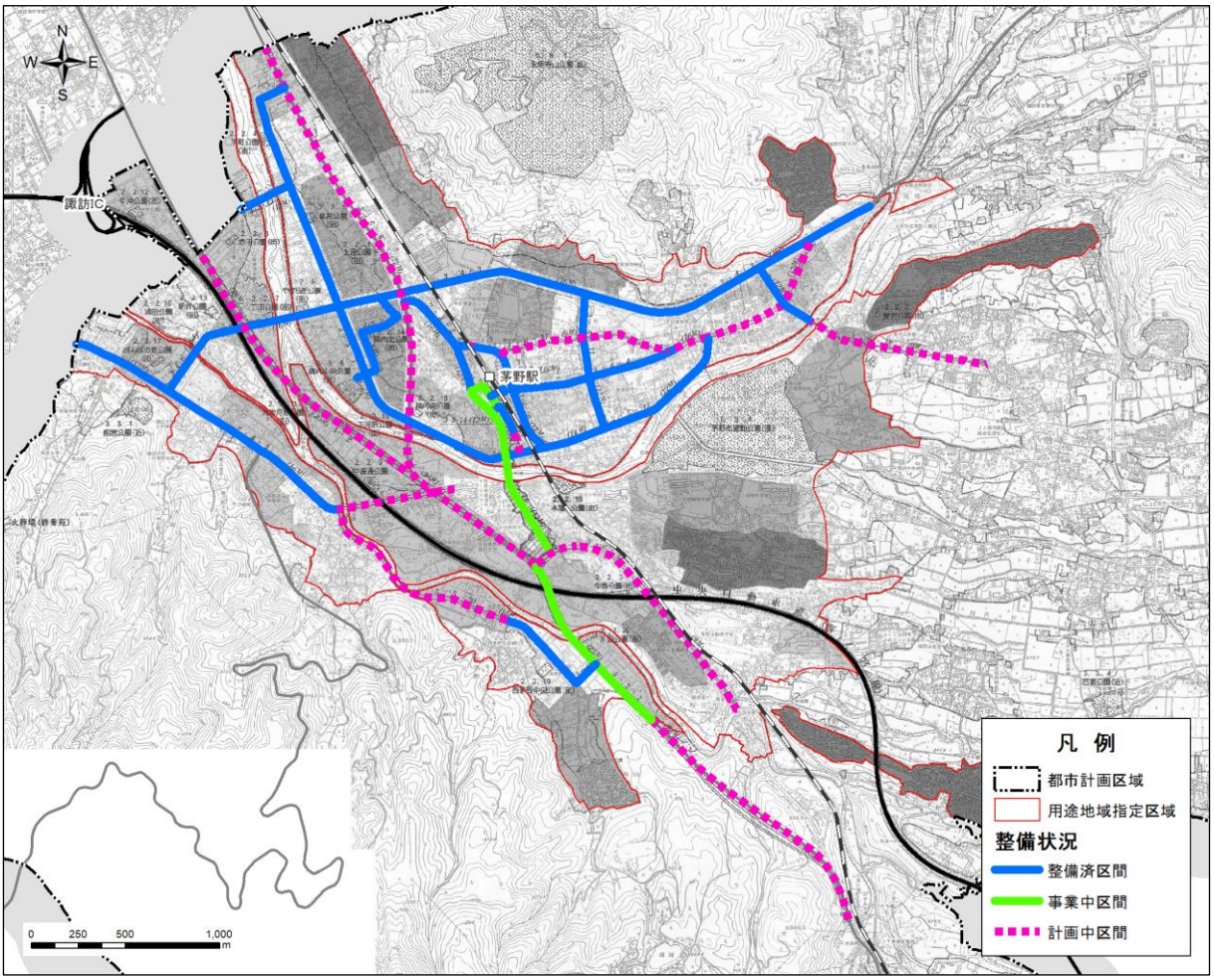

資料：茅野市「平成28年度茅野都市計画基礎調査」

（２）都市公園

都市公園は、子どもからお年寄りまで様々な人々が利用する身近な公共施設の一つです。

本市の都市公園は ３７箇所あり、供用面積は 85.34ha で、住民一人当たりの面積に換算すると 15.4 ㎡／人となっています。

今後は、都市公園の未供用区域の整備を推進するとともに、市民共有の財産として既存公園の計画的な維持管理に努めていく必要があります。

＜都市計画公園＞

種類	種別	名称	計画面積（ha）	供用面積（ha）
住区基幹公園	街区公園	上原公園	0.06	0.06
		粟沢公園	0.13	0.13
		中島公園	0.40	0.40
		下町公園	0.30	0.30
		葛井公園	0.29	0.29
		やすらぎ公園	0.26	0.26
		丁田公園	0.11	0.11
		赤田公園	0.18	0.18
		中道通公園	0.16	0.16
		下河原公園	0.21	0.21
		大学河原公園	0.20	0.20
		中沖公園	0.26	0.26
		横内南公園	0.17	0.17
		横内北公園	0.20	0.20
		新井公園	0.21	0.21
		浦田公園	0.04	0.04
		ばんばの池公園	0.15	0.15
		木落し公園	0.50	0.50
		西茅野中央公園	0.33	0.33
		川辺公園	0.20	0.20
	近隣公園	前宮公園	1.50	1.50
		花時公園	1.70	1.70
		金沢公園	2.10	2.10
		弓振公園	2.30	2.30
		横内中央公園	1.00	1.00
	地区公園	岳麓公園	4.60	4.60
都市基幹公園	総合公園	永明寺山公園	67.00	33.00
	運動公園	茅野市運動公園	34.10	33.80
合計			118.66	84.36

＜都市計画決定されていない都市公園＞

種類	種別	名称	計画面積（ha）	供用面積（ha）
住区基幹公園	街区公園	北久保公園	0.08	0.08
		大日影公園	0.11	0.11
		風除け公園	0.22	0.22
		茅野駅前縄文公園	0.04	0.04
		川越し公園	0.13	0.13
		平公園	0.14	0.14
		ひめみや池公園	0.10	0.10
		火燈公園	0.11	0.11
		やしろ夢ひろば	0.05	0.05
合計			0.98	0.98

資料：茅野市「茅野市の統計（都市計画課）」

＜都市公園の分布＞

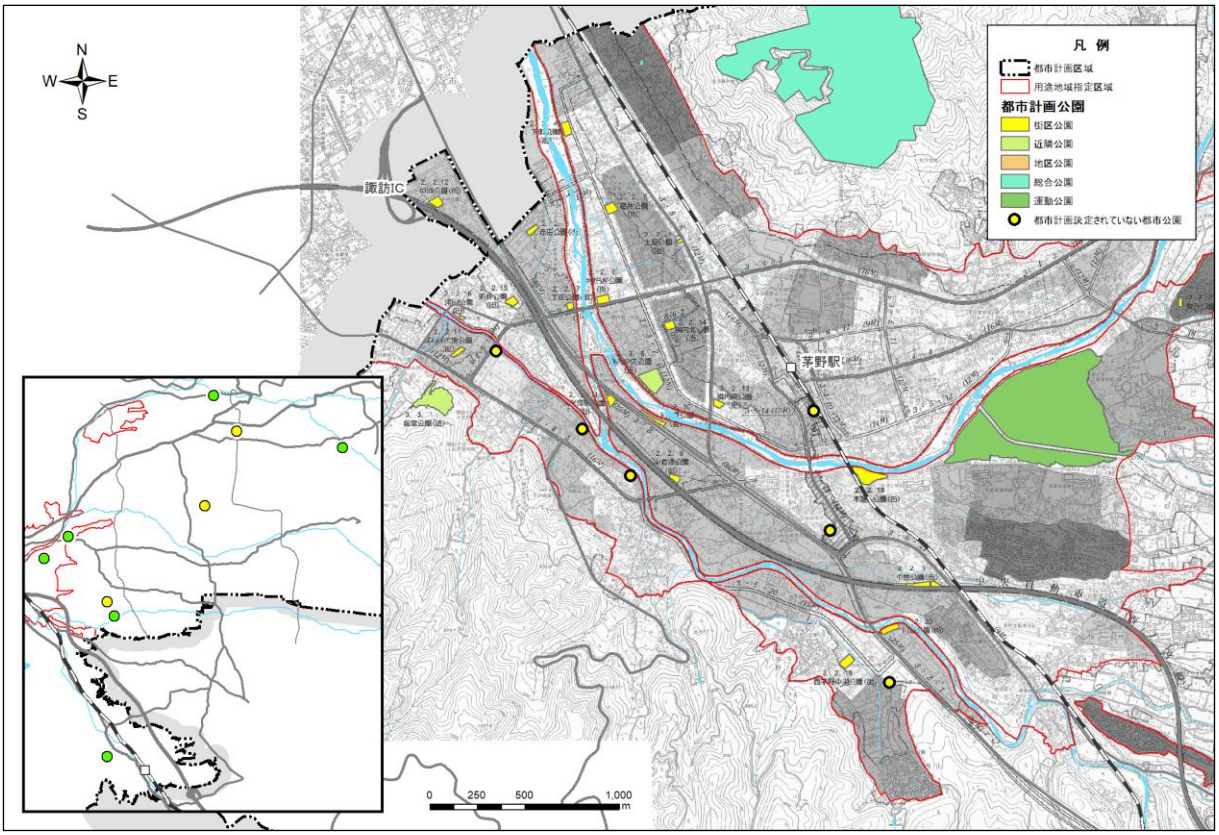

資料：茅野市「平成 28 年度茅野都市計画基礎調査」

（３）下水道

本市の下水道事業は、昭和 49 年度（1974 年度）に諏訪湖流域下水道関連公共下水道として事業に着手し、以降、汚水処理の普及に努め、平成 28 年度（2016 年度）末現在の下水道普及率は 96.7%となっています。

また、白樺湖の水質保全のため、昭和 50 年度（1975 年度）に事業着手した白樺湖特定環境保全公共下水道は、平成元年度（1989 年度）には必要とされる箇所の整備を完了し、平成 27 年度（2015 年度）末に諏訪湖流域下水道へ接続されています。

今後は、施設の整備、計画的更新・維持と効率的な管理による安定した運営が求められます。

＜下水道計画一般図＞

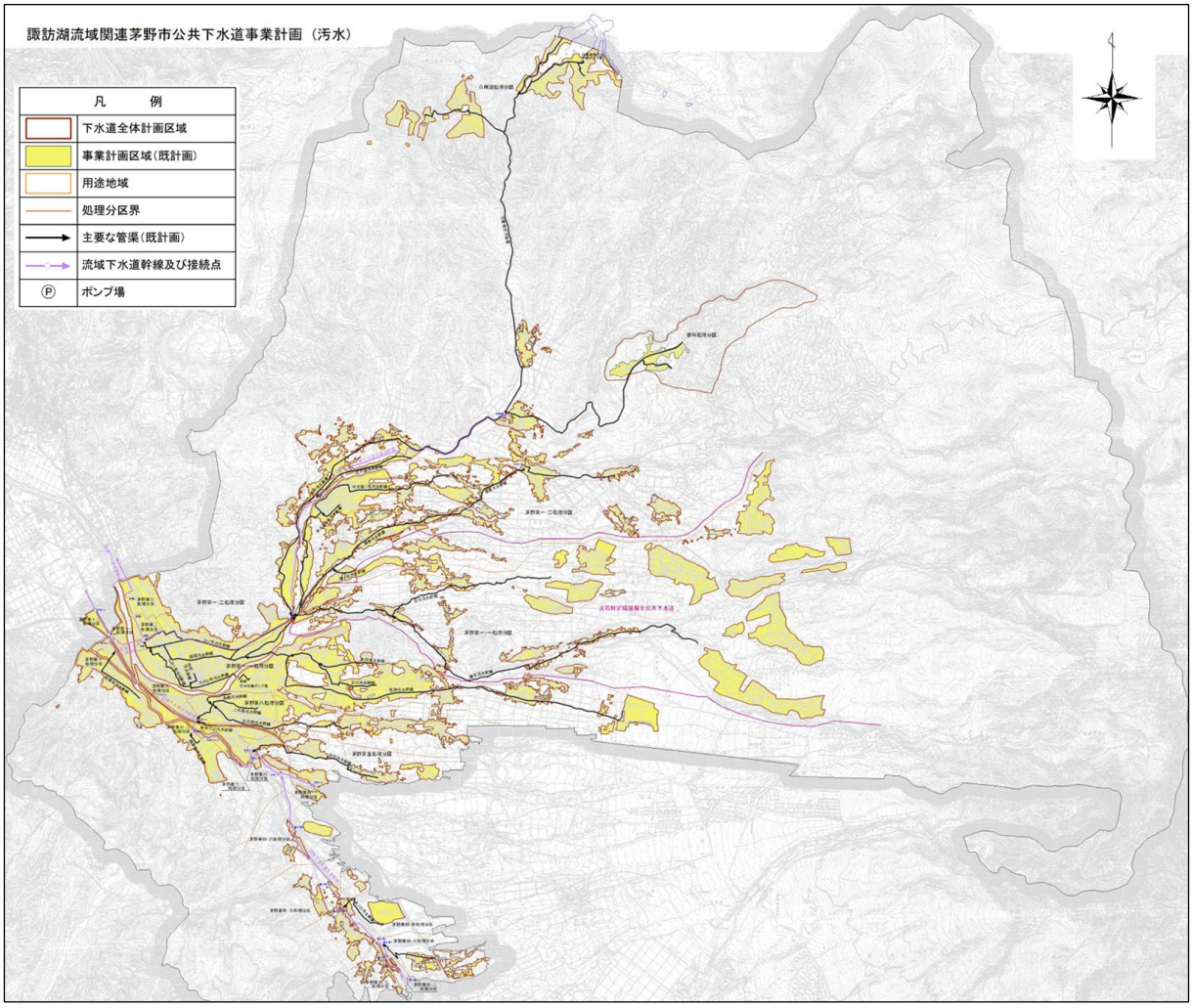

資料：茅野市「茅野市下水道中期ビジョン」

2－4　防災

本市の地形は、傾斜した火山性扇状地に何本もの中小河川が走り、上川沿いに河岸段丘が形成されており、その両側を中心に何箇所もの急傾斜地があり、集落は山際に多く点在しています。

また、豊かな山林に恵まれており山林での地下水かん養により豪雨時の雨水流水量がかなり抑制されていると考えられる一方で、ちの地区の市街地に広がる段丘面では、地表面の不浸透化が進行し、表流水が集中しやすく、主に集中豪雨による水害（内水氾濫を主とする水害）が生じる可能性があるといえます。

このような水害は都市化の進行に伴い徐々に深刻化する傾向があり、山地部での大規模開発等により保水力が低下すると、その被害がさらに助長される可能性があることから、これらの特性に配慮しつつ、適切な防災対策を進める必要があります。

＜ハザード区域（土砂災害警戒区域、浸水想定区域）の状況＞

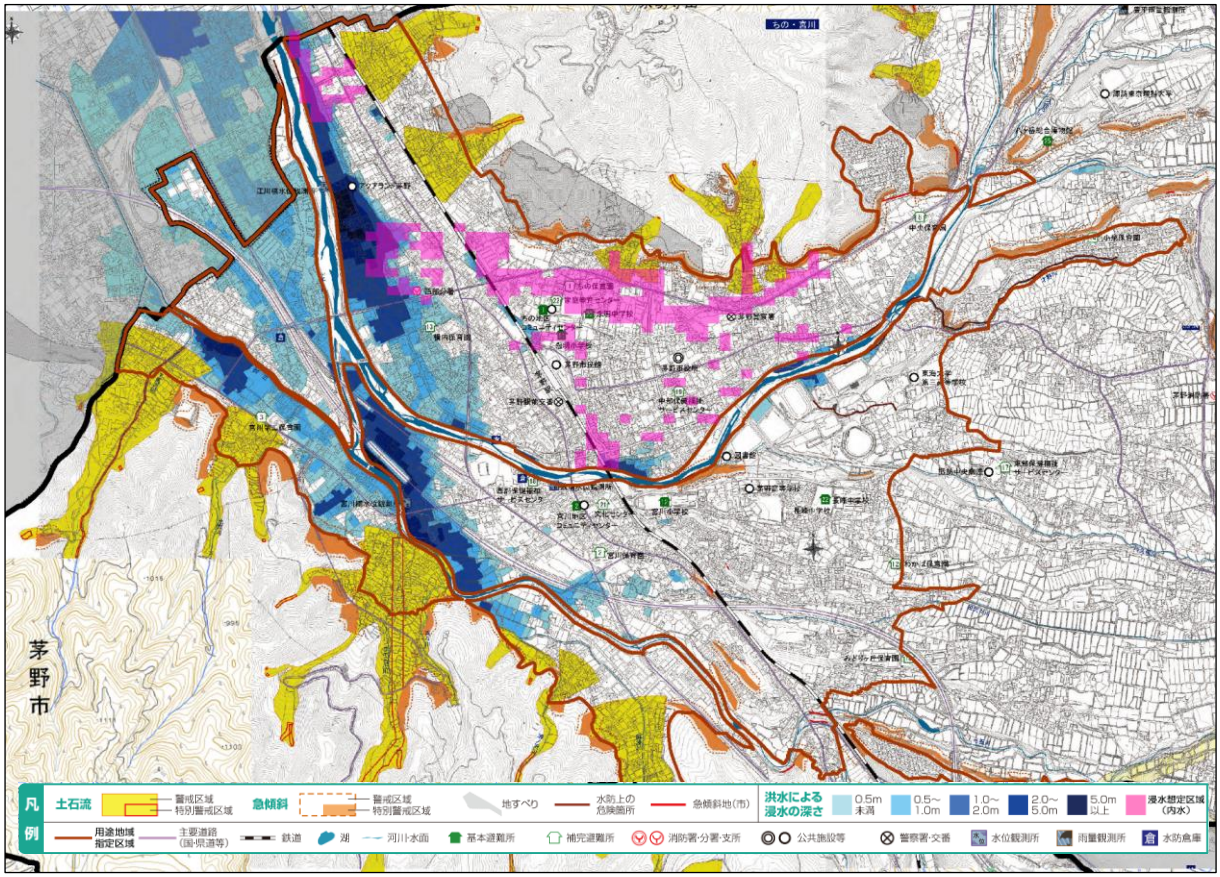

資料：茅野市「防災ガイドブック（ハザードマップ）」

3　都市づくりの主要課題

「都市づくりの経緯」や「茅野市の現状」を踏まえ、茅野市の都市計画に求められる課題として以下の５つが挙げられます。

1　市街地及び都市機能の拡散抑制

今後、人口減少や高齢化の進行が予測される中、都市経営コストを抑え、持続可能なまちづくりを推進するため、無秩序な市街地の拡大やスプロール化を抑制し、都市機能の集約を図っていくことが必要です。また、郊外（用途地域外）に多くの人口を抱えている本市では、郊外居住のあり方を検討していくことも重要な課題となります。

2　豊かな自然環境の保全と共生

本市は、八ヶ岳連峰の森林に代表される豊かな自然環境に恵まれた都市です。特に市域の４分の３に及ぶ森林は、水源かん養などの機能を有しており、森林が荒廃すれば水辺環境にも大きな影響を及ぼします。

このため、森林をはじめ、多様な自然環境を保全し、憩い・レクリエーションの場としても活用できるまちづくりが必要です。

3　地域の独自性と個性の発揮

本市は、合併によって市域が拡大されてきたことから、広大な市域の中に多様な地域が存在しています。そのため、各地域の独自性と個性を十分把握し、自然資源や歴史文化などを活用した地域ごとのまちづくりのあり方を明らかにすることが必要です。

4　安心で快適な住環境の維持・向上

市街地内の住宅地、点在する集落地など、地域に応じた住環境の改善について明らかにしていくことが必要です。

特に、地震や水害、土砂災害などの災害に強いまちづくり、バリアフリー化の推進等によるだれもが安心、快適に暮らせるまちづくりは重要な課題です。

5　協働によるまちづくりの推進

今後、社会情勢の変化に伴い、まちづくりに対するニーズがますます多様化していく中で、これからのまちづくりは、これまで以上に市民・NPO・企業などの様々な人たちが参加できる機会を持ち、協働によって進められていくことが重要です。

第２章

全体構想

本章では、目標都市像を定めた上で、それらを実現する将来都市構造を示します。また、将来都市構造を構築していく分野別の方針についても明らかにします。

１　都市づくりの目標

１－１　目標都市像
１－２　都市づくりの基本的方針
１－３　将来都市構造
１－４　将来の目標人口

２　都市づくりの方針

２－１　土地利用の方針
２－２　道路・交通の方針
２－３　その他の都市施設の方針
２－４　都市環境形成の方針

第２章　全体構想

１　都市づくりの目標

上位計画である「第５次茅野市総合計画」における目指すべき将来像と、前述の都市づくりの主要課題を踏まえ、本市における都市づくりの目標都市像及び基本的方針を次のように設定します。

１－１　目標都市像

目標都市像は、第５次茅野市総合計画を基本として、次のとおり定めました。

茅野市の目標都市像
八ヶ岳の自然、人、技、歴史が織りなす やさしさと活力あるまち

１－２　都市づくりの基本的方針

（１）基本的な考え方

茅野市は、八ヶ岳をはじめとする雄大な自然に抱かれ、縄文の時代から多くの集落が栄えた高原都市です。これからも、豊かな自然環境と人々が調和した安心・快適なまちづくりをめざすため、景観に配慮した土地利用、人にやさしい道路・河川・公園の整備、上下水道の安定したサービスの提供、様々な災害に備えるインフラ整備を進めます。

また、人口減少・少子高齢化といった社会構造の変化とともに生じる、地域コミュニティの希薄化を招く空き家の増加など、深刻で複雑化する課題に正面から取り組んでいきます。

さらに、長期的な集約型都市構造への転換を踏まえ、都市施設の適正配置、賑わいのある中心市街地の再生、集落間ネットワーク形成の推進などにより、コスト面だけでなく都市基盤全般を考慮した持続可能なまちづくりを目指します。

都市基盤分野の目指す姿
豊かな自然と共生した安心・快適なまちづくり

豊かな自然…八ヶ岳をはじめとする雄大な自然。住宅に近接する整備された農地や林。

安　　心…人のつながり、地域のつながり、各コミュニティ充実による安心。災害に備える安心。

快　　適…多様な都市機能を生かし、暮らしの質の向上。

（２）都市づくりの基本的方針

都市基盤分野における「豊かな自然と共生した安心・快適なまちづくり」を目指すための都市づくりの基本的方針は、次のとおりです。

１　豊かな自然環境の保全と共生

本市の外殻を形成する森林は市域の４分の３を占め、「八ヶ岳中信高原国定公園」に指定され、高山・亜高山帯の恵まれた自然環境を有しており、この豊かな自然環境（森林環境）を保全するものとします。また、この森林の中には「車山高原」「白樺湖」「蓼科湖」等の観光交流拠点を有し、森林と観光地の共生を図ります。さらに、八ヶ岳連峰の山麓には、広大な別荘地が広がり、別荘地としての環境と周辺の森林環境の調和、自然と人との共生を目指すものとします。

２　「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくり

国は、将来の都市づくりの指針として、「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」を策定し、その基本的考え方の第一に「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の概念を設定しています。

人口減少下において、様々なサービスを効率的に提供していくために、集約化（コンパクト化）が不可欠で、郊外の基礎集落に設定する小さな拠点と、中心市街地の都市機能集約拠点を公共交通でネットワーク化する都市構造を目標とする概念です。

本市においても、「都市再生特別措置法」を根拠とする「茅野市立地適正化計画」と連携し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指すものとします。

３　安心で快適なまちづくり

近年、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の震災リスク、あるいは、地球温暖化がもたらす異常気象の増加に伴う洪水・土砂災害リスクの増大により、国は、国土形成計画の戦略的目標として、「災害に強いしなやかな国土の形成」を掲げています。

本市においても、地震や水害、土砂災害などの様々な災害に備える安心で快適なまちづくりを目指すものとします。

４　協働で進めるまちづくり

本市では、パートナーシップのまちづくりの積み重ねの中で、住民自治に対する市民意識が育まれてきました。公民協働の中で、育まれた人の和や知恵、まちづくりのしくみは大きな財産です。これからのまちづくりにおいても、この財産をさらに確かなものにし、あらゆる主体の協働によって、地域経営や地域課題の解決が可能となるシステムの構築を進めます。また、計画づくりから施設の管理等に至るまで、市民等が主体的・継続的に参加するまちづくりを進めます。

1－3　将来都市構造

将来都市構造とは、都市の特徴や骨格を概念的に表して、目指すべき将来の都市の姿を分かりやすく描くものです。本市では、以下の基本的な考え方を踏まえて、「土地利用ゾーニング」「都市軸」「都市拠点」の３つの要素から、将来都市構造を描くものとします。

（１）基本的な考え方

現状の都市構造を尊重しつつ、新たな機能の導入を進め、本市独自の合理的な都市構造を目指します。

土地利用ゾーニング	**■茅野市らしさを守り育てるための集落形態の保持** 点在する集落は、周辺の農地及び自然環境と一体となり形成されています。これらの環境はこれまでに培われてきた伝統的、文化的環境の基礎となるものであり、ゆとりのある本市らしい環境を守り育てるため、これを保持します。 **■コンパクトな市街地形成** 長期的な集約型都市構造への転換を踏まえ、茅野駅周辺を拠点として、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、都市機能や居住を誘導し、利便性の高いまちづくりを進めることが必要です。このため、現状の市街地を基本として、コンパクトな市街地形成を計画的に進めます。
都市軸	**■広域行動軸の形成** 既存の国道及び主要地方道を基本として、広域的な交通流動を担う広域行動軸としての強化を図ります。 **■放射状道路の行動軸としての活用** 既存の市街地、集落地間を結ぶ放射状道路は、行動軸として、環境・景観の修復や歩行者空間の整備等を積極的に進める資源として位置づけます。
都市拠点	**■都市機能集約拠点・地域コミュニティ拠点の形成** 茅野駅周辺において、各種都市機能の集約により、都市の魅力向上を図るとともに、交通結節点としての機能向上を図る都市機能集約拠点を設定します。また、各地区コミュニティセンター周辺において、生活利便施設の集約や機能向上を図る地域コミュニティ拠点を設定します。 **■市街地及び周辺地区での産業・文化拠点の配置** 学術研究複合拠点、市民スポーツ・文化拠点、生産・業務拠点、商業・業務拠点、広域医療・福祉拠点、地域交通拠点を既存の都市施設を基本に、施設間の連携を考慮して配置します。 **■歴史文化、観光交流拠点の形成** 優れた自然・縄文の歴史をもつ本市において、だれもが自然・歴史・文化環境にふれあえる交流拠点づくりが必要です。市民共有の都市拠点の形成のために、歴史・文化拠点、観光交流拠点を設定します。

（２）目標とする将来都市構造

前述の「基本的な考え方」を踏まえ、「土地利用ゾーニング」「都市軸」「都市拠点」の３つの要素から将来都市構造を構成します。

①　土地利用ゾーニング

自然地形や土地利用形態等の特性に基づく地域のまとまりを“面”で概念的に表す「土地利用ゾーニング」を次のように設定します。

土地利用ゾーニング	位置づけ
市街地ゾーン	● 現行の用途地域が該当します。 ● 交通結節点である茅野駅周辺を含む中心市街地においては、都市機能の集約を図り、利便性が高いまちづくりを推進します。 ● 住宅系用途地域においては、空き家・空き地の有効活用等による効率的な土地利用や、都市基盤施設の整備により良好な住環境の維持及び形成を図ります。
緑と人の農住共生ゾーン	● 農業振興地域の区域が該当し、農地と集落地及び住宅地で構成されています。 ● 今後とも優良農地の保全を図るとともに、集落地及び住宅地においては生活利便施設の集約化等により住環境の維持･向上を図ります。 ● 点在して立地する既存の工業団地において、生産業務の拠点としての強化を図ります。 ● 雄大な眺望と自然豊かな田園風景が調和した田舎暮らし等の移住・定住先としての形成を図ります。
山岳・高原リゾートゾーン	● 「八ヶ岳中信高原国定公園」を含む高山・亜高山帯及び別荘地等のリゾートエリアを含む森林地域が該当します。 ● 高山・亜高山帯や森林地域における良好な自然環境の保全及び自然環境に配慮した良好な保健休養地の維持や観光振興を図ります。
【特定エリア】 高山・亜高山帯エリア	● 山岳・高原リゾートゾーン内の概ね標高 1,600 メートル以上の地域であり、多様な地形や貴重な動植物の生息・生育場所であるとともに水源かん養地が該当します。 ● 茅野市生活環境保全条例において、開発や高さ 13 メートルを超える建築物・工作物の設置が禁止されています。

＜土地利用ゾーニング＞

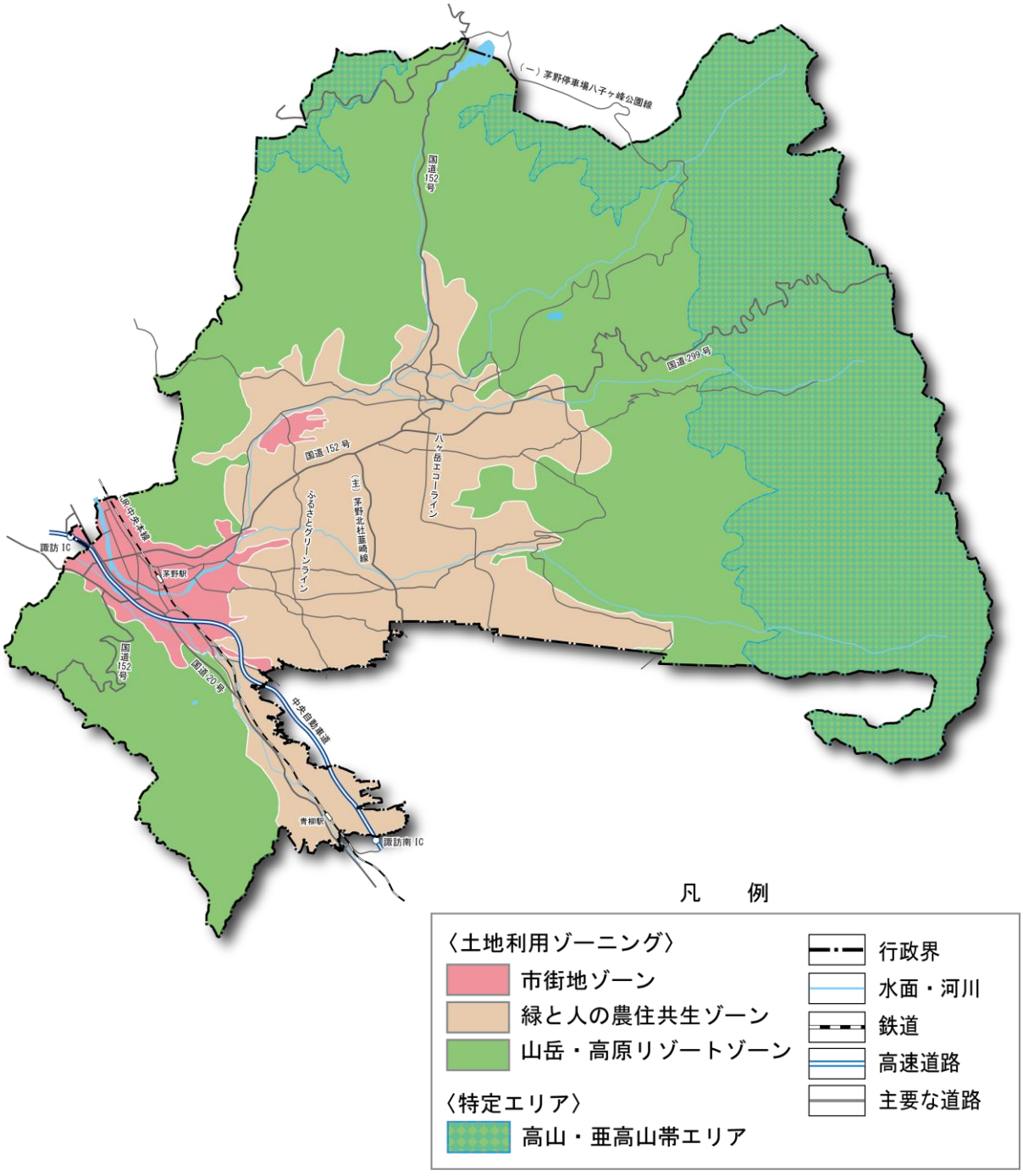
（一）茅野停車場八子ヶ峰公園線
国道152号
国道299号
国道152号
（主）茅野北杜韮崎線
八ヶ岳エコーライン
ふるさとグリーンライン
JR中央本線
諏訪IC
茅野駅
国道152号
国道20号
中央自動車道
青柳駅
諏訪南IC
凡　例
〈土地利用ゾーニング〉
市街地ゾーン
緑と人の農住共生ゾーン
山岳・高原リゾートゾーン
〈特定エリア〉
高山・亜高山帯エリア
行政界
水面・河川
鉄道
高速道路
主要な道路

② 都市軸

人の移動や交流の流れの方向を“線”で概念的に表す「都市軸」を次のとおり設定します。

都市軸	位置づけ	分担
広域交流軸	● 広域的な交通流動を担います。	・中央自動車道 ・国道 20 号 ・JR 中央本線　等
行動軸	● 隣接する都市間及び市内の拠点・集落間の行動軸としての機能を担います。	・国道 152 号 ・国道 299 号 ・(主) 茅野北杜韮崎線 ・(主) 岡谷茅野線 ・(一) 茅野停車場八子ヶ峰公園線(ビーナスライン) ・(一) 富士見原茅野線(鉢巻線) ・(一) 諏訪茅野線 ・ふるさとグリーンライン ・八ヶ岳エコーライン

＜都市軸＞

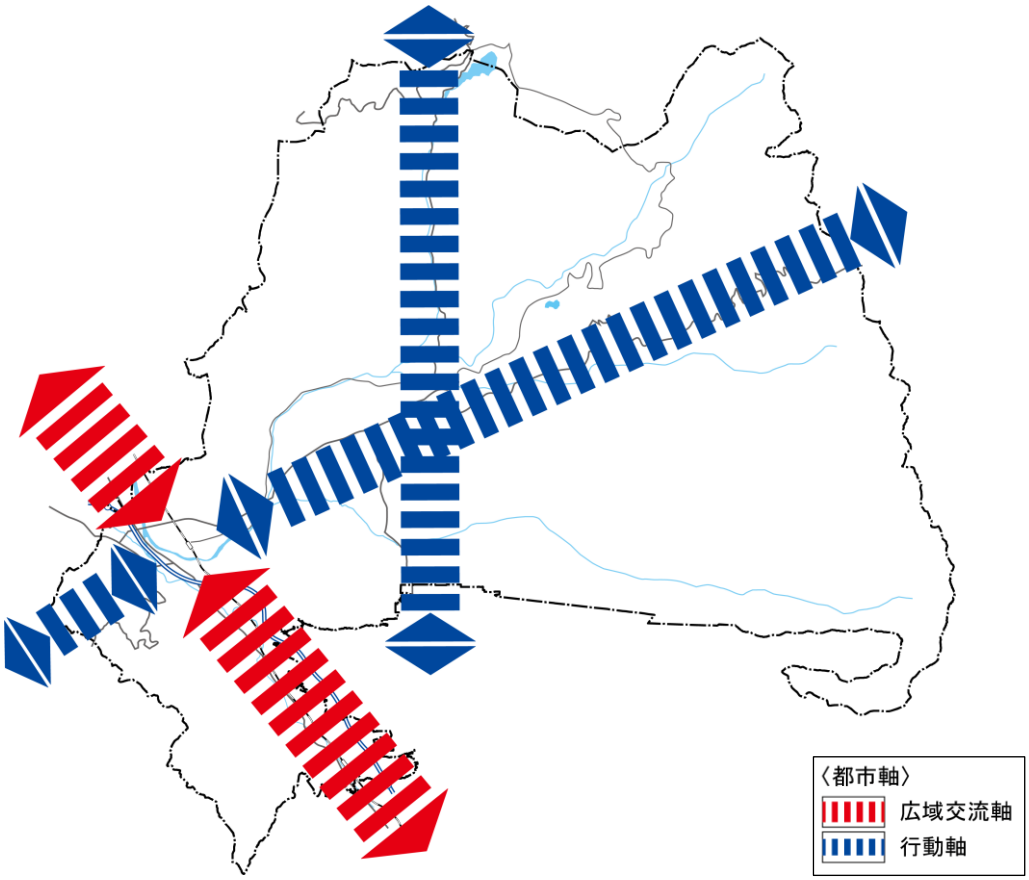

③　都市拠点

特徴的な都市機能等が集積し、将来の都市づくりの核となる地区を“点”で概念的に表す「都市拠点」を次のとおり設定します。

都市拠点	位置づけ	分担
都市機能集約拠点	● 各種都市機能の集約を図り、都市の魅力向上を図るとともに、茅野駅周辺においては交通結節点としての機能向上を図ります。	・茅野駅周辺及び中心市街地周辺
学術研究複合拠点	● 周辺環境との調和を図りながら人材の育成及び産学連携の中核として機能向上を図ります。	・諏訪東京理科大学周辺
歴史・文化拠点	● 市固有の歴史・文化資源の集積地として、施設周辺の良好な環境の維持・保全を図ります。	・諏訪大社上社前宮周辺 ・茅野市尖石縄文考古館周辺
市民スポーツ・文化拠点	● 市民の交流や憩いの場であるとともに、災害時における物資輸送拠点、ヘリポートとしての役割を担っていることから、利便性向上及び防災拠点機能の維持を図ります。	・茅野市運動公園一帯
生産・業務拠点	● 一定の雇用を確保するため、生産業務の拠点として強化を図ります。	・福沢工業団地 ・米沢工業団地 ・諏訪南インター林間工業団地 ・上原山林間工業公園 ・金沢工業団地 ・長倉工業団地 ・塩之目工業団地 ・玉川工業団地 ・丸山工業団地 ・中村工業用地

都市拠点	位置づけ	分担
観光交流拠点	● 自然環境を生かした魅力ある高原リゾート観光地として機能向上を図ります。	・蓼科湖周辺 ・白樺湖周辺及び車山高原周辺 ・八ヶ岳周辺
商業・業務拠点	● 諏訪市と連たんした商業・業務系の集積地として機能向上を図ります。	・諏訪ステーションパーク周辺
広域医療・福祉拠点	● 諏訪中央病院は救急告示医療機関となっており、広域的な利便性向上を図ります。	・諏訪中央病院 ・東部保健福祉サービスセンター周辺
地域交通拠点	● 交通結節点としての機能向上を図るとともに、商・工・観及び地域交流の向上を図ります。	・青柳駅周辺
地域コミュニティ拠点	● 各地区において、生活利便施設の集約や機能向上を図ります。	・地区コミュニティセンター周辺（ちの、宮川、米沢、豊平、玉川、泉野、金沢、湖東、北山、中大塩）

＜都市拠点＞

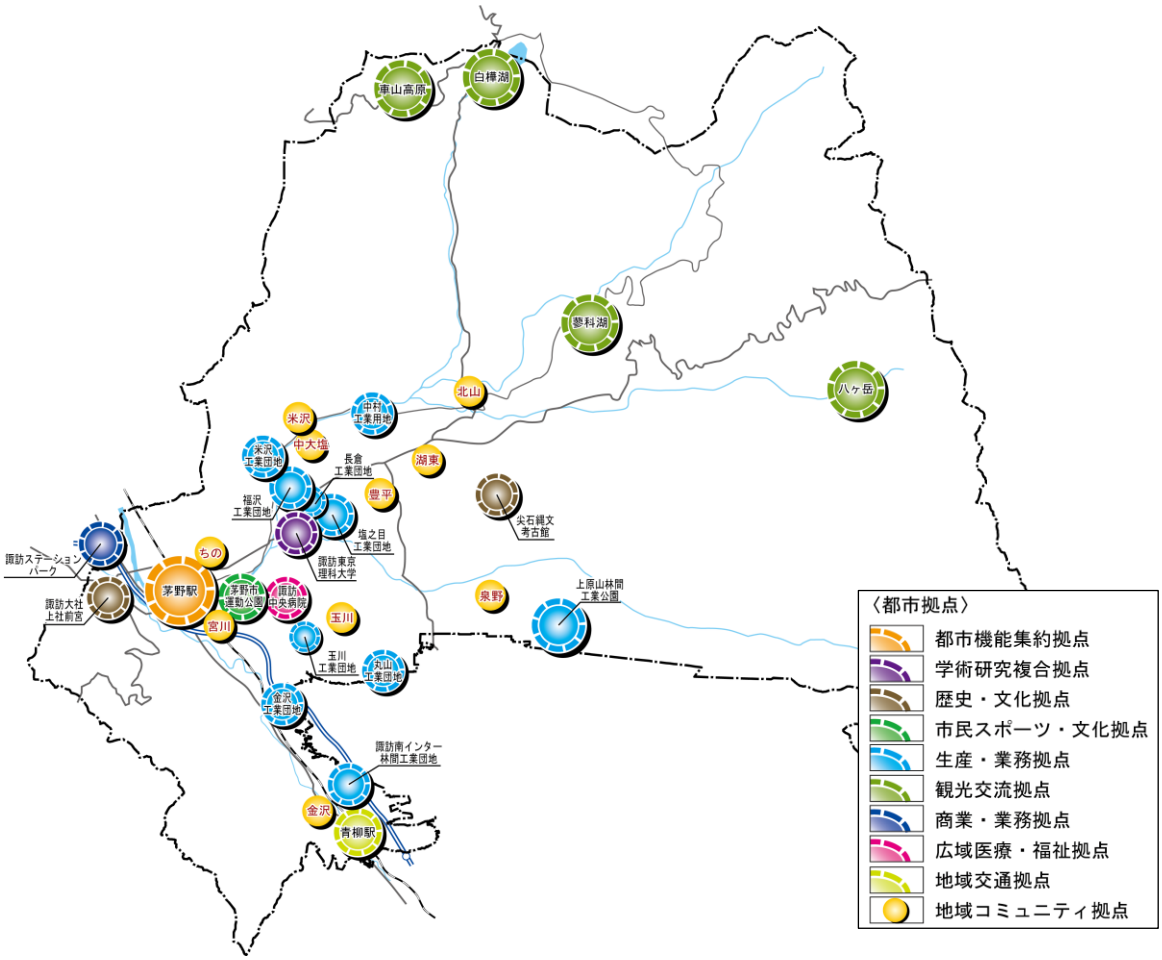

④ 将来都市構造図

本計画が目指す「将来都市構造図」を次のとおり設定します。

＜将来都市構造図＞

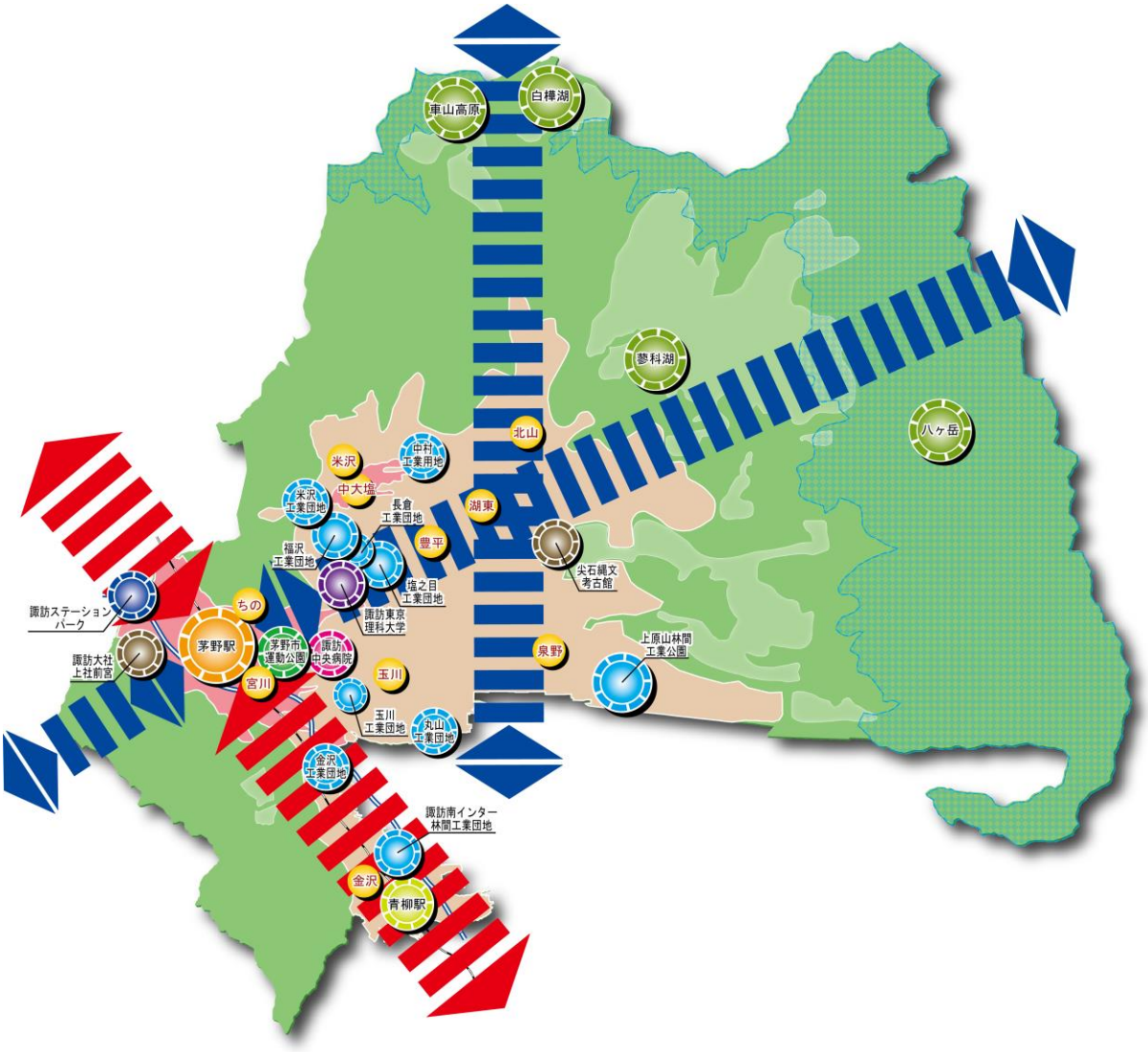

凡　例

〈土地利用ゾーニング〉
- 市街地ゾーン
- 緑と人の農住共生ゾーン
- 山岳・高原リゾートゾーン

〈特定エリア〉
- 高山・亜高山帯エリア

〈都市軸〉
- 広域交流軸
- 行動軸

〈都市拠点〉
- 都市機能集約拠点
- 学術研究複合拠点
- 歴史・文化拠点
- 市民スポーツ・文化拠点
- 生産・業務拠点
- 観光交流拠点
- 商業・業務拠点
- 広域医療・福祉拠点
- 地域交通拠点
- 地域コミュニティ拠点

〈地形・地物等〉
- 鉄道
- 高速道路
- 別荘地

1－4　将来の目標人口

（1）将来人口の推計

本市の人口は、現在までの住宅団地の建設や工場の移転、新規誘致等に伴う転入者により年々増加してきましたが、平成 17 年（2005 年）をピークに減少傾向となっており、平成 27 年（2015 年）時点で 55,912 人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2038 年には約 47,000 人まで減少すると予測されています。

一方で、第５次茅野市総合計画における 2038 年の将来展望人口は、出生率の向上や転入者の増加等、様々な人口減少対策の効果を見込んだ場合、51,800 人と推計しています。

＜趨勢人口と将来展望人口＞

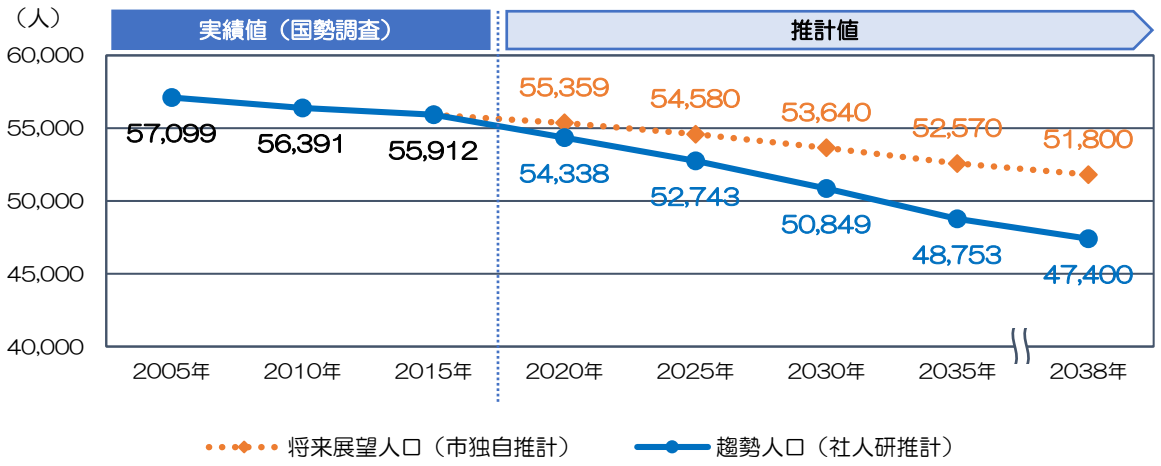

	実績値	推計値				
	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2038 年
将来展望人口（市独自推計）	55,912 人	55,359 人	54,580 人	53,640 人	52,570 人	51,800 人
趨勢人口（社人研推計）	55,912 人	54,338 人	52,743 人	50,849 人	48,753 人	47,400 人

注：【2015 年】総務省統計局「国勢調査」
【2020 年～2035 年】将来展望人口：第５次茅野市総合計画による市独自推計
趨勢人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年３月推計）」
【2038 年】2035 年・2040 年時点の推計値に基づき、各時点間は直線的に推移するとの仮定のもと設定。

（2）将来の目標人口

人口は都市の活力の源泉となる基本的な要素であり、人口減少の進行を緩和する施策を講じることは、都市づくりの重要な要素です。

概ね 20 年後にあたる 2038 年における目標人口は、第５次茅野市総合計画で想定されている将来展望人口に準じて、「51,800 人」と設定します。

2　都市づくりの方針

2－1　土地利用の方針

土地利用に関する基本的な考え方及び基本方針について、以下に示します。

①　基本的な考え方

本市の土地は、現在及び将来における市民のための限られた資産であるとともに、地域の発展や豊かな市民生活及び生産等の諸活動の共通の基盤です。また、森林・農用地・宅地・道路・河川等の土地資源の上に、水や空気、景観等の要素が加わって茅野市という地域が形成されています。

八ヶ岳から市街地まで連続して繋がる、水と緑の連携軸を保全していくことを前提として、自然的土地利用と都市的土地利用のバランスある発展を目指し、本市を取り巻く様々な状況の変化に的確に対応した土地利用を総合的、計画的に進めます。

②　基本方針

1　多様で豊かな自然環境、資源の保全・活用・継承

本市は、八ヶ岳に代表される自然資源、尖石遺跡に代表される縄文文化、八ヶ岳の裾野に広がる森林や田園地帯、そして清らかな水と空気等、多様で質の高い資源が蓄積されています。先人の営みの中で形成され引き継がれて、永年にわたり蓄えられた貴重な資源を真に保全・活用し、次世代に継承していくことが必要です。そのため、土地利用にあたっては市域全体のバランスを重視するとともに、本市が誇る自然環境や原風景は我々の時代で失うことなく、保全と再生を図りながら未来に引き継いでいきます。

2　量的な拡大から質的な充実に配慮した土地利用の推進

土地利用の量的拡大から質的な充実を目指す時代になってきました。農用地や森林等の自然的土地利用は、公益的機能の維持・継承していくことを基本とするとともに、土地利用条件に応じた適正な利用、また、治山・治水対策の推進や自然的、歴史的な既存資源の再評価や組合せにより多機能で多面的な活用を推進します。

市街地等の都市的土地利用は、低・未利用地の有効活用や、防災施設等の社会基盤整備を図り、産業振興や中心市街地の活性化に配慮した適正な土地利用の転換による有効利用を推進します。また、歴史や文化と調和したうるおいとやすらぎのある空間の形成、個性と魅力ある良好な市街地の環境を創出します。これまで地域の蓄積してきた資源を土台に土地利用の質を高め、後世が継続して使い、さらにその上に積み上げていくような資産の活用と土地利用を進めます。

3　連続性のある土地利用と交流拠点の強化

本市の土地、水・緑等の自然は、単一の地区や行政区に限られたものではなく、連続性を有しています。このため各地域の自然的・歴史的・文化的要素等のネットワークと交通網整備等の都市的ネットワークの強化を図り、市域全体の総合力を高めながら市域全体が調和して一体的に発展していくための土地利用を進めます。

また、日常の生活活動や生産・経済活動は、市域を超えた広域の中で営まれていますが、本市は諏訪地域の交流拠点都市として大きく発展し、広域的な中心拠点としての都市機能の一翼を担っていくことが今後も期待されています。これらの土地利用は、単に市域のみから見た利用でなく、連続性を重視した利用を進め、交流拠点都市としての機能強化を図ります。

4　「住み手」から「創り手」へ、愛着と誇りの持てる地域づくり

すべての市民が安全で安心して暮らせる生活環境づくりを進めていくことは、まちづくりにおいて最優先すべき課題であり、市民や地域の主体的な参加が必要です。

少子高齢化の進行に伴い、地域力や市民力の低下が懸念される中で、活力あるコミュニティを維持しながら、「住み手」である住民が自ら「創り手」となってそれぞれの地域に応じた土地利用を考え、住む人々が安全に安心して暮らせる生活環境づくりに参加し、地域に愛着と誇りを持ち、これからも住み続けたいと感じる地域づくりを目指します。

5　地域の総合力による活力あるまちづくりへの対応

今日の本市の発展は、一面には人口の堅調な増加に支えられてきましたが、近年、人口減少・高齢化が進行しています。住民が豊かに永続的に住み続けるためには、人口減少の抑制や産業振興等の活力あるまちづくりの推進を継続的に行う必要があります。そのために、広域交通体系や情報化基盤整備、多様で豊かな地域資源の再評価・活用等により、交流拠点としての付加価値を高め、基礎的条件をさらに向上させ、地域の総合力を高める必要があります。

地域の総合的な土地利用における付加価値を高めることにより、既存企業の育成や、地域住民や企業等の理解と協力を得ながら、市全体の土地利用に配意した対応を進めます。

6　土地所有者と地域、関係団体、行政が連携し協働する計画的な土地利用

市域の永続的な発展を目指し、公共の福祉を優先した計画的な土地利用を展開していくためには、土地所有者だけではなく、地域の方々や関係諸団体の理解と参加・協力が必要になります。

市域の大部分を占める豊かな森林等の自然資源を適切に保全、育成し未来に継承し、誇りと愛着を持てる地域づくり、また、地域で資源が循環していく仕組みを確立し、環境負荷の低い都市を形成していくためには、地域のコミュニティ活動も大きな役割を果たします。

自然環境と都市的機能が調和した、均衡ある持続可能な土地利用を計画的に進めるために、様々な土地利用の場面において、市民・地域・関係諸団体・行政が連携して参加・協働するシステムを推進します。

③　土地利用区分別の方針

土地利用の区分は、地域の特性や現在の土地利用を基本に以下の観点から設定します。

＜土地利用の区分とイメージ＞

区分		将来の土地利用のイメージ
住宅地	市街地住宅地	● 面的に道路・公園等の都市基盤施設の整備された、良好な住宅地。
	集落住宅地	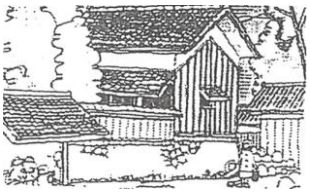 ● 農地・既存宅地・新規住宅の共存、協調型の住宅地。既存集落地内の寺社地等の歴史的要素や水と緑の空間と一体となった低層住宅地。
商業地	中心商業 交流地	● 本市の中心商業・文化・交流複合地として、茅野駅周辺において地域生活利便のための商業・サービス施設や文化・交流施設等の立地誘導を進める地区。 ● 特に今後の都市生活の需要に対応しつつ、軸状の商業・業務ゾーンを基本として土地利用の強化形成を目指す。
	沿道近隣 商業地	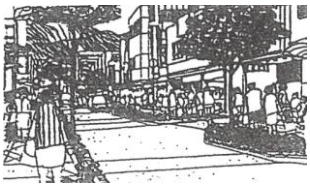 ● 市街地における計画的な住宅地整備による定住人口の確保を背景とした日常生活に対応した路線型の商業・サービス地。
商業・業務地		● 道路整備による地区へのアクセス条件を背景とした流通関連複合サービス業務地。 ● 中心市街地との適正な役割の分担を図り、地区においては幹線道路への交通負荷の低減、景観等の規制誘導を進める。
生産・業務地		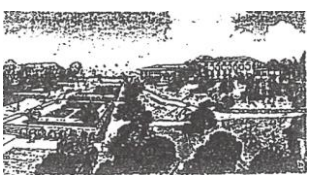 ● 地域の活性化を進め、一定の雇用を確保する工業生産業務地。 ● 地域の生産資源の二次産品化等の地域加工型工業も重視する。 ● 市街地部においては、先端産業と研究業務機能の強化を図る。

区分		将来の土地利用のイメージ	
森林交流地			● 今後の観光・交流・レクリエーション活動に対応した、自然と共生型の交流地・別荘地。
	高山・亜高山環境保全地		● 八ヶ岳に連なる標高約 2,500m 以上の高山帯ゾーンにおいては、厳正な自然環境の保全を図る。標高約 1,600m 以上の亜高山帯においては、生態系の維持保全を図り、同地区内の森林交流地においては、これらの優れた自然生態系に配慮した配置・誘導を行い、環境の保全・回復等に努める。
山林地			● 自然生態系の維持、地域景観の保持、自然防災、水源かん養、自然とのふれあい等の機能地として保全・回復・活用を進める。
公園・緑地	河川・水辺緑地	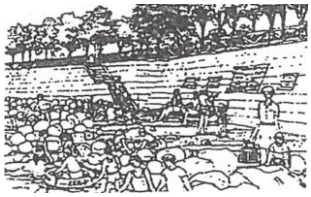	● 本市の都市骨格となる河川空間を計画的に緑地として位置づけ、地区の実情に応じて保全・活用を進める。 ● 治水機能の確保とともに水質の浄化と親水空間としての整備、あるいは湧水及び周辺空間の緑化や保全等により河川と水の都市を特徴付ける。
	公園・緑地系施設地		● 広域圏を含めて本市を代表する公園・緑地、地域資源を活用した公園施設地、日常生活のための公園施設等の配置地区。
農地			● 生産機能、郷土景観形成機能、生物生息空間機能、遊水機能、都市と農村の交流機能、都市の気候調整機能等多様な機能を有する農地を極力まとまりのある形態で保全する。
主要公共施設地			● 地域の生活に対応した生活利便施設、教育、福祉、文化・交流及び環境維持管理等の主要公共施設地として都市、市街地、集落単位での配置を図る。

＜土地利用方針図＞

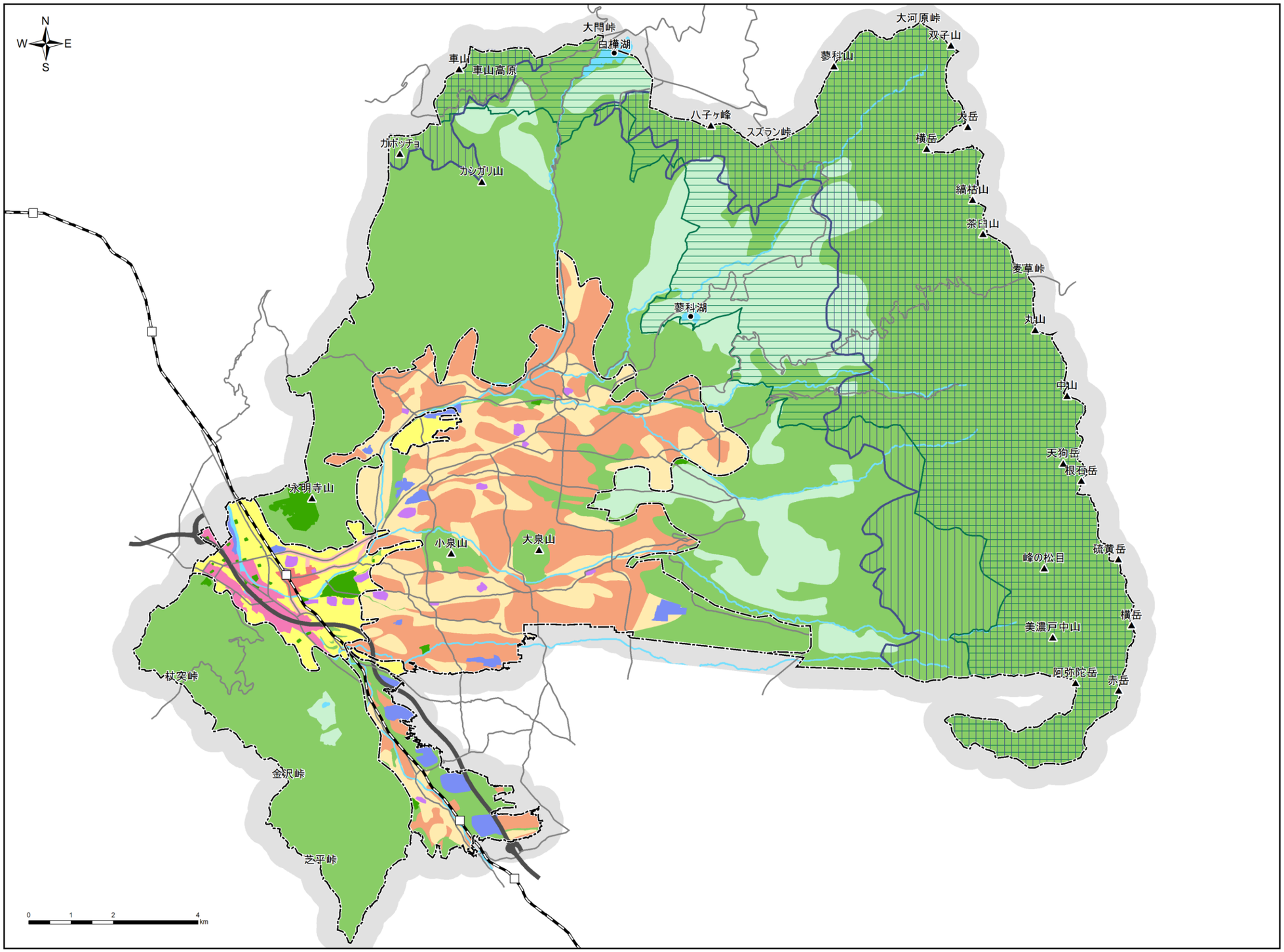
N
W
E
S
大門峠
白樺湖
車山
車山高原
八子ヶ峰
スズラン峠
大河原峠
双子山
蓼科山
大岳
横岳
ガボッチョ
カシガリ山
縞枯山
茶臼山
麦草峠
蓼科湖
丸山
中山
天狗岳
根石岳
永明寺山
小泉山
大泉山
峰の松目
硫黄岳
横岳
美濃戸中山
阿弥陀岳
赤岳
杖突峠
金沢峠
芝平峠
0 1 2 4 km
凡　例
＜土地利用＞
市街地住宅地
集落住宅地
中心商業交流地
沿道近隣商業地
商業・業務地
生産・業務地
山林地
河川・水辺緑地
高山・亜高山環境保全地
八ヶ岳中信高原国定公園
森林交流地
公園・緑地
農地
主要公共施設地

2－2　道路・交通の方針

道路・交通に関する基本的な考え方及び方針について、以下に示します。

（１）基本的な考え方

交通体系の整備は、都市形成上重要な項目です。特に、市の交通体系は、地形的な条件やこれまでの地域が形成されてきた経緯等から、東西方向を結ぶ道路（八ヶ岳方面への縦道）が市街地周辺に集中し、また、市の南北を結ぶ道路（横道）に未整備区間があります。このため、通過交通や観光交通と生活交通が一部の道路に集中し、交通渋滞等の問題が発生しています。これらの問題を解決し、適正な維持管理を行い、安全で快適な交通体系の形成を目指します。

（２）道路ネットワーク形成の方針

①　骨格道路

区分	位置づけ
高速自動車道	● 中央自動車道を高速自動車道として位置づけます。 ● 諏訪 IC、諏訪南 IC が本市へのアクセス IC となります。
主要幹線道路	● 本市を通過し、広域的に都市間を結ぶ道路を主要幹線道路として位置づけます。 ● 主要幹線道路として、国道 20 号、国道 152 号、299 号、（主）岡谷茅野線、（主）茅野北杜韮崎線を位置づけます。
幹線道路	● 主要幹線を補完し、本市と隣接する他都市を結ぶ道路及び中心市街地と周辺集落を結ぶ道路を幹線道路として位置づけます。 ● 幹線道路として、（一）諏訪茅野線、（一）茅野停車場八子ヶ峰公園線（ビーナスライン）、（一）富士見原茅野線（鉢巻線）、（一）払沢茅野線、八ヶ岳エコーライン、ふるさとグリーンライン、（一）渋ノ湯堀線、（一）上槻木矢ヶ崎線、（市）南大塩線、（市）神之原山田線を位置づけます。

注）主要地方道：「(主)」、一般県道：「(一)」、市道：「(市)」と表記。

②　都市計画道路

区分	位置づけ
主要幹線道路	● 広域的に都市間を結ぶ国道、主要地方道上に設定された都市計画道路を主要幹線道路として位置づけます。 ● 主要幹線道路として、（都）木舟新井線、（都）山ノ手線、（都）新井線、（都）参宮線を位置づけます。
幹線道路	● 主要幹線道路を補完し、環状を形成する一般県道上に設定された都市計画道路を幹線道路として位置づけます。
補助幹線道路	● 主要幹線道路、幹線道路以外の都市計画道路を補助幹線道路として位置付けます。

注）都市計画道路：「(都)」と表記。

＜道路ネットワークパターン＞

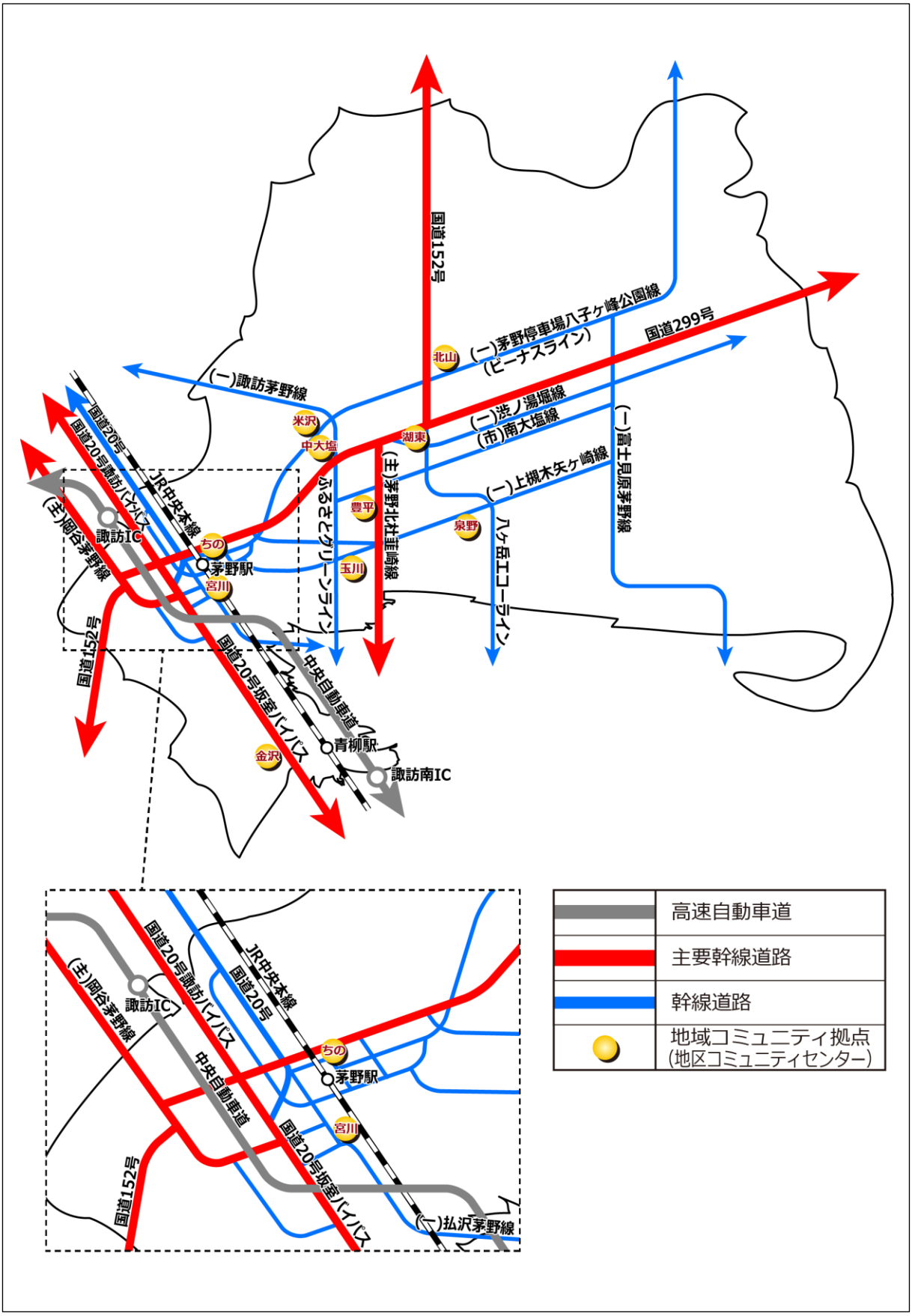

（３）交通施設整備の方針

下記の道路について、重点的に整備を進めます。また、「茅野市公共施設等総合管理計画」と連携を図りながら、「茅野市道路河川等整備計画」「茅野市道路整備プログラム」等に基づき、より実践的な整備を進めます。

①　骨格道路

区分	基本方針
主要幹線道路	**■広域交流軸（国道２０号）の早期４車線化整備** 国道 20 号は、４車線での整備となっており、一部の区間は整備済となっていますが、２車線区間も残されており、早期での４車線化を要請します。 **■行動軸（国道１５２号、２９９号）の機能強化** 国道 152 号は、第１次緊急輸送路、山岳観光道路に位置づけられており、用途地域区間は都市計画道路として 16mの幅員で整備済となっていますが、緑と人の農住共生ゾーン内では、歩道未設置の区間、山間部では急カーブ、急勾配、狭幅員の区間もあり、これらの区間の整備を通じて、災害時の緊急輸送機能の確保や観光の活性化を支える主要幹線道路としての機能強化を要請します。 また、国道 299 号は山岳観光道路に位置づけられており、山間部では急カーブ、急勾配、狭幅員の区間があり、これらの区間の整備を通じて、観光の活性化を支える主要幹線道路としての機能強化を要請します。
幹線道路	**■幹線道路の機能強化** 幹線道路のほとんどは２車線確保がなされていますが、市街地や集落を通る一部の区間において歩道未設置の区間があり、歩行者の安全性確保の観点から機能強化を進めます。 **■行動軸（（一）富士見原茅野線（鉢巻線））の早期供用** （一）富士見原茅野線（鉢巻線）は、一部に未供用区間があり、早期の整備を要請します。 **■都市計画道路としての計画的整備** 用途地域内において、都市計画道路として位置づけられる路線については、都市計画道路としての計画的な整備を図ります。

② 都市計画道路

	区分	基本方針
1	（都）木舟新井線の早期の整備	● （都）木舟新井線は、国道 20 号上に設定された都市計画道路で、４車線化での整備となっていますが、計画中区間については、早期での４車線化整備を進めるものとします。
2	（都）中河原上原線の計画的整備	● （都）中河原上原線は、国道 20 号上に設定された都市計画道路で、12mの計画幅員で整備する計画になっていますが、歩道未設置等により計画幅員での整備がなされておらず、計画幅員での計画的整備を進めるものとします。
3	（都）観音通線（本町区間）の計画的整備	● 未整備となっている（都）観音通線（本町区間）について、計画的整備を進めるものとします。
4	その他都市計画道路の計画的整備	● （都）茅野北山線、（都）坂室茅野線、（都）玉川線、（都）参宮線は、主要地方道、一般県道上に設定された都市計画道路で、計画中区間については、整備を進めるものとします。

＜道路網の整備方針図＞

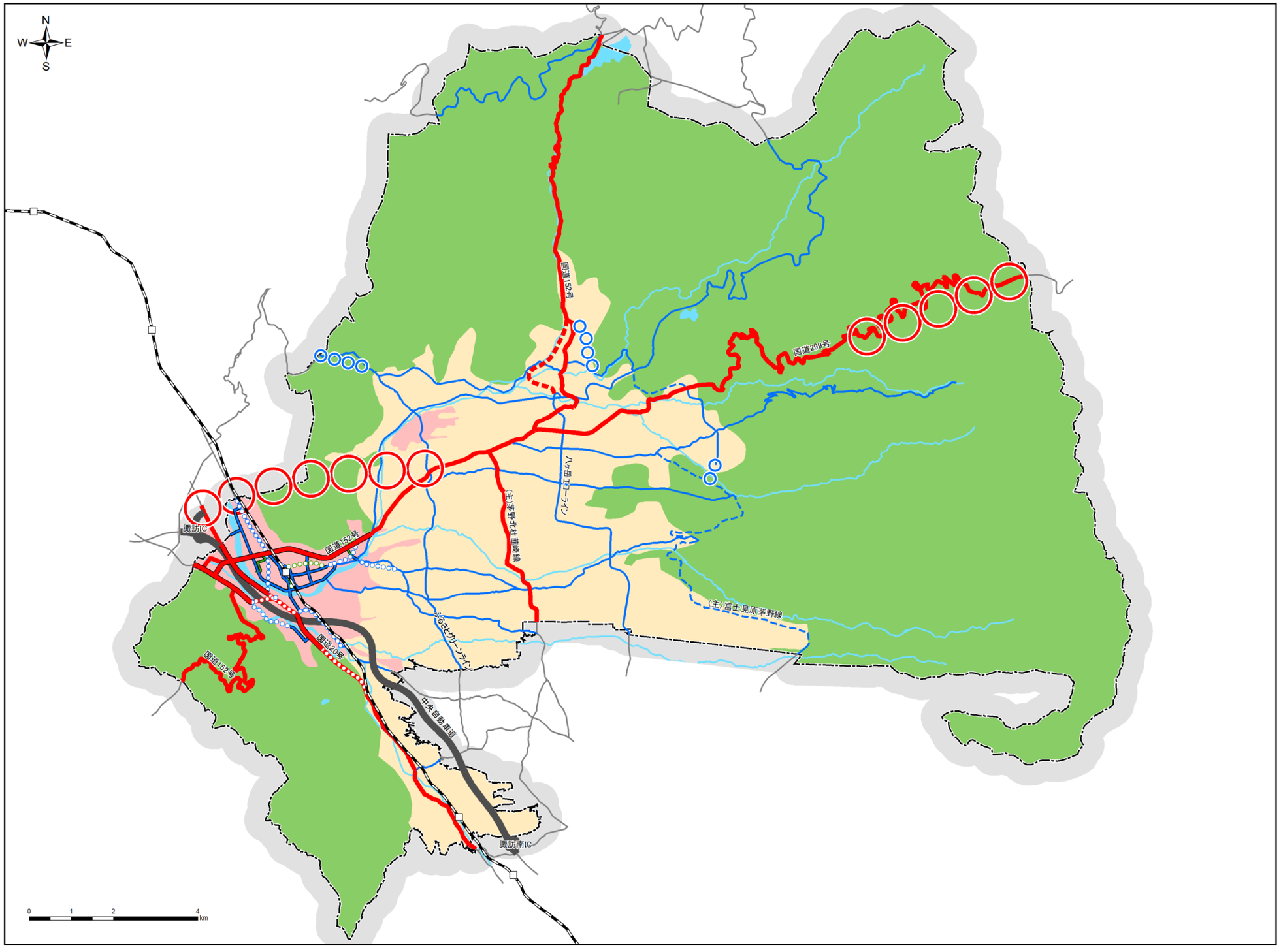

注）骨格道路の整備状況：「諏訪建設事務所管内図（平成 29 年３月）」より　／　都市計画道路の整備状況：「平成 28 年度茅野都市計画基礎調査」より

＜都市計画道路の整備方針図＞

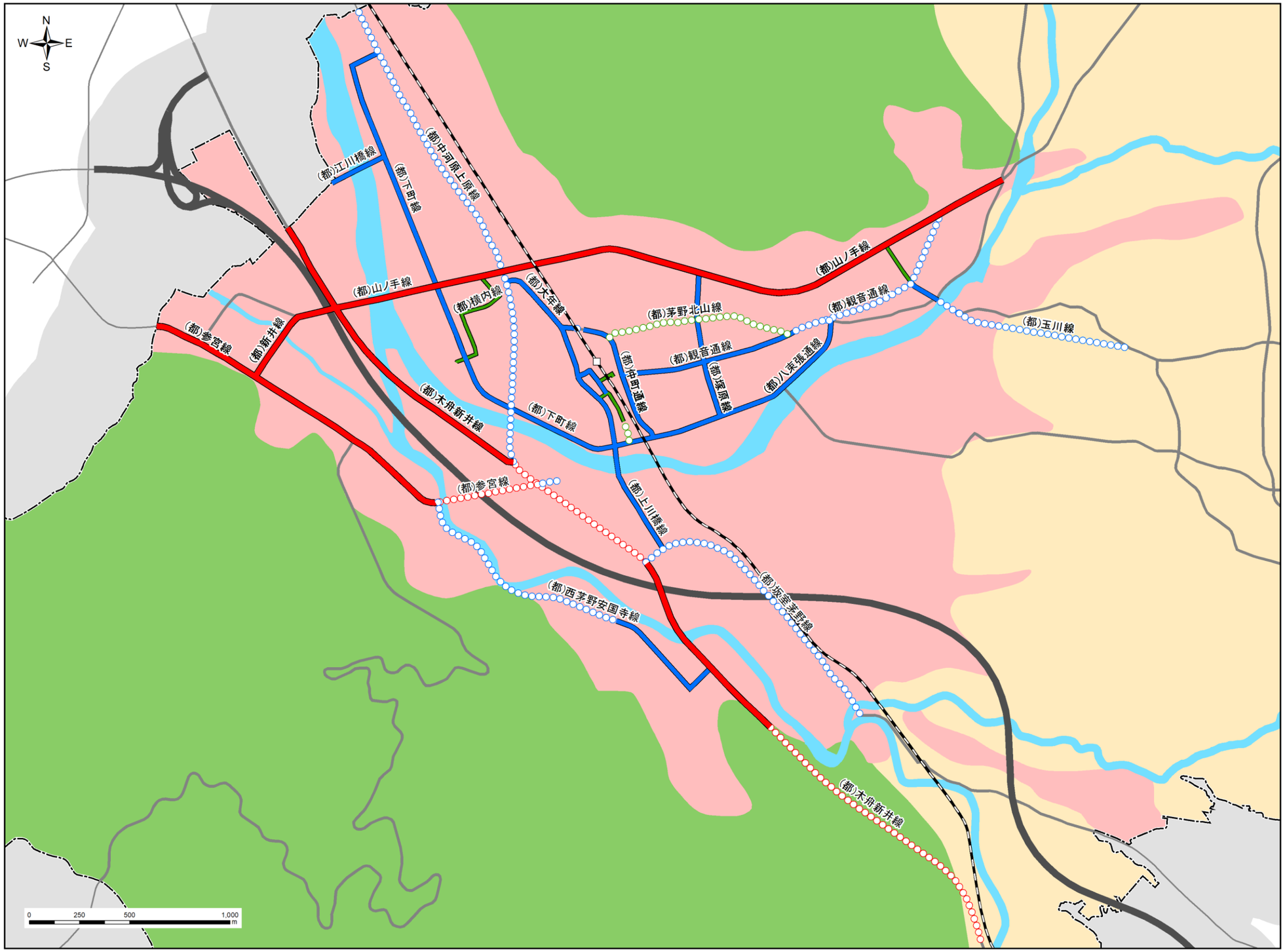

注）都市計画道路の整備状況：「平成 28 年度茅野都市計画基礎調査」より

（４）公共交通等の整備方針

下記の整備方針及び「茅野市・原村生活交通確保維持改善計画」等に基づき、整備を進めます。

	区分	基本方針
1	拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの構築	● 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進に向けて、“ネットワーク”をバス交通が分担するものとし、「都市機能集約拠点（茅野駅周辺及び中心市街地周辺）」「地域交通拠点（青柳駅周辺）」「地域コミュニティ拠点（各地区コミュニティセンター周辺）」の連携強化を図ります。
2	生活交通の確保・維持	● 住民の移動手段は、マイカーに大きく依存しているものの、車を運転できない方などにとっては、地域内のバス交通は欠かすことができないものであり、安全安心意識の高まり、高齢化の進展等の中で、通学・通勤・通院・買物を中心とした住民の日常生活の移動手段の確保・維持に努めます。
3	交通結節点の機能向上	● 茅野駅東西広場の充実・活用、駅周辺でのパークアンドライドのための駐車場等の整備を進め、交通結節点としての機能向上を図ります。 ● 青柳駅周辺において、キスアンドライド等に適した駅前広場の整備を進め、交通結節点としての機能向上を図ります。
4	駐車場等の検討・整備	● 市街地及び主要公共施設地での駐車場の整備・充実を進めます。

＜茅野市営青空駐車場（パークアンドライド）＞

＜青柳駅＞

2－3　その他の都市施設の方針

（1）公園・緑地

公園・緑地に関する基本的な考え方及び方針について、以下に示します。

①　基本的な考え方

公園・緑地は、憩い、ふれあい、遊び、スポーツ、レクリエーションなどの様々な交流の場です。また、災害時の避難場所等としての機能、環境の浄化や都市景観の形成など多くの役割を果たします。本市には３７箇所の都市公園が配置されており、運動公園は市街地に近い場所に立地し、緑が多く、市民に親しまれています。しかし、駅周辺市街地では徒歩圏内に公園が不足しており、土地区画整理事業が行われた地区では公園は充実しているものの植栽や利用のための施設整備が不足しているところもあります。

このため、地域の特性や歴史、文化を踏まえながら、身近で愛着の持てる施設として、市民が日常的に利用できるよう配置・整備を目指します。

②　基本方針

「茅野市公共施設等総合管理計画」と連携を図りながら、下記の基本方針及び「茅野市緑の基本計画」等に基づき、整備を進めます。

	区分	基本方針
1	市民に身近な公園・緑地の整備	● 市街地では、歩いて行くことのできる範囲に街区公園の配置を図ります。 ● 市街地以外では、街区公園を高い密度で配置するかわりに寺社林など街区公園の機能を果たす緑地を保全するとともに、広域レクリエーション拠点となる広域公園の配置を図ります。 ● 高齢者や障害者をはじめ、誰もが「どこでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、公園整備に取組みます。
2	公園・緑地の機能充実	● 公園の快適な利用を図るため、植樹や緑地の拡大などにより既存公園の緑化を推進します。 ● 植栽は主として自生する種を用い、郷土の森づくりなど公園の質の向上を図ります。 ● 池やせせらぎなどの水を利用した親水空間を整備します。 ● 災害時の避難場所等や活動拠点として機能するように、飲料水、トイレ、貯水槽、消防水利、備蓄倉庫などを公園施設に位置づけ、防災機能の強化を図ります。

	区分	基本方針
3	都市のシンボルとなる公園・緑地の整備	● 運動公園及び周辺の上川河川敷、永明寺山公園、大泉山、小泉山及び吉田山など、広域的な交流の場となる公園・緑地の整備・充実を図ります。 ● 地域のランドマークとなっている樹木を保全するとともに、将来に向けてシンボルとなるような樹木を育成します。
4	総合的な緑の環境づくり	● 段丘林などの樹林を中心に、条例・協定等による緑地保全地区の指定を目指します。 ● 歴史、郷土的意義のある緑地を中心に風致地区の指定を目指します。 ● 施設に付随する緑地を拡大するため、公共施設の緑地を見直し、緑化余地がある場所は積極的に緑化を推進します。
5	公園・緑地の適切な維持管理の推進	● 私有の緑地において、公共的な利用と保全を行うため市民緑地制度の導入を検討します。 ● 市民との協働により、公園や街路樹などの適正な維持管理に努めます。

＜公園・緑地の整備方針図＞

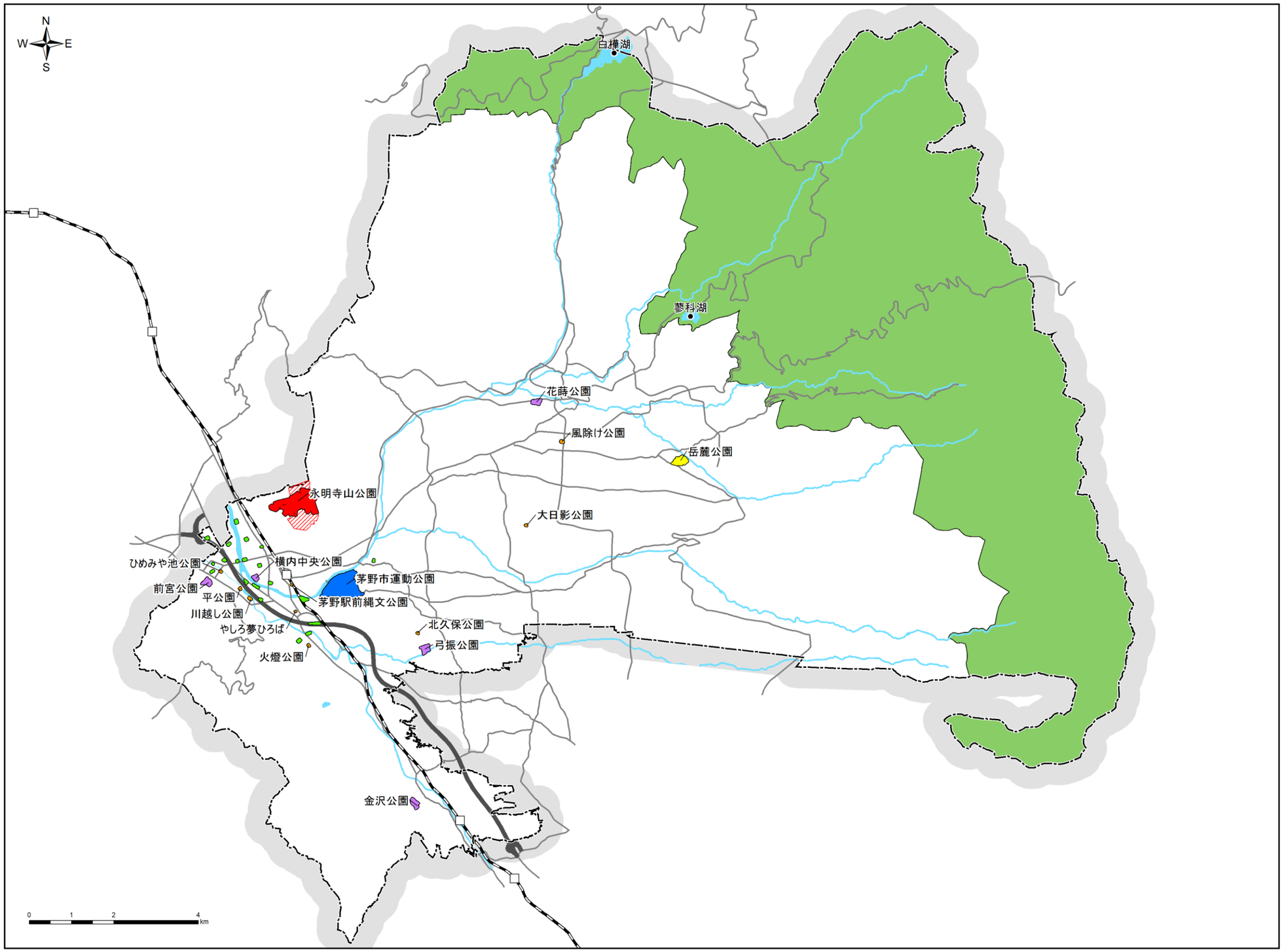
N
W
E
S
白樺湖
蓼科湖
花畔公園
風除け公園
岳麓公園
永明寺山公園
大日影公園
ひめみや池公園
横内中央公園
茅野市運動公園
前宮公園
平公園
茅野駅前縄文公園
川越し公園
やしろ夢ひろば
北久保公園
弓振公園
火燈公園
金沢公園
0 1 2 4 km
凡　例
八ヶ岳中信高原国定公園
都市計画公園
街区公園
近隣公園
地区公園
総合公園
総合公園（未供用）
運動公園
都市計画決定されていない都市公園
街区公園

（２）下水道

下水道に関する基本的な考え方及び方針について、以下に示します。

①　基本的な考え方

下水道は、これまで重要な都市基盤の一つとして、まちづくりに貢献し、市民の暮らしを支え、市民とともに歩んできました。現在では市民の健全で快適な都市生活を営む上で欠かすことができないライフラインの一つとなっています。

言い換えれば、「市民の快適な生活は、下水道があってこそ」であり、下水道は、快適な生活の出発点となる施設としても位置づけられています。

したがって、市民が今後も快適な生活を続けていくためには、良好な生活環境の維持や公共用水域の水質保全、災害（地震、浸水）等への備え、施設の老朽化への対応等、下水道による質の高いサービスを提供し続けることが重要です。

市民や事業者との連携のもと、安定した経営による持続可能な下水道を目指し、更なる本市の発展に寄与していきます。

②　基本方針

「茅野市公共施設等総合管理計画」と連携を図りながら、下記の基本方針及び「茅野市下水道中期ビジョン」に基づき、安定的なサービスの提供を行います。

	区分	基本方針
1	快適な暮らしの実現と持続	● 下水道未普及区域に対する整備を進めるとともに、整備済区域内の下水道への未接続家屋の解消に努め、引き続き、さらなる公衆衛生の向上、水環境の保全に貢献します。 ● 下水道施設の適切な管理を継続的に行い、下水道を持続的に使用できる環境を守ります。
2	安全で安心な暮らしの実現	● 下水道は市民の生活はもとより、生命と財産をも守るべき重要な都市施設です。今後は、地震対策を進め、大規模地震時にも機能が停止しないように努めます。 ● 雨水排水施設の整備を進め、浸水被害の軽減を図り、市民が安心して暮らせる環境をつくります。
3	安定した経営の確保	● 下水道事業は、独立採算方式により事業を経営する地方公営企業であり、自立し、かつ将来にわたって持続可能な経営を行うことが求められます。したがって、下水道経営の効率化・健全化のため、収入と支出の適正化を図り、経営基盤の強化を実現していきます。

（３）上水道

上水道に関する基本的な考え方及び方針について、以下に示します。

①　基本的な考え方

本市は昭和 32 年（1957 年）に水道事業を創設以来、市民に「清浄」にして「豊富・低廉」でおいしい水の供給を図るため水道施設整備を進め、水道普及率も向上しました。また、施設の急速な老朽化や厳しい財政状況の中で、取水施設から給・配水施設までの各水道施設・設備が健全な機能を発揮し、安全な水を継続的に供給することを基本目標として各施策を進めてきました。

今後は、国の「新水道ビジョン」に示された「安全」「強靱」「持続」の観点から、茅野市上水道事業の実情や各種施策の進捗状況等を勘案して実現方策を立て、水道施設整備・事業運営を計画的に推進します。

②　基本方針

「茅野市公共施設等総合管理計画」と連携を図りながら、下記の基本方針及び「茅野市水道ビジョン」に基づき、安定的なサービスの提供を行います。

	区分	基本方針
1	安全でおいしい水の提供	● 水源の適切な管理と保全を進め、安全で安定した水道水の供給を図ります。 ● 残留塩素の管理強化や水安全計画の検討、貯水槽の適切な管理を進め、水質管理の徹底を図ります。 ● 湧水を有効利用した計画や地域特性・水需要形態を考慮した水源計画を推進します。
2	災害に強く強靭でしなやかな水道	● 水道施設の耐震化を進め、災害に備えた安定供給の確保に努めます。 ● 迅速な応急対策と復旧体制の構築を進め、地震や風水害等への災害対策を強化します。
3	将来に続く持続可能な事業運営	● 老朽化施設（配水池・設備等）や管路等の更新を計画的に進めます。 ● 安定給水向上のための施設整備を進めます。 ● 維持管理マニュアル等の検討を進め、施設管理水準の向上を図ります。 ● 事業の効率化や給水区域内の未接続者の解消等により、経営基盤の強化を図ります。 ● 民間活力の導入検討や水道技術知識の維持・向上と技術の継承を図り、業務体制の強化と効率化を進めます。 ● 水道利用者サービスの向上に努めます。 ● 管路施設を利用した小水力発電の導入等、環境対策を進めます。 ● 国・県及び他事業体との連携強化を図ります。

（４）河川

河川に関する基本的な考え方及び方針について、以下に示します。

①　基本的な考え方

市民が水害に対し、安全かつ安心して生活できるよう、環境に配慮した河川整備を推進します。一級河川については、早期改修の要請を行います。また、準用河川、普通河川については、護岸改修・河床整備等を実施し、流下能力を向上させていきます。

今後、茅野市道路河川等整備計画に基づき、安全な川づくりを進めるとともに、河川環境の向上や保全に努めるとともに、水面掃除や樹木剪定等を通じて、河道、護岸及びその他の河川管理施設を良好な状態に保ち、その本来の機能が発揮されるよう、異常の早期発見に努め、適切な維持管理を行います。

また、河川に関する情報を地域住民に提供するとともに、各種団体等と連携した維持管理により、川に愛着を持ってもらうように努めていきます。

②　基本方針

「茅野市公共施設等総合管理計画」と連携を図りながら、下記の基本方針及び「茅野市道路河川等整備計画」に基づき、整備を進めます。

	区分	基本方針
1	総合的な治水・砂防対策の推進	● 諏訪圏域河川整備計画や現在進められている治水対策に基づき、関係機関への要請及び計画的な河川整備を推進します。 ● 河川改修や施設整備にあたっては、過去の水害発生状況を踏まえるとともに、異常気象に伴う豪雨災害のリスクも考慮しながら、適切な治水機能の確保に努めます。 ● 市民生活の安全を確保するための砂防事業を推進します。
2	安全で快適な水辺づくり	● 自然の河川や湖沼のもつ環境保全・レクリエーション利用等の多面的な機能を活かし、水辺環境に配慮した工法の導入により、親水性の高い水辺空間の形成に努めます。 ● 公園・緑地などの緑資源との有機的な連続性の確保により「水と緑のネットワーク」の形成に努めます。 ● 河川清掃や生活排水対策の啓発活動等を進め、環境美化及び水質浄化に努めます。

2－4　都市環境形成の方針

（1）自然環境の保全・活用の方針

自然環境の保全・活用に関する基本的な考え方及び方針について、以下に示します。

①　基本的な考え方

自然と共生し、快適な市民生活をおくるために、自然環境を保全・整備・回復し、水と緑のネットワーク化を進めます。

八ヶ岳に連なる標高約 2,500m 以上の高山帯においては、厳正な自然環境の保全を図ります。標高約 1,600m 以上の亜高山帯においては、生態系の維持保全を図るとともに、別荘地等においては自然生態系に配慮した配置・誘導のうえ環境の保全・回復に努めるとともに、必要に応じて保安林の指定の推進を図ります。

集落地は周辺の農地及び自然環境と一体となって形成されていることから、里山に残る自然生態系の保全に努めるとともに、ゆとりある環境を守り育てるため、計画的な土地利用誘導を図ります。

②　基本方針

「茅野市環境基本計画」と連携を図りながら、下記の基本方針及び「茅野市緑の基本計画」等に基づき、自然環境の保全・活用を図ります。

	区分	基本方針
1	都市構造を強化する緑地の保全	● 本市独自の都市構造をなす山林地、農地、主要河川及びこれらの支流については、都市の骨格を形成する緑地として、景観の形成強化、都市の輪郭の強化、都市の環境の維持、自然生態系の保全等に配慮して、保全整備を図ります。 ● 八ヶ岳に連なる高山帯から亜高山帯のエリアは、優れた自然、貴重な生物生息空間として厳正な保全を図ります。
2	支流を支える公園・緑地の整備	● 市街地周辺の山林地や河川の公園・緑地化を図るとともに、公園等の整備を進めます。
3	水と緑のネットワークづくり	● 本市を流れる河川は、山岳・丘陵から低地へという河川構造を持っています。多様な生物の生息空間をつくり、水質の浄化を進めるためにも、丘陵部から低地においては、緩やかな流れの河川・水路づくりの検討を進めます。 ● 斜面や丘陵地、防風林や寺社地の緑のかたまりを保全し、広大な山岳・丘陵の緑や複数の河川・水路と連携した生物の生息空間としてのビオトープをネットワーク化し、生態系が循環できるまちづくりを進めます。

	区分	基本方針
4	自然環境とのふれあいの場の創造	● 地域の自然緑地空間の保全・回復・かん養を進めます。市内には、数多くの優れた緑地空間が分布しますが、開発に伴って減少しています。これらの貴重な資源や保全が望まれる資源を調査・整理して、その保全・回復・かん養の方法の検討を進めます。 ● ウォーキングトレイル・サイクリングロード・遊歩道等の整備、環境共生型の自然レクリエーションの場の整備等により、独自の自然環境とのふれあいの場の活用を図ります。
5	身近な緑や自然とのふれあいの場の創造	● 市街地や集落地においては、宅地回りや宅地内の緑地の確保、寺社や水路周辺の水や緑の空間の保全・創造、公共施設地の緑化、街路空間の緑化の一層の推進を図ります。 ● 緑地協定の締結などを視野に入れながら水と緑豊かな居住地の形成を進めます。 ● 市街地において人々が交流できる身近な公園及び緑地の整備を図ります。
6	都市の安全性や魅力的な景観をつくる緑の保全	● 市街地周辺の山林地の景観面や環境面に配慮した保全・整備を進めます。 ● 本市の丘陵林地は、独自の起伏のある地形条件から線状に緑が形成されています。これらを保全しつつ市街地・集落地の街並み景観と調和した魅力的な地域景観を形成します。 ● 自然防災等に配慮して緑地の保全を進めるとともに、災害時の避難場所等としての公園を整備・充実します。
7	緑地の適正な維持・管理と環境に関する意識の高揚	● 独自の自然環境資源や歴史・文化遺産を生かした環境教育に関わる体験学習を深める施設の検討・整備を進め、来訪者及び市民や民間のボランティアによる維持・管理システムづくりを進めます。
8	緑の保全とネットワーク化	● 緑地空間を極力ネットワーク化させ、その機能の強化を図ります。

（２）都市景観形成の方針

都市景観形成に関する基本的な考え方及び方針について、以下に示します。

①　基本的な考え方

良好な景観は、そこに住む人の心を癒し、暮らしにゆとりと潤いをもたらすものであり、訪れる人に好印象を与えます。また、景観は、まちそのものの表情であり、産業や文化、歴史の積み重ねの中から築かれた貴重な財産と言えます。

本市には、全国的にも有名な八ヶ岳に象徴される豊かな自然景観や先人たちが作り上げてきた歴史・伝統文化が織りなす景観、田園景観があります。

だれもが快適で心地よい生活を営むことができるよう、地域の特色である産業、文化及び歴史を生かしながら、まちの景観を保全するとともに、これらと調和した茅野市らしい景観づくりを進めます。

②基本方針

「茅野市環境基本計画」と連携を図りながら、下記の基本方針及び「茅野市景観計画」等に基づき、茅野市らしい景観づくりを進めます。

	区分	基本方針
1	自然環境の保全	● 豊かな自然環境の保全を第一に考え、環境対策と連携した景観づくりを実践します。
2	眺望の確保	● 八ヶ岳を中心とする山地・山岳の眺望を確保するため、建築物等は山並みや周辺の景観と調和し、できるだけ眺望を阻害しないよう十分な配慮を図ります。
3	歴史文化景観・環境の保全	● 歴史文化的な景観資源を保全していくとともに、その周辺では、これらとの調和を意識した景観づくりを図ります。
4	自然景観、歴史文化景観などと調和した街並みづくり	● 各地域の特性を踏まえながら、自然景観や歴史文化景観との調和に配慮した街並みづくりを進めます。
5	主要な道路及び駅における玄関口にふさわしい景観づくり	● 主要道路沿道及び駅周辺では、良好な景観づくりを積極的に進めます。
6	景観を阻害する要素の是正	● 良好な景観づくりに向け、これらの景観を阻害する要素について、地域ごと、要素ごとの特性を踏まえたルールや方策等の検討を進め、是正を図ります。
7	協働で行う景観づくり	● 市民、事業者、行政などが連携、協力し合い、“みんなでつくるみんなの茅野市”を合い言葉に良好な景観づくりに向けた取組を図ります。

（３）福祉のまちづくりの方針

福祉のまちづくりに関する基本的な考え方及び方針について、以下に示します。

①　基本的な考え方

公共交通施設や歩行者空間のバリアフリー化や居住環境・都市環境の整備を推進することにより、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が安心、快適に暮らせるまちづくりを目指します。

②基本方針

「福祉 21 ビーナスプラン（茅野市地域福祉計画）」と連携を図りながら、下記の基本方針及び「茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想」等に基づき、整備を進めます。

	区分	基本方針
1	バリアフリー化の推進	● 公共交通施設や歩行者空間のバリアフリー化を推進することにより、高齢者や障害者をはじめとするすべての人が円滑に移動できるまちづくりに向けた取組を進めます。 ● バリアフリー新法に基づき、茅野駅周辺地区の移動等円滑化の実現に向けて、バリアフリー化を推進します。
2	歩行空間の確保と整備	● 高齢者や障害者などすべての市民が安心して外出できるよう、車椅子などの通行も考慮した歩行空間の整備を進めます。 ● 中心市街地等の人々が集まる拠点では、車椅子でも通行できる歩行空間網の整備を目指し、歩道の確保、段差の解消、ポケットパークの整備、公共施設や駅でのバリアフリー化等、総合的・連続的な整備を推進します。 ● 住宅地での歩行者に配慮した道路の整備・改善を進めます。 ● 歩行者及び自転車利用者の安全な通行の確保や、小学校周辺において最高速度 30km/ｈの速度規制を実施する区域である「ゾーン 30」を定め、生活道路における歩行者や自転車利用者などの安全性の向上に努めます。
3	利用しやすい建築物の整備	● 公共施設については、高齢者や障害者などすべての市民が安全に利用できるよう、段差の解消などの整備・改善を推進します。 ● 民間施設についても利用しやすい施設整備に向けた啓発等に努めます。

	区分	基本方針
4	住宅の整備・確保	● 障害の有無や年齢に関わらず、地域で自立的な生活を送ることができるよう支援し、多様なニーズに応じた住宅セーフティネットの充実を進めます。 ● 市営住宅については、計画的な修繕の実施により施設の長寿命化を図るとともに、高齢者等が安心して暮らせるように改善を進めます。
5	コミュニティ施設等の充実	● 地域福祉や地域文化形成の基盤となるコミュニティの育成と、安心して生活できるまちづくりを推進するために、社会参加の促進を図るとともに、地域の様々な人々が集うことのできる交流の場を整備し充実を進めます。

＜永明小学校、永明中学校の通学路（ゾーン 30）＞

＜宮川地区（ゾーン 30）＞

（４）災害に強いまちづくりの方針

災害に強いまちづくりに関する基本的な考え方及び方針について、以下に示します。

①　基本的な考え方

地震や集中豪雨などの災害に備えて、防災計画に基づく対策等を計画的に進めることにより、安全な都市づくりを目指します。防災施設やライフライン機能の強化とともに、急峻な河川や傾斜が多い地形に対応し、自然災害の未然防止や被害低減に有効な対策を進めます。

②基本方針

「茅野市地域防災計画」と連携を図りながら、下記の基本方針及び「茅野市住生活基本計画」等に基づき、災害に対して対策を進めます。

	区分	基本方針
1	都市防災機能の強化	● 避難場所等の防災機能を有する公園などのオープンスペースの確保に努めます。 ● 避難路や延焼遮断帯の機能を有する幹線道路等の整備を進めます。 ● 中心市街地をはじめとする建物が密集した区域等については、防災性の向上と住環境の充実を図るため、改善施策について住民意向を尊重しながら検討を進めます。 ● 耐震性防火水槽及び消火栓等の消防水利施設を計画的に配置し、消防水利の充実を図ります。 ● 上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設は、供給ラインの耐震化を進めます。 ● 幹線道路を中心に無電柱化を進めます。
2	建築物等の耐震化・不燃化	● 住宅をはじめとする建築物の耐震性を確保するため、耐震診断・改修を促進します。 ● 建築基準法に則った建築や道路後退により住環境の安全性を高めていきます。 ● 市街地における火災を予防するため、建築物の不燃化の促進を図ります。 ● 不特定多数の方が利用する建築物や学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震化を計画的に推進します。
3	自然災害対策	● 河川については、危険箇所の点検に基づき計画的な河川改修を促進します。 ● 急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域等については、災害を未然に防止するための必要な対策を進めます。

第３章

地域別構想

本章では、ゾーン別・地区別に、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりの方針について明らかにします。

１　地域別構想の考え方

１－１　地域別構想の位置づけ・役割
１－２　地域別構想の構成

２　ゾーン別構想

２－１　市街地ゾーン
２－２　緑と人の農住共生ゾーン
２－３　山岳・高原リゾートゾーン

３　地区別構想

３－１　ちの地区
３－２　宮川・金沢地区
３－３　米沢・中大塩地区
３－４　玉川・豊平・泉野地区
３－５　北山・湖東・豊平（奥蓼科）地区

第３章　地域別構想

１　地域別構想の考え方

１－１　地域別構想の位置づけ・役割

都市計画マスタープランにおける地域別構想は、全体構想をゾーンや地区に細分化し、将来目標や整備方針・施策等をより具体化したものとなります。

地域別構想は、地域の課題に応じて細かく対応していくため、住民意向を反映して策定するものであり、都市計画マスタープランにおいて重要な役割を担っています。

１－２　地域別構想の構成

地域別構想は、「ゾーン別構想」と「地区別構想」により構成します。

＜地域別構想の構成概念＞

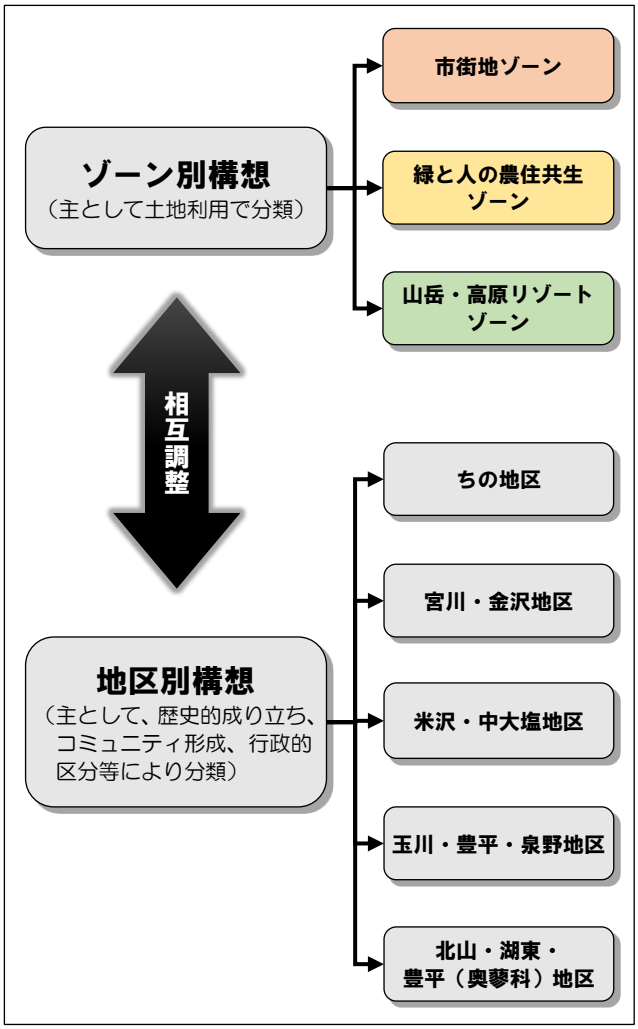

＜ゾーンと地区の構成概念＞

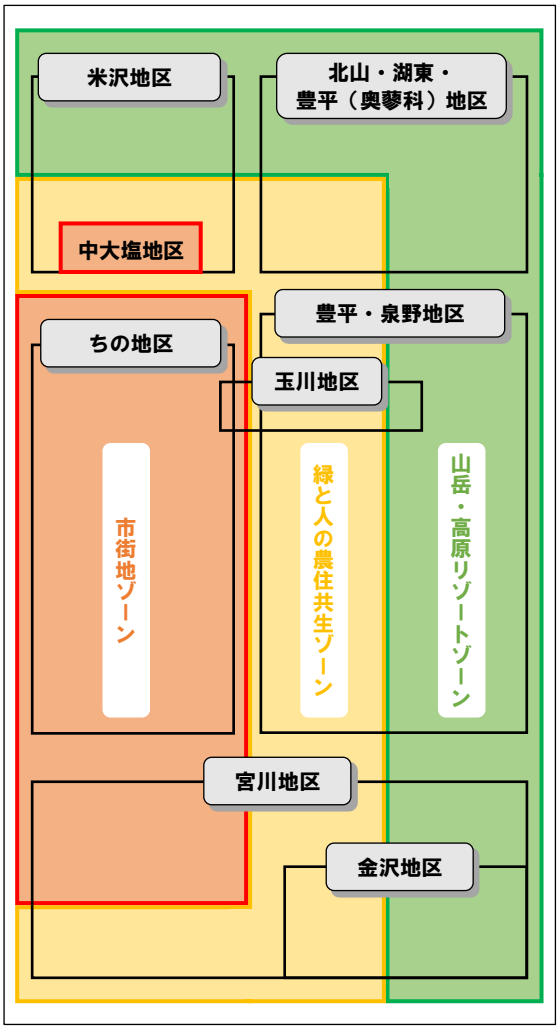

2　ゾーン別構想

2－1　市街地ゾーン

当ゾーンは、現行の用途地域の区域が該当し、主要幹線道路が集中する茅野駅周辺の中心市街地とその周辺地域及び大規模な住宅団地として開発された中大塩団地により構成される地域です。

当ゾーンにおけるまちづくりの主要課題は、本市の持続的な発展を支えるための賑わいのある市街地として、都市機能の集約や良好な住環境の維持及び形成が挙げられます。

将来目標	**『安全・安心な都市環境整備を通じた中心市街地としての集積性強化』**
都市機能が集積する拠点として、当ゾーン内に分布する災害リスクに対する安全・安心を確保し、既成の市街地における土地利用の再編や、低・未利用地の有効活用等を通じて、都市機能や居住環境整備を図り、都市景観の形成に配慮した土地の有効利用を進め、効率的で賑わいのある市街地の形成を図ります。	
分野別のまちづくり方針	
都市構造	● 交通結節点である茅野駅を中心とした徒歩圏（半径 1km）の範囲を「都市機能集約拠点」、茅野市運動公園一帯を「市民スポーツ・文化拠点」、諏訪大社上社前宮周辺を「歴史・文化拠点」、地区コミュニティセンター周辺を「地域コミュニティ拠点」と位置づけ、多様な都市機能が集積する利便性の高いまちづくりを推進します。
土地利用	● 茅野駅周辺の中心市街地は、市民生活のための商業機能、茅野市民館を中心とした人々の交流を促す交流拠点機能、観光都市の玄関としての機能の集積により、人と情報が行き交う土地利用を図ります。 ● 街なか居住の推進、都市景観の形成に配慮した土地の有効活用を進め、効率的で賑わいのある市街地の形成を図ります。また、当ゾーン内の未利用地は都市計画法上の用途に即して、宅地等への転換を進めます。
道路・交通	● 広域交流軸（国道 20 号）及び行動軸（国道 152 号、国道 299 号）の機能強化を要請します。 ● 交通条件向上のため、都市計画道路の計画的整備を進めます。 ● 街並みの整備と併せて歩行者空間の整備を進めます。
その他都市施設	● 都市公園の適正な維持管理を図ります。 ● 既設の下水道施設の適正な維持管理を進めます。
都市環境	● 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等が指定される住宅地においては、居住の安全性を確保するため、災害に対する安全性確保に努めます。

＜将来地域構造図（市街地ゾーン）＞

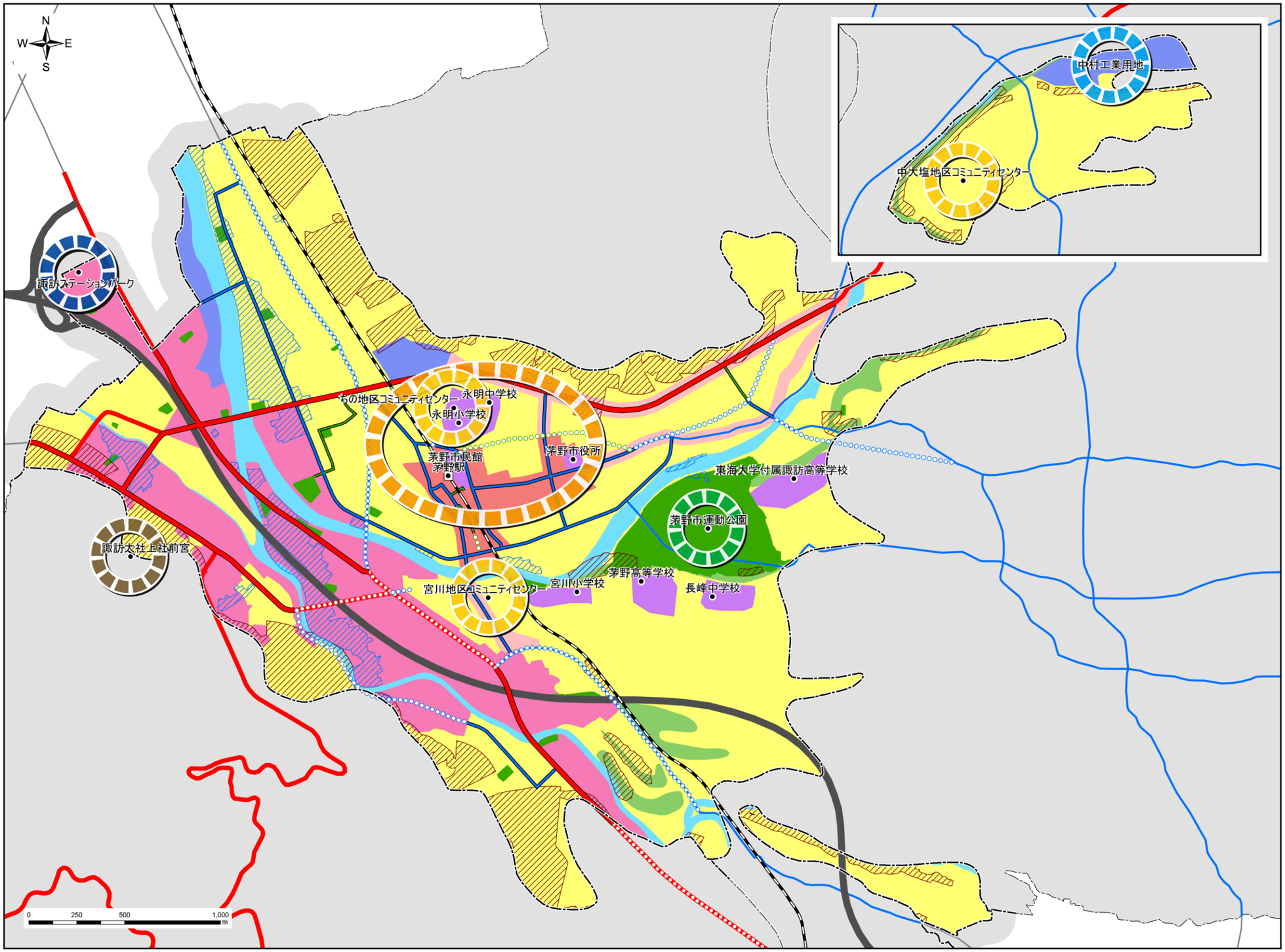

凡　例

＜都市拠点＞
- 都市機能集約拠点
- 歴史・文化拠点
- 市民スポーツ・文化拠点
- 生産・業務拠点
- 商業・業務拠点
- 地域コミュニティ拠点

＜土地利用＞
- 市街地住宅地
- 集落住宅地
- 中心商業交流地
- 沿道近隣商業地
- 商業・業務地
- 生産・業務地
- 山林地
- 河川・水辺緑地
- 公園・緑地
- 農地
- 主要公共施設地

＜骨格道路＞
- 高速自動車道
- 主要幹線道路
- 主要幹線道路（未供用）
- 幹線道路
- 幹線道路（未供用）

＜都市計画道路＞
- 主要幹線道路
- 主要幹線道路（計画中）
- 幹線道路
- 幹線道路（計画中）
- 補助幹線道路
- 補助幹線道路（計画中）

＜災害リスク＞
- 土砂災害警戒区域
- 浸水想定区域（1.0m以上）

注）骨格道路の整備状況：「諏訪建設事務所管内図（平成 29 年３月）」より　／　都市計画道路の整備状況：「平成 28 年度茅野都市計画基礎調査」より

2－2　緑と人の農住共生ゾーン

当ゾーンは、農業振興地域の区域が該当し、八ヶ岳連峰の裾野に広がる広大な農用地の中に集落や新興住宅地、工業団地等が点在し、大泉山、小泉山などの豊かな自然環境と、尖石遺跡等の歴史遺産を有する農村集落地域です。

当ゾーンにおけるまちづくりの主要課題は、田園的環境を有する地域として、無秩序な開発の抑制、優良農地の保全や既存の住環境の維持・向上が挙げられます。

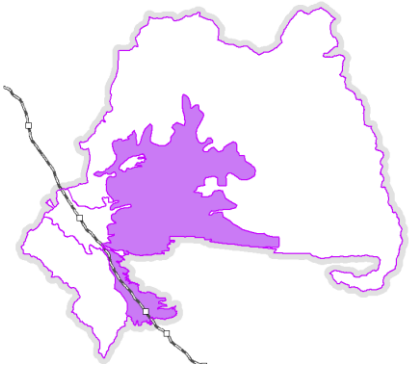

将来目標	**『身近な自然にふれあう安全・快適な緑住まちづくり』**
優良農用地の保全と既存の農村集落や新興住宅地の土地利用形態を維持しつつ、都市と農村の交流の場、歴史文化の交流の場としての活用等、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図るとともに、田舎暮らし等の移住・定住先としての形成を図ります。	
分野別のまちづくり方針	
都市構造	● 地区のコミュニティセンター周辺を「地域コミュニティ拠点」、工業団地一帯を「生産・業務拠点」、茅野市尖石縄文考古館一帯を「歴史・文化拠点」、諏訪中央病院一帯を「広域医療・福祉拠点」、青柳駅一帯を「地域交通拠点」、諏訪東京理科大学一帯を「学術研究複合拠点」と位置づけ、農地と集落が共生するゾーンとしての整備を目指します。
土地利用	● 用途地域に隣接する市街化された地域については、既存の施設立地環境や居住環境の維持・向上を図ります。 ● 農村集落については、農地環境の保全を進めるとともに、農住環境の調和を図ります。 ● 雄大な眺望と自然豊かな田園風景が調和した田舎暮らし等の移住・定住先としての形成を図ります。
道路・交通	● 広域交流軸（国道 20 号）及び行動軸（国道 152 号、国道 299 号）の機能強化を要請します。 ● 当ゾーンを南北に縦断する主要幹線道路（(主)茅野北杜韮崎線）及び幹線道路（ふるさとグリーンライン、八ヶ岳エコーライン、(一)富士見原茅野線(鉢巻線)）の機能強化を進めます。 ● 中心市街地と当ゾーンを東西に結ぶ幹線道路の機能強化を図ります。
その他都市施設	● 都市公園の適正な維持管理を図ります。 ● 下水道については、未供用区域の解消を図るとともに、既設の下水道施設の適正な維持管理を進めます。
都市環境	● 河川沿岸、河岸段丘、急傾斜地に分布する土砂災害警戒区域等の災害対策を進めることにより、居住や耕作の安全性確保に努めます。

＜将来地域構造図（緑と人の農住共生ゾーン）＞

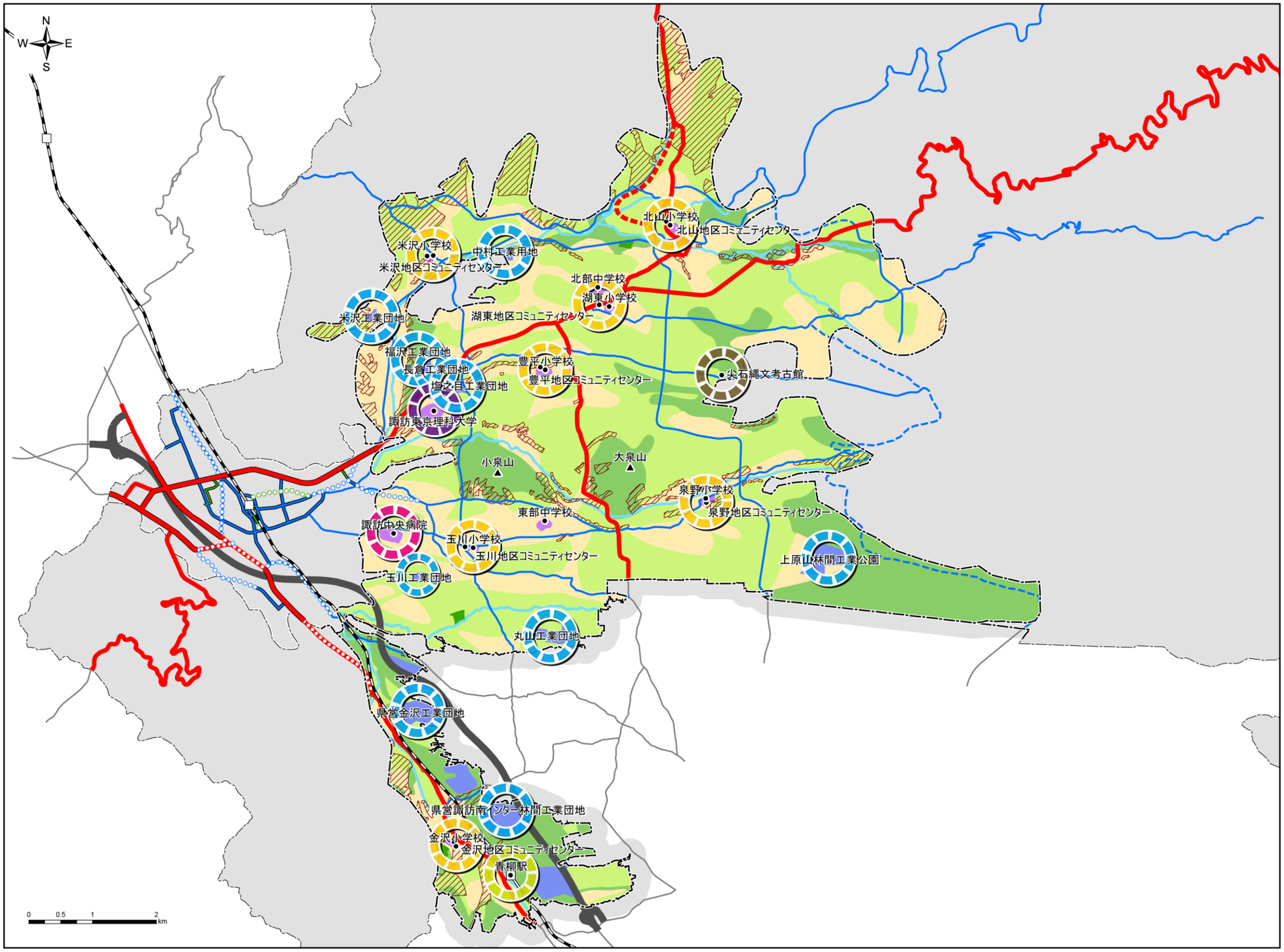

凡　例

＜都市拠点＞
- 学術研究複合拠点
- 歴史・文化拠点
- 生産・業務拠点
- 広域医療・福祉拠点
- 地域交通拠点
- 地域コミュニティ拠点

＜土地利用＞
- 集落住宅地
- 生産・業務地
- 山林地
- 河川・水辺緑地
- 公園・緑地
- 農地
- 主要公共施設地

＜骨格道路＞
- 高速自動車道
- 主要幹線道路
- 主要幹線道路（未供用）
- 幹線道路
- 幹線道路（未供用）

＜都市計画道路＞
- 主要幹線道路
- 主要幹線道路（計画中）
- 幹線道路
- 幹線道路（計画中）
- 補助幹線道路
- 補助幹線道路（計画中）

＜災害リスク＞
- 土砂災害警戒区域

注）骨格道路の整備状況：「諏訪建設事務所管内図（平成 29 年３月）」より　／　都市計画道路の整備状況：「平成 28 年度茅野都市計画基礎調査」より

2－3　山岳・高原リゾートゾーン

当ゾーンは、「八ヶ岳中信高原国定公園」を含む高山・亜高山帯及び別荘地等の森林交流地を含む山林地が該当し、東部の八ヶ岳連峰から、蓼科山、北部の車山、さらに西北部の永明寺山まで連なる広大な山地と、西南部の西山山地からなり、豊かな自然環境・生態系を有し、大部分を急峻な山岳地域や森林地域が占める地域です。

当ゾーンのまちづくりの主要課題は、良好な自然環境の保全や自然環境に配慮した観光振興等が挙げられます。

将来目標	**『優れた環境の保全と創造的な環境共生まちづくり』**
高山・亜高山帯における厳正な自然環境の保全及び森林交流地の機能整備と適正な配置を図り、環境共生型の魅力ある高原リゾート地を目指します。	
分野別のまちづくり方針	
都市構造	● 車山高原、白樺湖、蓼科湖周辺及び八ヶ岳連峰一帯を「観光交流拠点」と位置づけ、森林生態系の保全を図りながら、既存の観光施設等の再評価、整備、活用を進めるとともに、自然環境や景観の回復を進め、人と人、人と自然・文化の交流拠点となりうる環境共生型の魅力ある高原リゾート地を目指します。
土地利用	● 高山・亜高山環境保全地と森林交流地の適正な配置と誘導を図ります。 ● 高山・亜高山環境保全地においては、森林生態系の厳正な保全を図ります。 ● 森林交流地においては、自然環境や景観の保全、回復等を進め、環境共生型の魅力ある保健休養地の維持を図るとともに、地域資源を生かした観光振興のための利用を進めます。 ● 別荘居住者や観光サービス業従事者等に配慮した住環境整備を進めます。
道路・交通	● 行動軸（国道 152 号、国道 299 号、（一）茅野停車場八子ヶ峰公園線(ビーナスライン)等）の機能強化や（一）富士見原茅野線(鉢巻線)の整備を進めるとともに、幹線道路としての安全性・信頼性の確保を図ります。 ● 沿道の自然景観と調和した、周辺の自然環境を乱さない道路環境及び沿道景観の形成を進めます。
その他都市施設	● 八ヶ岳中信高原国定公園における貴重な自然環境については、土地の保全、水源かん養、災害防止機能や、野生生物の生息・生育地等の公益的・多面的機能を維持するため、厳正な保全と管理を図ります。 ● 蓼科地域の下水道を計画している区域の整備を進めます。
都市環境	● 土砂災害警戒区域等が指定される幹線道路については、走行上の安全性・信頼性・快適性を確保するため、防災対策を進めます。 ● 土砂災害警戒区域等が指定される森林交流地（別荘地）については、居住の安全性を確保するため、災害に対する安全性確保に努めます。

＜将来地域構造図（山岳・高原リゾートゾーン）＞

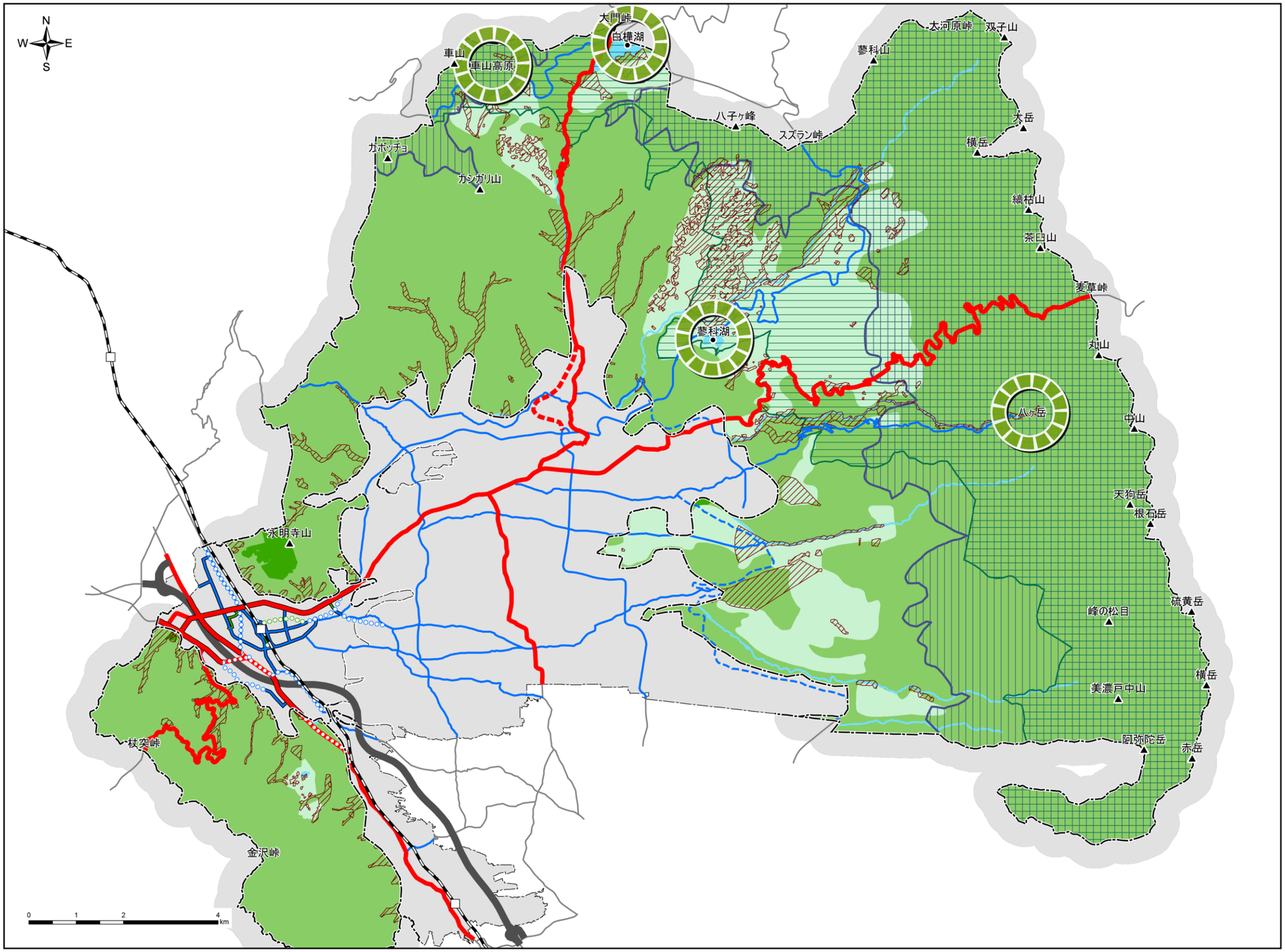

注）骨格道路の整備状況：「諏訪建設事務所管内図（平成 29 年３月）」より　／　都市計画道路の整備状況：「平成 28 年度茅野都市計画基礎調査」より

3　地区別構想

3－1　ちの地区

（1）地区の現状と課題

当地区は、旧永明村として栄えた本市における中心市街地であり、可住地のほとんどに用途地域が指定されています。土地利用としては、茅野駅を中心に商業地が形成され、その中に都市機能施設も多く立地しており、その周辺は住宅地となっています。また、主要幹線道路である国道 20 号沿線には、沿道立地性施設や工場、住宅が混在し、賑わいを創出していますが、地区内の人口は減少傾向にあり、中心市街地の空洞化が進行しています。上川沿いの住宅地には浸水想定区域が指定され、永明寺山山麓の住宅地には土砂災害警戒区域等が指定されるなど、災害リスクも多く存在しています。

当地区におけるまちづくりの課題は、防災対策の推進による住宅地の安全性確保、居住の誘導による人口密度の維持、都市機能施設の誘導による都市機能の強化が挙げられます。

（2）まちづくりに関する住民意向

「安全・安心」（地震や土砂災害・風水害に対する安全性など）、「道路・交通」（歩行者に対する安全性など）に関わる項目の満足度が低く、重要度が高いことから、当地区の課題として「安全・安心」に関わる施策を重点的に改善していく必要があります。

一方で、「居住環境」（近所での医療・福祉、買物の便利さなど）に関わる項目の満足度・重要度が高いことから、当地区の強みとして「居住環境」に関わる施策を重点的に維持していく必要があります。

＜「住みやすさ」に関する評価＞

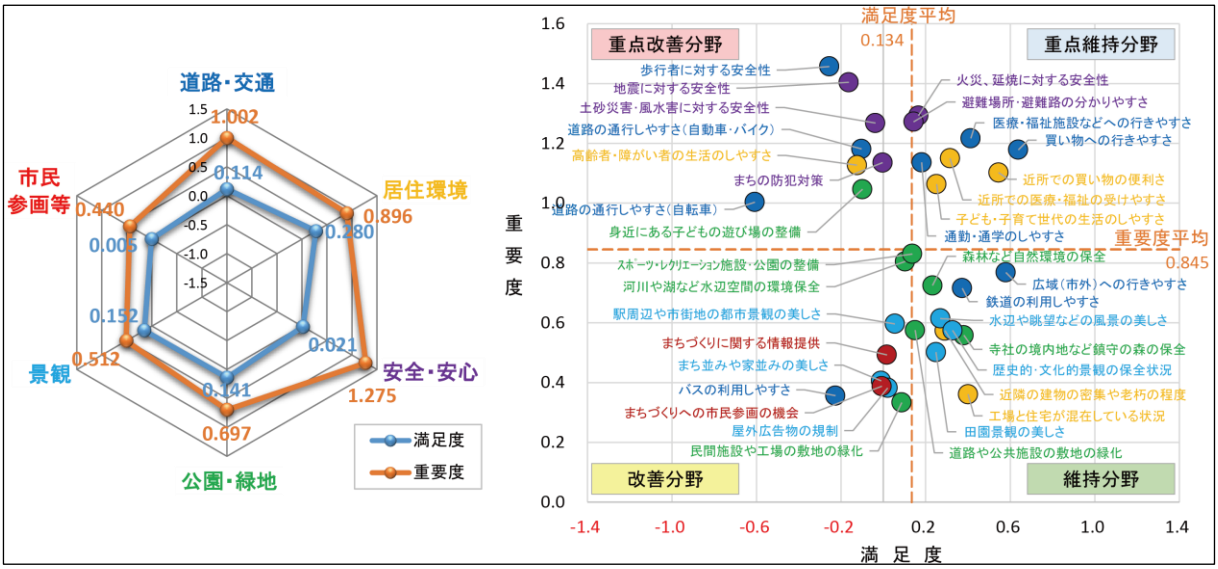

住民アンケートによる現状の満足度及び将来の重要度の結果を「レーダーチャート」「散布図」に整理したものです。

【レーダーチャート】満足度・重要度の形が六角形であるほどバランスが取れており、突出している部分がその地区の特色又は課題と読み取れます。

【散　布　図】「重点改善」「重点維持」「改善」「維持」すべき分野の傾向を読み取れます。

（３）地区の整備方針

地区の整備理念	**茅野市の中心市街地として、居住環境の整備を推進し、居住の誘導を図るとともに、茅野駅を中心とした都市機能の集約を図り、賑わいの再生及び集積性強化を図ります。**

当地区は、旧永明村として栄えた歴史ある地区で、合併後も本市の中心市街地として機能してきましたが、近年、地区内の人口減少・低密度化が大きな課題となっています。

将来的に人口減少が想定されることから、地区内の居住環境整備や茅野駅周辺の都市機能の集約を通じて、中心市街地としての賑わい再生及び集積性強化を図るものとします。

分野別整備方針

都市構造

■コンパクトで高密度な市街地の形成

当地区は、用途地域が指定された市街地ですが、人口減少、空き家の増加により集積性が低下し、平成 27 年（2015 年）時点の用途地域内の人口密度は 24.3 人／ha（中大塩地区を除く）となっています。立地適正化計画との連携も視野に「都市機能誘導区域」「居住誘導区域」を設定し、よりコンパクトで高密度な市街地の形成を目指します。

■都市機能集約拠点

立地適正化計画の都市機能誘導区域との連携において、茅野駅から概ね 1km の範囲を「都市機能集約拠点」として位置づけ、都市機能施設の積極的誘導等を通じ、都市機能の集積・強化を図ります。

■地域コミュニティ拠点

かつての永明村が昭和 23 年にちの町となり、本市の中核的地区を形成しており、その地区の中枢に「ちの地区コミュニティセンター」があり、これを「地域コミュニティ拠点」として位置づけ、当地区のまとまりの中心として機能させるものとします。

土地利用

■永明寺山公園を中心とした森林環境の保全

総合公園として整備された永明寺山公園は、当地区の北東部に位置する森林公園で、地区の憩いの場、市民の交流の場でもあり、森林環境を含めた公園としての環境整備を図ります。

■住居地域の居住環境整備

当地区に広く分布している住居系用途地域については、立地適正化計画の居住誘導区域との連携を図り、居住環境整備を通じて居住を誘導し、地区の集積性の強化を図ります。また、宅地供給の受皿確保及び良好な住環境の形成を図るため、土地区画整理事業等を含めた多角的な検討を進めます。

■中心市街地の集積性強化

立地適正化計画の都市機能誘導区域と連携し、都市機能誘導施設の積極的誘導により、都市機能の強化、集積性の強化を図ります。

■広域交流軸（国道２０号）沿線の諸環境（商・工・住）の調和

国道 20 号の沿線には、広く準工業地域の指定がなされ、沿道立地性施設や住居、工場等が混在しており、現状の施設立地に配慮し、商業施設、工場、住居としての環境を維持しつつ、相互に調和のとれた環境整備を進めます。

道路・交通	**■行動軸（国道１５２号）の機能強化** 国道 152 号は、広域的な主要幹線道路として、本市の東西方向の骨格軸として位置づけていますが、混雑が著しく、混雑解消に向けた機能強化を進めます。 **■未整備都市計画道路の計画的整備** 当地区内において未整備となっている都市計画道路について、道路整備プログラムに基づき、計画的、効率的な整備を進めます。特に、幹線道路である（都）観音通線、（都）茅野北山線の早期整備を要請します。 **■茅野駅の公共交通結節性の強化** 茅野駅は、公共交通の主要結節点であると同時に、中心市街地を形成する中心拠点でもあります。茅野駅と地域コミュニティ拠点を利便性の高いバスで結ぶものとし、公共交通の結節性の更なる強化を図ります。
その他都市施設	**■既設公園の適正な維持管理** 当地区には、総合公園としての永明寺山公園、近隣公園としての横内中央公園、下町公園を始めとする 6 つの街区公園が都市計画決定され、永明寺山公園の一部を除き、整備済となっています。今後は、これらの公園の適正な維持管理を図ります。 **■公共下水道の適正な維持管理** 当地区の用途地域内は、全域が公共下水道の計画区域となっており、既設の下水道施設の適正な維持管理を進めます。
都市環境	**■浸水想定区域の居住安全性の確保** 当地区内の西側、上川の両岸には、1.0m以上の浸水想定区域が広く指定されています。これらの区域については、洪水対策や区域内の建物の浸水対策等を行うとともに、住宅等を建築する際に床を高くする等の指導を行い、居住の安全性確保に努めます。 **■土砂災害警戒区域等の居住安全性の確保** 当地区の北東部ＪＲ中央本線、国道 152 号と永明寺山に囲まれた住宅地では、土砂災害警戒区域等が指定されており、土砂災害対策の計画的実施や避難計画の策定等を通じ、居住の安全性確保に努めます。 **■消防活動困難区域の解消** 当地区は、永明村からの古い歴史を有する地区で、地区内には古い木造住宅が密集し、道路が狭く消防活動に支障のあるエリアもあり、これらの解消に向けた都市計画道路や生活道路の計画的整備を進めます。

＜ちの地区コミュニティセンター＞

＜茅野駅東口の街並み＞

＜将来の整備方針図（ちの地区）＞

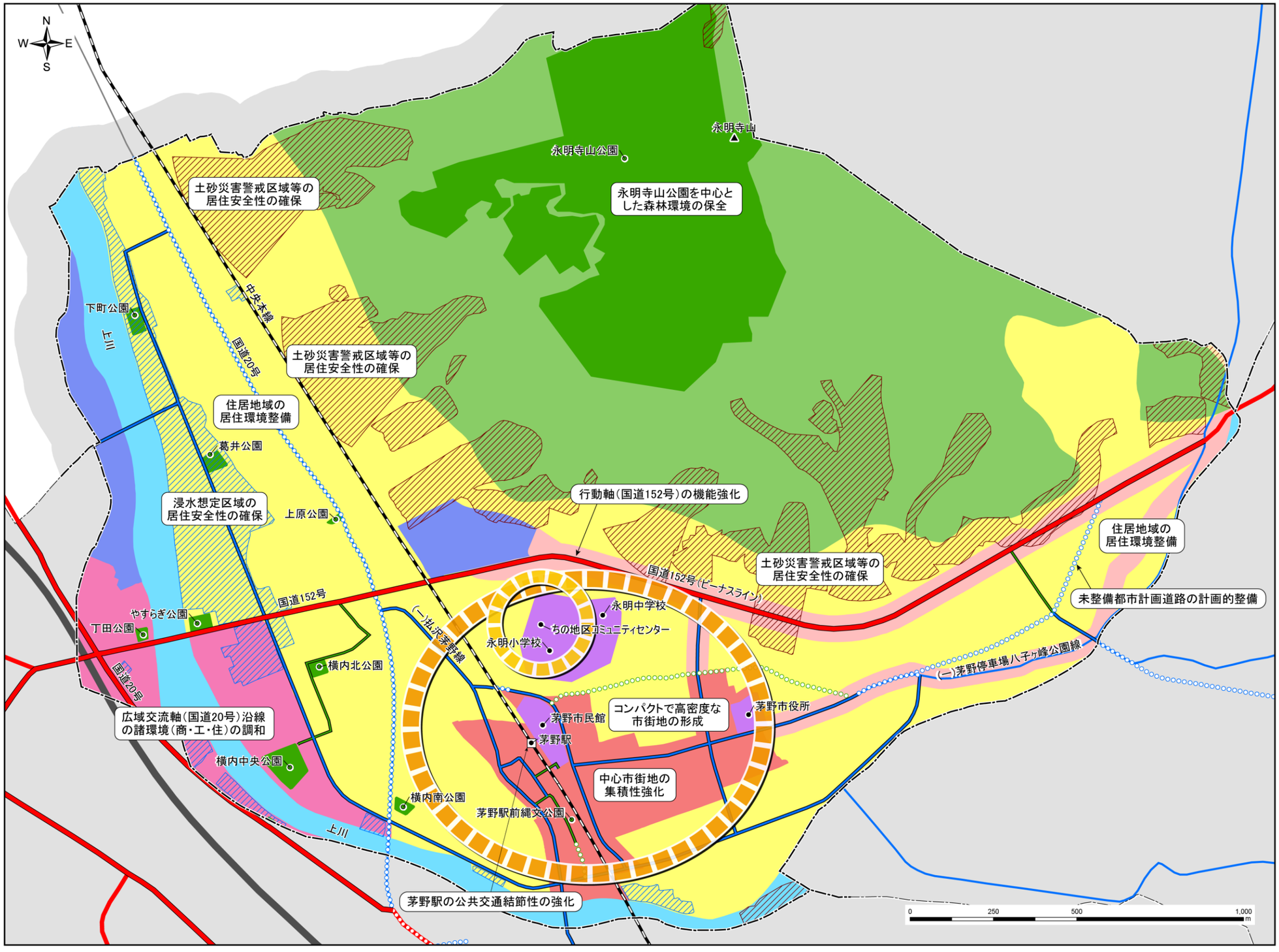

注）骨格道路の整備状況：「諏訪建設事務所管内図（平成 29 年３月）」より　／　都市計画道路の整備状況：「平成 28 年度茅野都市計画基礎調査」より

3－2　宮川・金沢地区

（１）地区の現状と課題

当地区は、西南部の西山山地からなる森林地域と、その裾野に広がる市街地及び基礎集落により構成される地域です。

宮川地区の用途地域内には広く浸水想定区域が分布し、金沢地区の集落地においては土砂災害警戒区域等が存在し、災害リスクが高くなっています。

当地区のまちづくりの課題は、災害リスクへの対応を前提に、用途地域内における居住の安全性確保、市街地としての集積性強化、農村集落地における農住共生環境の保全、森林地域における自然環境の保全が挙げられます。

（２）まちづくりに関する住民意向

まちづくりに関する住民の満足度・重要度を分野別にみると、「安全・安心」「公園・緑地」「景観」に関わる項目の満足度が高く、その中でも特に重要度が高い「安全・安心」（土砂災害・風水害に対する安全性等）に関わる項目を重点的に維持していく必要があります。

一方で、「道路・交通」「居住環境」に関わる項目の満足度が低く、重要度が高いことから、歩行者に対する安全性確保や生活利便性の向上が課題となります。

＜住みやすさに関する評価＞

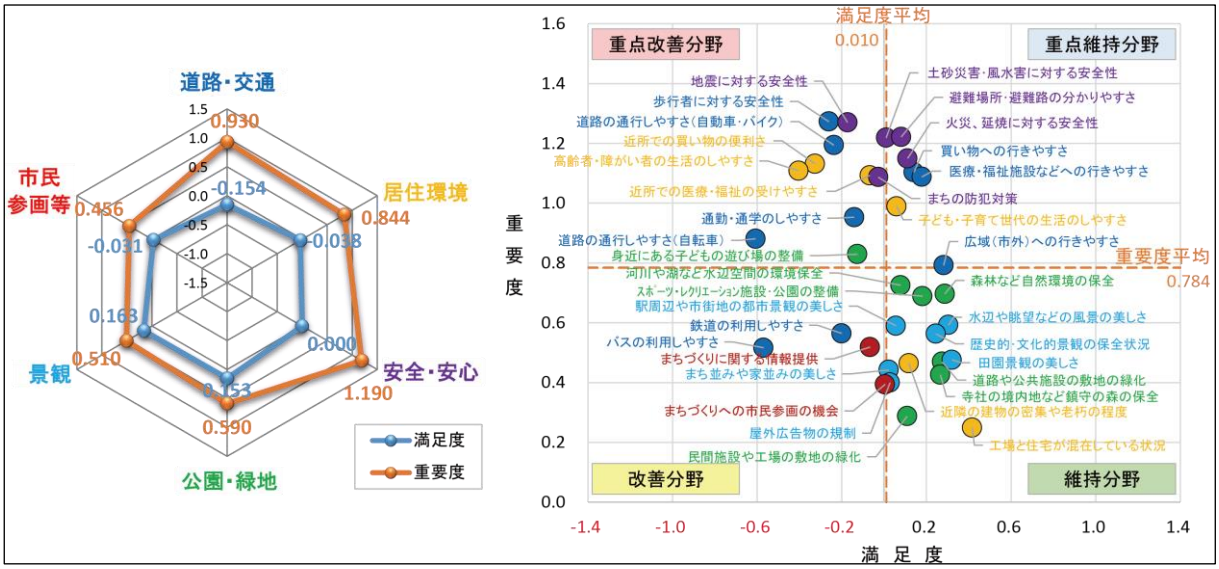

住民アンケートによる現状の満足度及び将来の重要度の結果を「レーダーチャート」「散布図」に整理したものです。

【レーダーチャート】満足度・重要度の形が六角形であるほどバランスが取れており、突出している部分がその地区の特色又は課題と読み取れます。

【散　布　図】「重点改善」「重点維持」「改善」「維持」すべき分野の傾向を読み取れます。

（３）地区の整備方針

地区の整備理念	**用途地域内は居住の誘導を図り、市街地としての集積性を高め、集落地については、土砂災害に対する安全性に配慮した農住共存の環境づくりを進め、森林地域については、自然環境の保全を図ります。**

用途地域内（宮川地区）については、地区内の居住環境整備や居住の誘導を通じて、市街地としての集積性を高めるとともに、宮川沿いの住宅地等に浸水想定区域が指定されていることから、居住の安全性確保に努めます。

用途地域外の集落地（金沢地区）については、農地、宅地の中に土砂災害警戒区域等が指定されていることから、土砂災害に対する安全性確保に努めるとともに、農住共存環境の維持を図ります。

森林地域については、恵まれた自然環境の保全を図ります。

分野別整備方針

都市構造

■歴史・文化拠点

当地区の北部には、諏訪大社上社前宮があり、7 年に 1 度の御柱の際の木落し、川越しの経路にもあたり、「歴史・文化拠点」として位置づけます。諏訪大社上社前宮周辺は、土砂災害警戒区域等や 1.0m 以上の浸水想定区域も指定され、災害に対する安全性確保を含めた歴史的環境の保全に努めます。

■生産・業務拠点

当地区の東南部に位置する「丸山工業団地」「県営金沢工業団地」「県営諏訪南インター林間工業団地」を「生産・業務拠点」として位置づけ、現状の環境維持及び既存企業の育成に努めます。

■商業・業務拠点

当地区の最北端の諏訪市と茅野市にまたがる諏訪ステーションパークを、「商業・業務拠点」として位置づけ、賑わい環境を維持しつつ、環境整備を図ります。

■地域交通拠点

当地区の南端に位置する JR 中央本線青柳駅は、高校生や通勤者のキスアンドライドの駅として利用されています。青柳駅周辺を「地域交通拠点」として位置づけ、駅前広場の整備を進めます。

■地域コミュニティ拠点

当地区では、「宮川地区コミュニティセンター」「金沢地区コミュニティセンター」が地区の拠点として設置されています。これら地区コミュニティセンターを「地域コミュニティ拠点」として位置づけ、日常生活に必要な都市機能の強化と維持を図るとともに、「地域コミュニティ拠点」と中心市街地は、利便性の高い公共交通による連携強化を図ります。

土地利用	**■森林地域の自然環境の保全** 当地区の両側半分は、森林地域であり、この豊かな森林環境の保全を図ります。 **■用途地域の集積性強化** 諏訪市に隣接する中央自動車道両側の地区は、商業施設、工場、住宅が混在する地区で、それぞれの立地施設に配慮しつつ居住環境の整備により、居住の誘導を図り、集積性の強化を目指します。 **■広域交流軸（国道２０号）沿線の諸環境（商・工・住）の調和** 国道 20 号の沿線には、広く準工業地域の指定がなされ、沿道立地性施設や住居、工場等が混在しており、現状の施設立地に配慮し、商業施設、工場、住居としての環境を維持しつつ、相互に調和のとれた環境整備を進めます。 **■用途地域に隣接する農住地域の共存** 用途地域に隣接する宮川地区東部は、農地の中に新たな市街地が形成され、農業と住居が混在する土地利用形態となっており、既存の土地利用を前提に、農地は農地としての環境を、住居は住居としての環境を維持し、農住共存の環境づくりを進めます。
道路・交通	**■広域交流軸（国道２０号）の機能強化** 国道 20 号は、主要幹線道路として、４車線道路として都市計画決定されていますが、諏訪市側も含め、２車線区間もあり、計画幅員通り早期の４車線化を進めるものとします。また、坂室バイパス（坂室トンネル先線）については、４車線化に向けた整備計画が望まれる区間となります。 **■行動軸（国道１５２号）の機能強化** 国道 152 号は、本市を南北に縦断する主要幹線道路として位置づけられており、市街地を通過する区間は、都市計画道路として整備が進んでいますが、市街地から分岐し、山間地を通過する区間では、急勾配、急カーブ、狭幅員の区間も多く、安全性・信頼性確保の観点からの機能強化を要請します。 **■未整備都市計画道路の計画的整備** 当地区において、未整備となっている都市計画道路の計画的整備を進めます。
その他都市施設	**■既設公園の適正な維持管理** 当地区の用途地域内には、近隣公園として金沢公園、前宮公園が、街区公園として中沖公園、ばんばの池公園等が都市計画公園として整備されています。その他、ひめみや池公園、川越し公園、都市計画以外の公園も整備され、公園には恵まれた地域となっています。今後は、これら整備された公園の適正な維持管理を図ります。 **■公共下水道の早期整備と適正な維持管理** 当地区の居住地は、概ね公共下水道の計画区域となっており、９割以上は供用済となっていますが、金沢地区の一部に未供用区域があるため、早期整備を進めるとともに、既設の下水道施設の適正な維持管理を進めます。

都市環境	**■浸水想定区域の安全性の確保** 当地区を流れる宮川両岸に浸水想定区域の指定があり、特に 1.0m を超える区域も存在します。これらの区域においては、計画的な浸水対策を行うとともに、住宅等を建築する際に床を高くする等の指導を行い、居住の安全性確保に努めます。 **■土砂災害警戒区域等における安全性の確保** 金沢地区には、農地、住宅地等の可住地にも土砂災害警戒区域等が存在し、計画的な土砂災害対策や、災害時の避難計画の作成等、土砂災害に対する安全性確保に努めます。また、西部の森林地域にも土砂災害警戒区域等が指定され、特に国道 152 号が通過する地域においては、通行の安全性・信頼性・快適性確保に努めます。

＜宮川地区コミュニティセンター＞

＜金沢地区コミュニティセンター＞

＜将来の整備方針図（宮川・金沢地区）＞

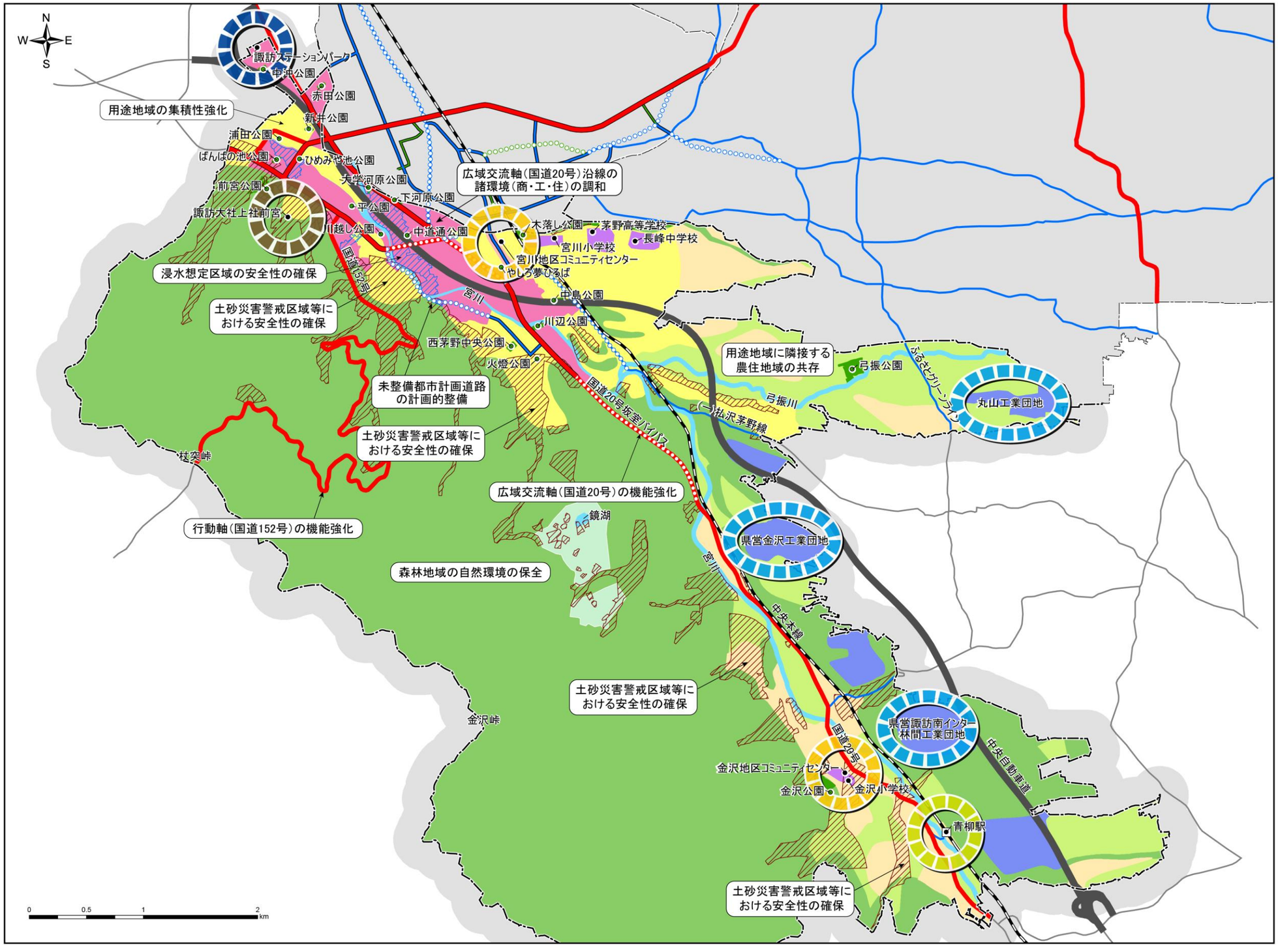

凡　例

＜都市拠点＞
- 歴史・文化拠点
- 生産・業務拠点
- 商業・業務拠点
- 地域交通拠点
- 地域コミュニティ拠点

＜土地利用＞
- 市街地住宅地
- 集落住宅地
- 商業・業務地
- 生産・業務地
- 山林地
- 河川・水辺緑地
- 森林交流地
- 公園・緑地
- 農地
- 主要公共施設地

＜骨格道路＞
- 高速自動車道
- 主要幹線道路
- 主要幹線道路（未供用）
- 幹線道路
- 幹線道路（未供用）

＜都市計画道路＞
- 主要幹線道路
- 主要幹線道路（計画中）
- 幹線道路
- 幹線道路（計画中）
- 補助幹線道路
- 補助幹線道路（計画中）

＜災害リスク＞
- 土砂災害警戒区域
- 浸水想定区域（1.0m以上）

注）骨格道路の整備状況：「諏訪建設事務所管内図（平成 29 年３月）」より　／　都市計画道路の整備状況：「平成 28 年度茅野都市計画基礎調査」より

3－3　米沢・中大塩地区

（１）地区の現状と課題

当地区は、北部のガボッチョ、カシガリ山から西南部の永明寺山まで連なる森林地域と、その裾野に広がる農村集落地、大規模な住宅団地として開発された住宅地（市街地）により構成される地域です。

森林地域及び農村集落地の上川沿いにおいては、土砂災害警戒区域等が指定されています。

当地区のまちづくりの課題は、恵まれた自然環境の保全、（一）茅野停車場八子ヶ峰公園線（ビーナスライン）沿線地域の災害に配慮した居住環境の整備が挙げられます。

（２）まちづくりに関する住民意向

まちづくりに関する住民の満足度・重要度を分野別にみると、「安全・安心」「公園・緑地」「景観」に関わる項目の満足度が高く、その中でも特に重要度が高い「安全・安心」（土砂災害・風水害に対する安全性等）に関わる項目を重点的に維持していく必要があります。

一方で、「道路・交通」「居住環境」に関わる項目の満足度が低く、重要度が高いことから、歩行者に対する安全性確保や生活利便性の向上が課題となります。

＜住みやすさに関する評価＞

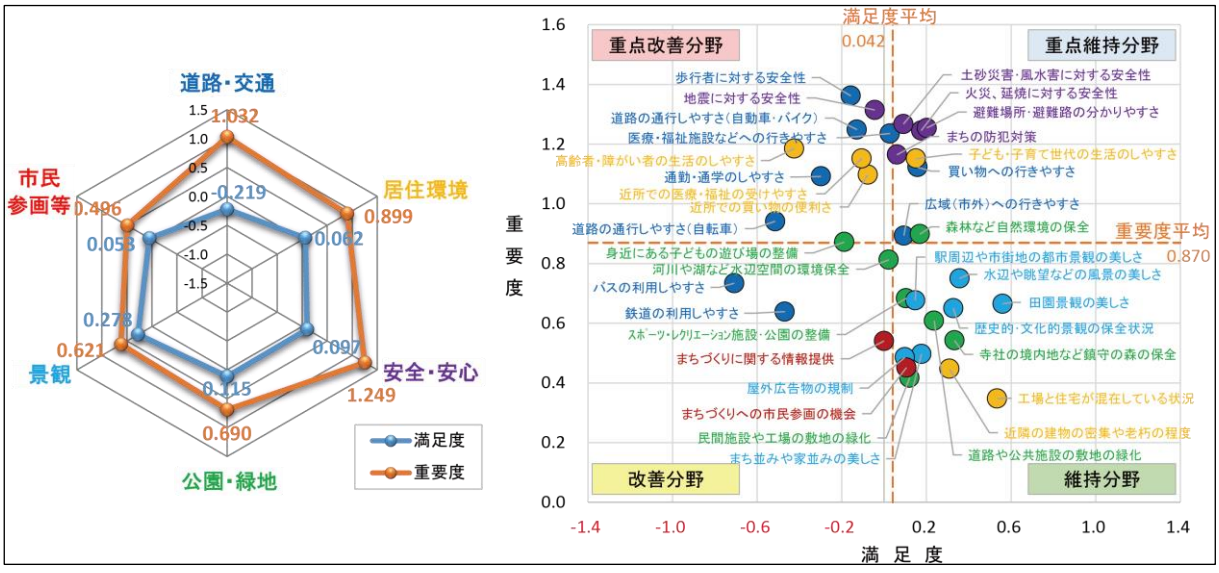

住民アンケートによる現状の満足度及び将来の重要度の結果を「レーダーチャート」「散布図」に整理したものです。

【レーダーチャート】満足度・重要度の形が六角形であるほどバランスが取れており、突出している部分がその地区の特色又は課題と読み取れます。

【散　布　図】「重点改善」「重点維持」「改善」「維持」すべき分野の傾向を読み取れます。

（３）地区の整備方針

地区の整備理念	**茅野市の北西部に位置する自然に恵まれた地域で、自然環境の保全を図るとともに、（一）茅野停車場八子ヶ峰公園線（ビーナスライン）沿線地域については災害へ配慮しつつ、居住環境の保全を図ります。**
地区の北部・西部は、ガボッチョ、カシガリ山、永明寺山の森林地域で、一部は高山・亜高山帯エリアに指定されており、森林地域内に存在する土砂災害警戒区域等に対する安全対策や、恵まれた自然環境の保全に努めるものとし、（一）茅野停車場八子ヶ峰公園線（ビーナスライン）沿線地域については、併走する上川の土砂災害警戒区域等に対する安全性確保に努めるとともに、幹線道路としての機能強化及び居住環境整備を図ります。	
分野別整備方針	
都市構造	**■地域コミュニティ拠点** 当地区では、「米沢地区コミュニティセンター」「中大塩地区コミュニティセンター」が地区の拠点として設置されています。これら地区コミュニティセンターを「地域コミュニティ拠点」として位置づけ、日常生活に必要な都市機能の強化と維持を図るとともに、「地域コミュニティ拠点」と中心市街地は、利便性の高い公共交通による連携強化を図ります。 **■生産・業務拠点** 当地区に位置する「米沢工業団地」「中村工業用地」を「生産・業務拠点」として位置づけ、現状の環境維持及び既存企業の育成に努めるとともに、周辺が住宅地であることから、周辺の居住環境との調和及び幹線道路から工業団地へのアクセス性強化を図ります。
土地利用	**■森林環境の保全** 当地区の概ね７割は北部・西部の森林であり、これら森林については、森林環境の保全に努めます。 **■農住環境の保全** 当地区には、農村集落が広く分布し、これらのエリアについては、農地の保全と集落の居住環境の調和を図ります。 **■行動軸（（一）茅野停車場八子ヶ峰公園線（ビーナスライン））沿線地域の居住環境整備** （一）茅野停車場八子ヶ峰公園線（ビーナスライン）沿線地域は住宅地となっており、併走する上川の土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、住宅地の居住環境整備を進めます。

道路・交通	**■行動軸（(一)茅野停車場八子ヶ峰公園線(ビーナスライン)）の機能強化** 当地区の可住地を南北に縦貫する（一）茅野停車場八子ヶ峰公園線（ビーナスライン）は、本市の主要幹線道路として位置づけられ、基本的に２車線は確保されていますが、集落内において歩道未設置区間もあり、歩行者の安全性にも配慮した行動軸としての機能強化を要請します。また、上川と併走する区間においては、土砂災害警戒区域内を通過する区間もあり、災害に対する安全性、信頼性にも配慮が必要です。また、市街地を通過する区間において混雑が発生しており、交通分散の観点から、（都）観音通線（本町区間）の早期整備、諏訪 IC へ直結する構想路線も求められます。 **■行動軸（(一)諏訪茅野線）の機能強化** （一）諏訪茅野線は、当地区の中央を東西に縦貫する幹線道路として位置づけられ、山間部区間においては２車線未確保区間もあり、土砂災害警戒区域内を通過する区間も多く、幹線道路としての安全性、信頼性確保による機能強化を要請します。
その他都市施設	**■公共下水道の適正な維持管理** 当地区の（一）茅野停車場八子ヶ峰公園線（ビーナスライン）沿線の住宅地の多くは公共下水道計画区域に入っており、既設の下水道施設の適正な維持管理を進めます。 **■必要に応じた公園整備** 中大塩地区は用途地域が指定され、長野県の宅地分譲事業で整備された住宅用地ですが、都市計画上の公園はありません。米沢地区においても都市計画上の公園はなく、地元区で管理している地区ふれあい広場等の整備について、今後も支援を行っていきます。
都市環境	**■土砂災害警戒区域等の安全性確保** 当地区内には、土砂災害警戒区域等が広く指定され、特に区域内に住宅があるエリア等については、計画的な土砂災害防止策の実施、避難計画の策定等居住の安全性確保および居住環境整備に努めます。

＜米沢地区コミュニティセンター＞

＜中大塩地区コミュニティセンター＞

＜将来の整備方針図（米沢・中大塩地区）＞

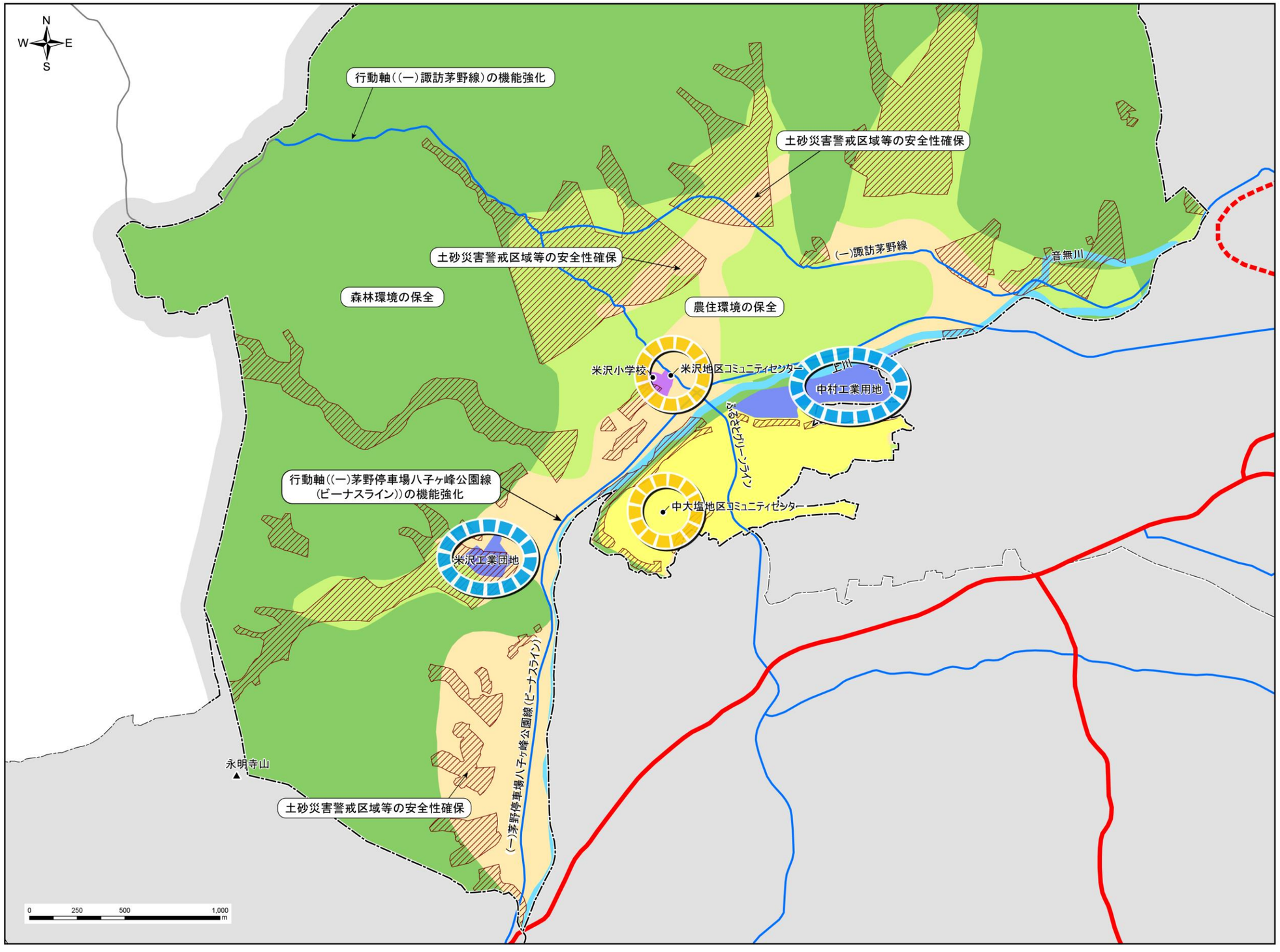

注）骨格道路の整備状況：「諏訪建設事務所管内図（平成 29 年３月）」より

3－4　玉川・豊平・泉野地区

（１）地区の現状と課題

当地域の土地利用は、大きく３つに区分され、東側は、「八ヶ岳中信高原国定公園」を含む森林地帯、中央部は農村地帯、西側はちの地区に隣接する旧計画で「緑の新市街地ゾーン」として計画的に市街化が進められた地域です。

人口構造は、市内唯一の人口増加地域で、高齢化率も最も低い地域です。当地域の課題は、東側の恵まれた自然環境の保全、中央部の農住環境の保全、西側の緩やかな市街化の抑制と既存の諸環境の保全となります。

また、急速に市街化が進展し、道路整備がやや遅れた現状下で、住民意向にみられるように、利便性確保に寄与する道路・交通体系の整備が大きな課題として挙げられます。

（２）まちづくりに関する住民意向

当地域は森林地域を抱えていることから「景観」「公園・緑地」に関する満足度が高く（重要度が低く）、「安全・安心」に関する重要度が高く（満足度が低く）なっています。また、中心市街地から距離の離れた所にある集落も多く、「道路・交通」に関する重要度が高く（満足度が低く）なっており、災害や火災に対する安全性確保と地域の道路・交通の整備を通じた利便性確保が大きな課題となっています。

＜住みやすさに関する評価＞

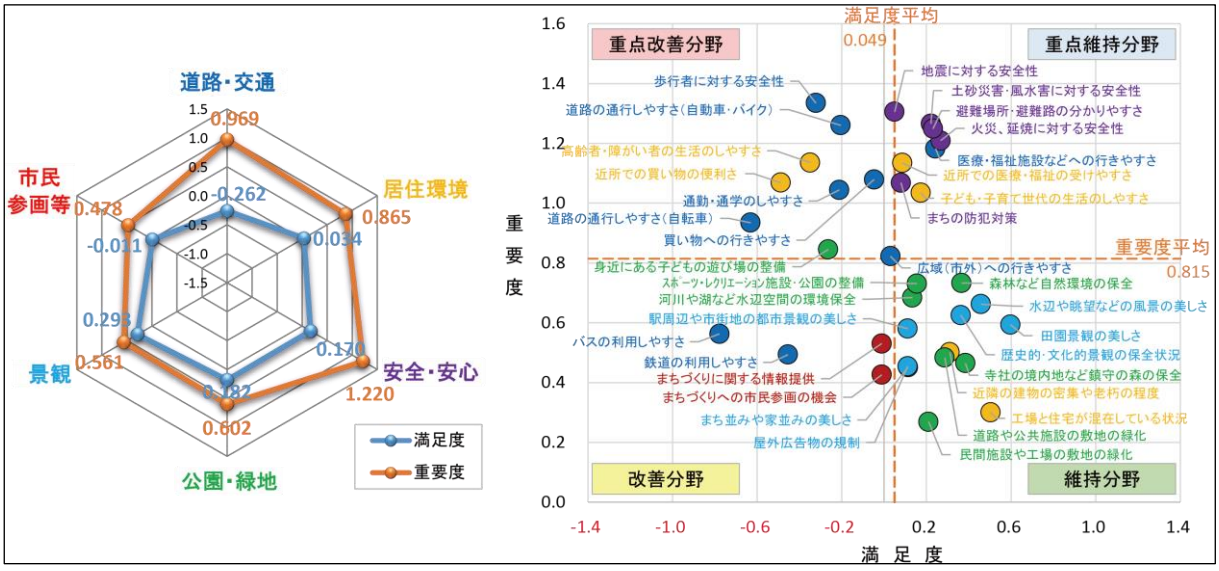

住民アンケートによる現状の満足度及び将来の重要度の結果を「レーダーチャート」「散布図」に整理したものです。
【レーダーチャート】満足度・重要度の形が六角形であるほどバランスが取れており、突出している部分がその地区の特色又は課題と読み取れます。
【散　　布　　図】「重点改善」「重点維持」「改善」「維持」すべき分野の傾向を読み取れます。

（３）地区の整備方針

地区の整備理念	**東部に位置する自然環境を保全するとともに、中部の農住環境保全に努め、市街地に隣接する西部の諸環境維持を図ります。**

地区東部の半分強は、森林・緑地が占め、「八ヶ岳中信高原国定公園」「高山・亜高山帯エリア」に指定され、基本的には恵まれた自然環境の保全に努めるものとします。

また、森林交流地（別荘地）は、森林環境の保全と併せ、別荘居住者の居住環境の保全に努め、市民との交流の活性化を図るものとします。

地区中西部は、「緑と人の農住共生ゾーン」として農地を保全するとともに、農地内の集落の居住環境整備を推進します。

市街地に隣接する西部地区は、諸環境の維持・改善に努め、優良農地と住宅地が共生するまちづくりを推進します。

分野別整備方針

都市構造

■地域コミュニティ拠点

当地区では「玉川地区コミュニティセンター」「豊平地区コミュニティセンター」「泉野地区コミュニティセンター」が地区の拠点として設置されています。これら地区コミュニティセンターを「地域コミュニティ拠点」として位置づけ、日常生活に必要な都市機能の強化と維持を図るとともに、「地域コミュニティ拠点」と中心市街地は、利便性の高い公共交通による連携強化を図ります。

■広域医療・福祉拠点

諏訪中央病院を「広域医療・福祉拠点」として位置づけ、周辺を含め静穏な環境維持に努めるとともに、緊急車両、病院利用者のアクセス性向上に努めます。

■市民スポーツ・文化拠点

茅野市運動公園を「市民スポーツ・文化拠点」として位置づけ、周辺を含めた緑や施設環境の保全に努めるとともに、駐車場やアクセス性の改善を図ります。

■学術研究複合拠点

諏訪東京理科大学を「学術研究複合拠点」として位置づけ、周辺を含め大学としての学術研究にふさわしい環境維持に努めるとともに、職員・学生のアクセス性向上を図ります。

■歴史・文化拠点

国宝である「縄文のビーナス」「仮面の女神」が展示されている茅野市尖石縄文考古館を、「歴史・文化拠点」として位置づけ、周辺の自然環境との調和を図り、茅野駅と茅野市尖石縄文考古館を結ぶ公共交通との利便性を強化し、ネットワーク化を進めます。

■生産・業務拠点

当地区に位置する「福沢工業団地」「長倉工業団地」「塩之目工業団地」「玉川工業団地」「上原山林間工業公園」を「生産・業務拠点」として位置づけ、現状の環境維持及び既存企業の育成に努めるとともに、各工業団地への公共交通、自動車交通のアクセス性強化を図ります。

土地利用	**■森林地域の自然環境の保全** 当地区の半分以上を占める東部の森林地域は、「八ヶ岳中信高原国定公園」「高山・亜高山帯エリア」に指定されており、基本的にはこれらの指定地域の規制を遵守し、恵まれた自然環境の保全に努めます。 **■森林交流地（別荘地）の別荘環境の保全** 森林地域と農村地域の間の緑地は、森林交流地として位置づけ、自然と調和する別荘地としての環境の保全を図るとともに、常住する別荘に対しては、住環境の維持・保全を図り、アクセス性の強化を進めます。 **■農住共存地区の農住環境の保全** 森林・緑地を除く西側地域は、全体としては「緑と人の農住共生ゾーン」として、農業の振興と農村集落としての居住環境の保全を図ります。 **■市街地隣接地区の住環境の維持・向上** 市街地に隣接するエリアについては、農業振興地域として優良農地の保全を図るとともに、既存の集落地・住宅地の住環境の維持・向上を図ります。
道路・交通	**■行動軸（国道１５２号）の機能強化** 当地区の西側地区を通過する国道 152 号は、主要幹線道路として位置づけられ、都市計画道路区間は整備済となっていますが、豊平地区を通過する区間は一部歩道未設置の区間もある上、交通量も多く、更なる機能強化を要請します。 **■行動軸（(一)富士見原茅野線(鉢巻線)）の早期整備** （一）富士見原茅野線(鉢巻線)は、一部に未供用区間があり、別荘地、森林を南北に通過する幹線道路として早期の整備を要請します。 **■行動軸（(一)上槻木矢ヶ崎線、(一)神ノ原青柳停車場線）の機能強化** 両県道は、当地区を東西に縦貫する幹線道路として位置づけられ、２車線確保はなされていますが、集落区間において歩道未設置の区間もあり、安全性確保の観点からの機能強化を要請します。 **■（都）玉川線の早期整備** 国道 152 号から分岐して当該地区に入る（都）玉川線は、当該地区の東西方向の幹線である（一）上槻木矢ヶ崎線に連絡する重要な都市計画道路で、早期の整備を図ります。 **■行動軸（(市)神之原山田線）の機能強化** （市）神之原山田線は、市街地 - 茅野市運動公園 - 諏訪中央病院 - 玉川地区コミュニティセンター - 泉野地区コミュニティセンターを結ぶ、東西方向の幹線道路としての役割を分担し、機能強化を図ります。

その他都市施設	**■既設公園の適正な維持・管理** 当地域には、都市計画上運動公園としての茅野市運動公園、街区公園としての粟沢公園、北久保公園が既に整備済となっており、今後はこれらの公園の適正な維持管理を図ります。 **■公共下水道の適正な維持・管理** 住宅地・集落地は公共下水道計画区域が指定されており、既設の下水道施設の適正な維持管理を進めます。
都市環境	**■土砂災害警戒区域等の安全性確保** 柳川沿岸の河岸段丘や同川の上流部に土砂災害警戒区域等が指定されているため、計画的な砂防事業等を進めるとともに、地区内に立地している住宅等の安全対策の実施、避難計画の策定等により安全性確保に努めます。 **■消防活動困難区域の解消** 市街地に隣接する西側地区は、市街化の進展に対して、都市計画道路もなく、消防活動に支障のあるエリアもあるため、これらの解消に向けた幹線道路や生活道路の整備を進めます。

＜玉川地区コミュニティセンター＞

＜豊平地区コミュニティセンター＞

＜泉野地区コミュニティセンター＞

＜将来の整備方針図（玉川・豊平・泉野地区）＞

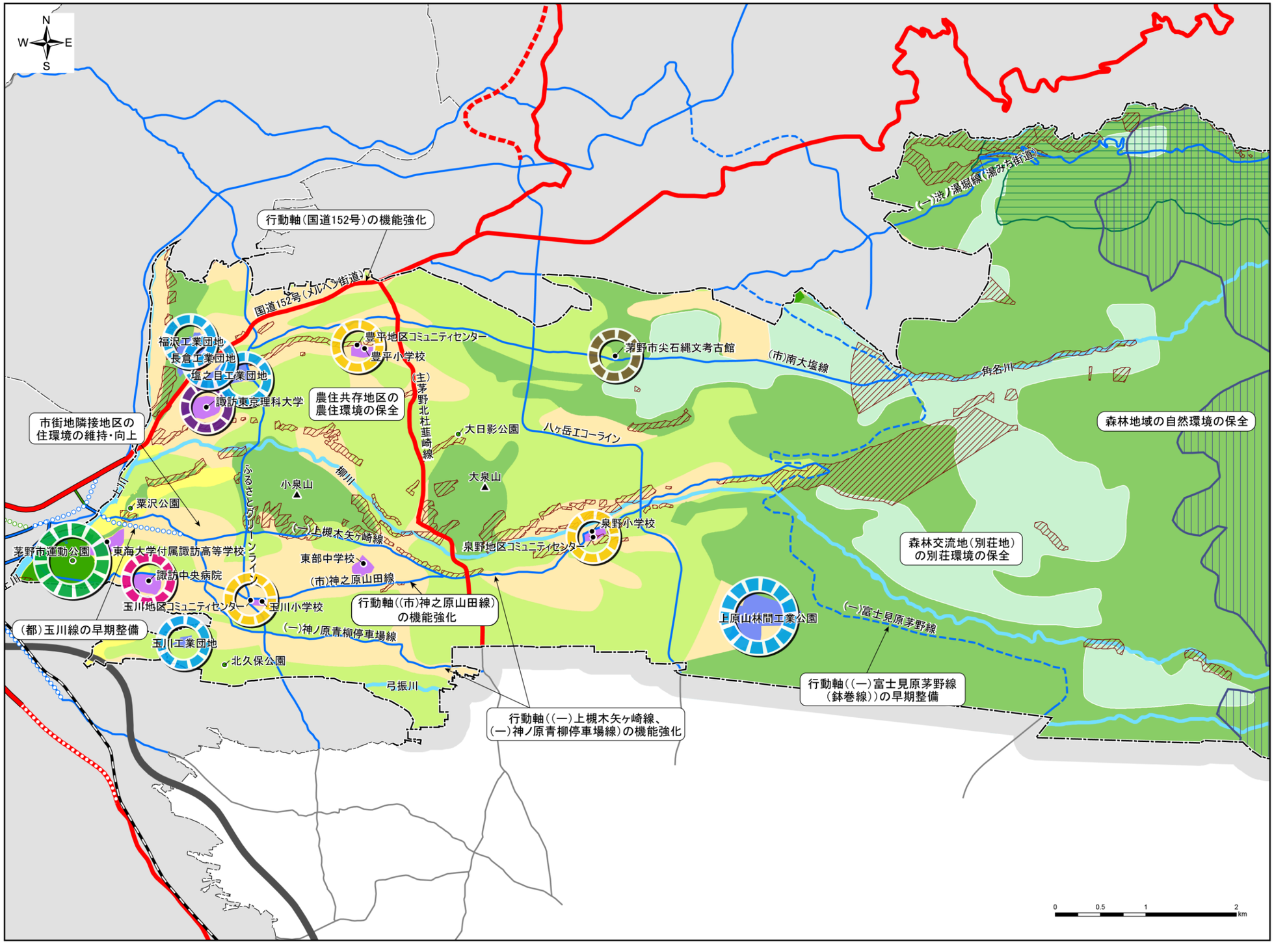

凡　例

＜都市拠点＞
- 学術研究複合拠点
- 歴史・文化拠点
- 市民スポーツ・文化拠点
- 生産・業務拠点
- 広域医療・福祉拠点
- 地域コミュニティ拠点

＜土地利用＞
- 市街地住宅地
- 集落住宅地
- 生産・業務地
- 森林交流地
- 高山・亜高山環境保全地
- 八ヶ岳中信高原国定公園
- 山林地
- 河川・水辺緑地
- 公園・緑地
- 農地
- 主要公共施設地

＜骨格道路＞
- 高速自動車道
- 主要幹線道路
- 主要幹線道路（未供用）
- 幹線道路
- 幹線道路（未供用）

＜都市計画道路＞
- 主要幹線道路
- 主要幹線道路（計画中）
- 幹線道路
- 幹線道路（計画中）
- 補助幹線道路
- 補助幹線道路（計画中）

＜災害リスク＞
- 土砂災害警戒区域
- 浸水想定区域（1.0m以上）

注）骨格道路の整備状況：「諏訪建設事務所管内図（平成 29 年３月）」より　／　都市計画道路の整備状況：「平成 28 年度茅野都市計画基礎調査」より

3－5　北山・湖東・豊平（奥蓼科）地区

（１）地区の現状と課題

当地区は、東部の八ヶ岳連峰から北部の車山まで連なる広大な森林地域と、その裾野に広がる農村集落により構成される地域です。

日本有数の観光地である八ヶ岳中信高原国定公園を含む森林地域は、貴重な植生が残されている山林地と、優れた自然特性を利用し、多くの別荘地や観光施設が点在している森林交流地に分かれます。農村集落地は、ほ場整備事業が完了し、優良農用地が面的に整備されています。

当地区におけるまちづくりの課題は、森林地域における優れた自然環境の保全及び環境共生型観光地としての機能強化、農村集落地における優良農地の保全及び集落地・別荘地の住環境の維持・向上が挙げられます。

（２）まちづくりに関する住民意向

まちづくりに関する住民の満足度・重要度を分野別にみると、「安全・安心」「公園・緑地」「景観」に関わる項目の満足度が高く、その中でも特に重要度が高い「安全・安心」（土砂災害・風水害に対する安全性等）に関わる項目を重点的に維持していく必要があります。

一方で、「道路・交通」「居住環境」に関わる項目の満足度が低く、重要度が高いことから、歩行者に対する安全性確保や生活利便性の向上が課題となります。

＜住みやすさに関する評価＞

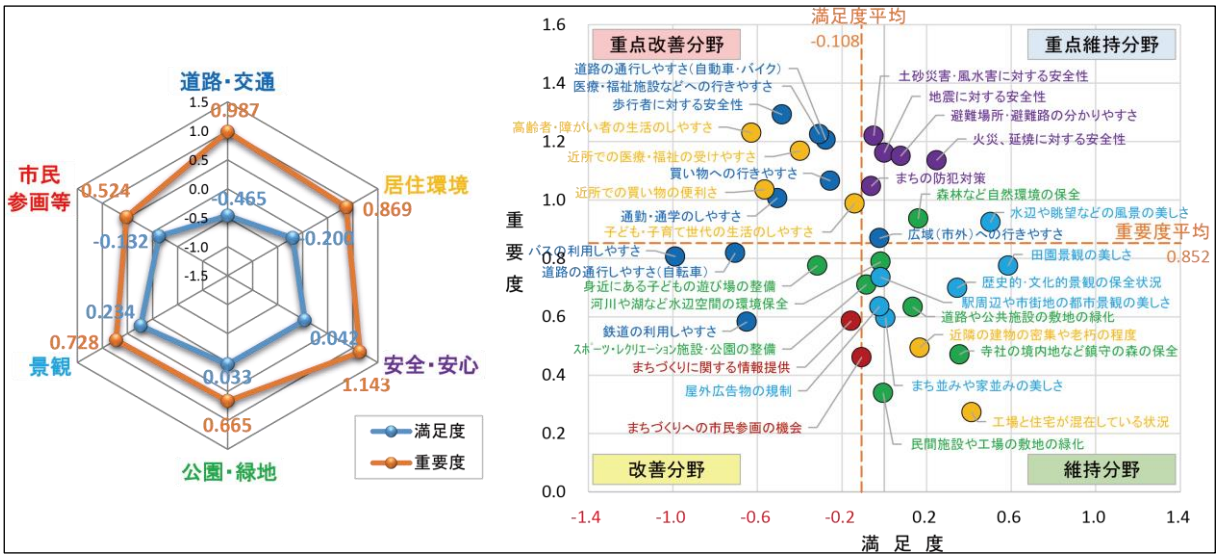

住民アンケートによる現状の満足度及び将来の重要度の結果を「レーダーチャート」「散布図」に整理したものです。

【レーダーチャート】満足度・重要度の形が六角形であるほどバランスが取れており、突出している部分がその地区の特色又は課題と読み取れます。

【散　布　図】「重点改善」「重点維持」「改善」「維持」すべき分野の傾向を読み取れます。

（３）地区の整備方針

地区の整備理念	**優れた自然環境の保全と環境共生型観光地の機能強化を図るとともに、その裾野に広がる別荘地・集落地の住環境の維持・向上を図ります。**

当地区の８割を超える森林地域は、八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、車山高原、白樺湖、八ヶ岳連峰等、県内でも有数の山岳観光地を有し、これら森林地域は、自然環境と観光地の保全を図るものとし、その裾野に広がる別荘地は、広く分布する土砂災害警戒区域等の計画的防災対策を進めるとともに、別荘地としての環境保全を図ります。

また、地区南部の農村集落においては、農地の保全と集落の居住環境の調和に努めます。

分野別整備方針

都市構造

■観光交流拠点

「白樺湖」「蓼科湖」「車山高原」「八ヶ岳連峰」を「観光交流拠点」と位置づけ、自然環境を生かした魅力ある高原リゾート地としての機能向上を図ります。

■地域コミュニティ拠点

当地区では「北山地区コミュニティセンター」「湖東地区コミュニティセンター」が地区の拠点として設置されています。これら地区コミュニティセンターを「地域コミュニティ拠点」として位置づけ、日常生活に必要な都市機能の強化と維持を図るとともに、「地域コミュニティ拠点」と中心市街地は、利便性の高い公共交通による連携強化を図ります。

土地利用

■森林環境の保全

当地区の８割近くを占める森林地域は、八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、４つの観光交流拠点も位置づけられていることから、高原リゾート地としての森林環境の保全に努めます。

■別荘地の自然環境の保全

八ヶ岳連峰の山麓に分布する別荘地は、森林交流地として位置づけられ、本市の貴重な財産でもあり、別荘地の北側には広く分布する土砂災害警戒区域等も存在し、計画的な土砂災害対策を施しつつ、静穏な森林環境の保全に努めるとともに、交流の場としての環境整備を進めます。

■農住環境の保全

北山・湖東地区は、農地と農村集落が混在する地区で、優良農地については農地を積極的に保全するとともに、農村集落については農地と住居の調和を図りつつ、農住環境の保全に努めます。

道路・交通	**■行動軸（国道１５２号）の機能強化** 国道 152 号は、当地区を南北に縦貫する主要幹線道路で、白樺湖、車山高原、美ヶ原高原を連結する観光幹線でもあり、全線２車線確保はなされていますが、一部集落内に歩道未設置区間が存在し、歩行者の安全性確保を始め、主要幹線道路としての機能強化を要請します。 **■行動軸（国道２９９号）の機能強化** 国道 299 号は、国道 152 号から分岐し、麦草峠を経由して南佐久郡に至る主要幹線道路ですが、山岳部を通過する区間は、急カーブ、急勾配、狭幅員の区間が連続するため、走行の信頼性確保を要請します。また、冬期間通行止めになるため、構想道路も求められます。加えて、上川に併走する区間では、土砂災害警戒区域等を通過する区間もあり、土砂災害対策を含めた安全性・信頼性の確保に努めます。 **■行動軸（（一）富士見原茅野線（鉢巻線））の連続性確保** （一）富士見原茅野線(鉢巻線)は、当地区および東部地域の八ヶ岳山麓を経由する主要幹線道路ですが、部分的に未供用の区間があり、幹線としての連続性確保を図ります。
その他都市施設	**■公共下水道未供用区域の早期整備** 当地区の集落地のほとんどは、公共下水道の計画区域に入っており、ほぼ整備済で供用が開始されていますが、計画区域となっている別荘地については一部未供用区域となっており、計画的に早期整備を図ります。 **■整備済公園の適正な維持管理** 当地区は用途地域外でありますが、花時公園が近隣公園として、岳麓公園が地区公園として地域の安らぎの場として整備されており、今後もこれらの公園の適正な維持管理を進めます。
都市環境	**■土砂災害警戒区域等の安全性確保** 当地区の８割強を占める森林地域内には、土砂災害警戒区域等が広く指定されています。特に、国道 152 号や（一）茅野停車場八子ヶ峰公園線（ビーナスライン）沿線地域については、通行の安全性・信頼性確保に向けた整備が求められ、別荘地内の区域については、居住の安全性確保に向けた計画的整備が求められます。

＜北山地区コミュニティセンター＞

＜湖東地区コミュニティセンター＞

＜将来の整備方針図（北山・湖東・豊平(奥蓼科)地区）＞

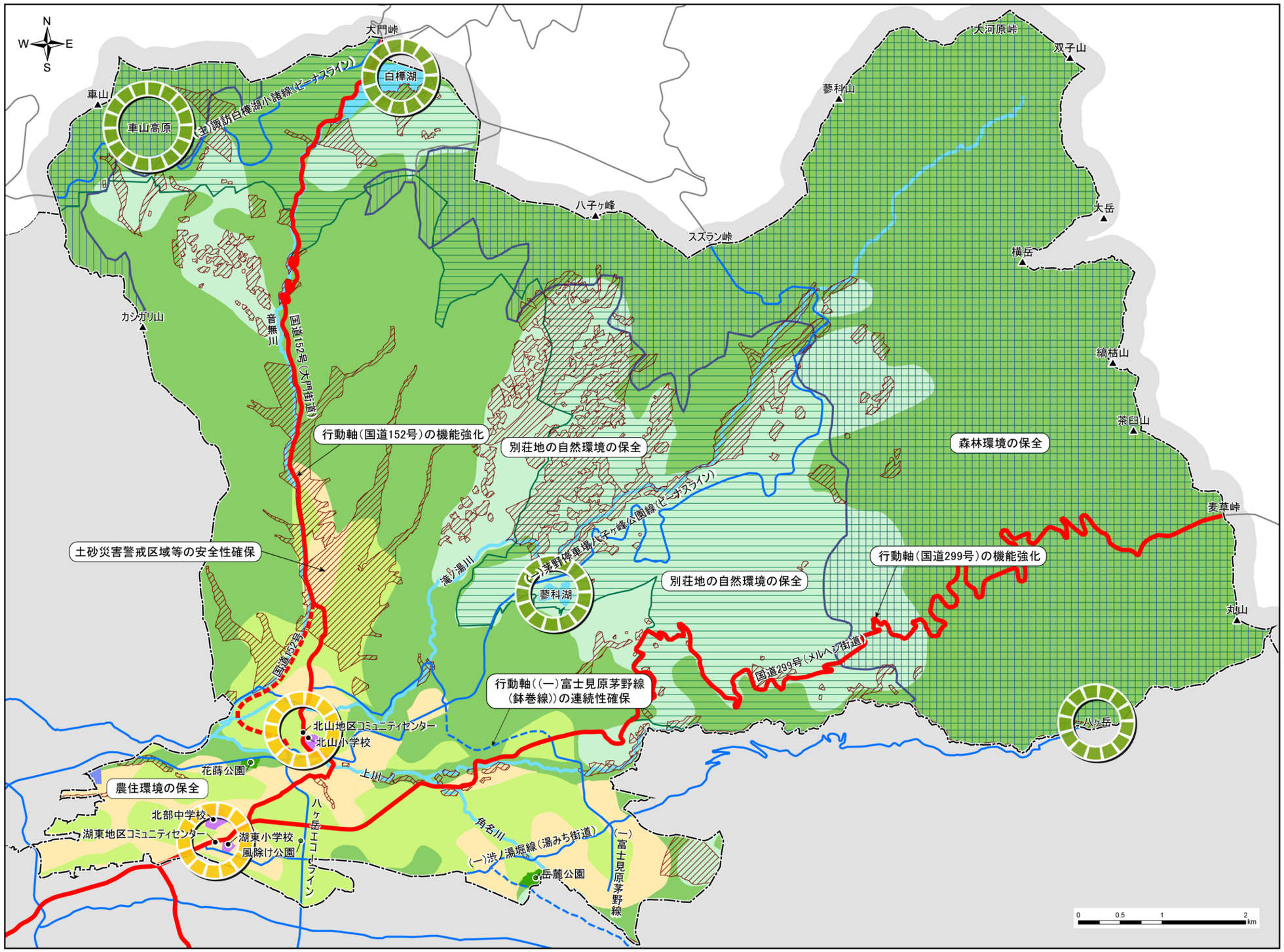

注）骨格道路の整備状況：「諏訪建設事務所管内図（平成29年3月）」より

第４章

マスタープランの推進に向けて

本章では、本計画の実現に向けた取組や進行管理等について示します。

１　都市計画マスタープランの推進

１－１　都市計画の決定・変更
１－２　事業化の推進
１－３　協働で進めるまちづくり

２　計画の進行管理と見直し

２－１　適切な進行管理
２－２　計画の柔軟な見直し

第４章　マスタープランの推進に向けて

１　都市計画マスタープランの推進

１－１　都市計画の決定・変更

本計画に即したまちづくりを進め、目標都市像を実現するためには、新たな都市計画決定や現在の都市計画を見直していくことも必要になります。重点的に住民参加のまちづくりを検討していく必要のある地区については、地域住民との協議を進めながら、計画の熟度等を判断して、適切な時期に都市計画の決定・変更を行います。

＜都市計画の決定・変更の基本的考え方＞

土地利用	用途地域	● 立地適正化計画による居住誘導区域や都市機能誘導区域と調整を図り、必要に応じた変更も視野に入れながら、用途地域による適切な土地利用コントロールを図り、良好な住環境の維持及び形成を進めます。
	地区計画	● 本市では、良好な街並みを有する市街地と、周辺の居住環境や自然環境に調和した工業地の形成を図ることを目的に、「茅野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定し、現在３つの地区計画が定められています。 ● 住民参加による市街地のまちづくりに有効な方法であり、地区計画制度を積極的に活用し、地域住民の主体的な活動を支援しながらきめ細かいまちづくりを進めます。
	土地区画整理事業	● 新たに都市基盤整備が必要となる地区は、土地利用の状況等を踏まえ、土地区画整理事業により、計画的に市街地の形成を進めます。
都市施設	都市計画道路	● 道路整備プログラムに基づく、計画的・効率的な整備を推進します。
	都市公園	● 憩い、ふれあい、レクリエーション等の様々な交流の場、災害時の避難場所等としての機能を勘案し、適正な配置に努めるとともに、ニーズに対応した整備を進めます。
	河川・下水道	● 治水対策や砂防対策を推進するとともに、親水性を備えた、地域住民に愛される水辺づくりを進めます。 ● 地域住民や事業者との連携のもと、安定した経営による下水道の適切な維持管理を進めます。

１－２　事業化の推進

本計画の推進にあたり、事業化に向けて重点的な取組が必要となる事業を位置づけ、計画期間における積極的な取組と早期実現を目指していきます。

分　野	重点的な取組が必要となる事業
土地利用	● 茅野駅周辺の計画的な市街地整備の望まれる地区での土地区画整理事業等による市街地整備 ● 中心市街地活性化に関わる都市基盤施設等の整備
道路 ・ 交通	● 国道２０号、国道１５２号、国道２９９号及び主要地方道等の主要幹線道路のバイパス化 ● （一）富士見原茅野線、（一）払沢茅野線等の整備 ● 都市計画道路等の骨格道路の整備
その他 都市施設	● 史跡公園として構想する公園整備 ● 下水道の整備・耐震化 ● 河川改修等の整備 ● 河川沿いウォーキングトレイル等の公園・緑地、遊歩道の整備
都市環境	● 街並みの整備誘導や地域の自然環境の保全・回復と計画的な地区整備 ● 市街地街路の無電柱化の推進

１－３　協働で進めるまちづくり

都市計画マスタープランで示した目標都市像や都市基盤分野の目指す姿を実現するためには、市民・企業・NPO 等と行政が都市づくりの目標を共有し、それぞれの役割分担に基づいて積極的な取組を進めていくことが重要です。

そのため、本市が進めてきた「パートナーシップのまちづくり」の積み重ねの中で育まれた人の和や知恵、まちづくりのしくみを生かし、本計画の実現に向けた取組を推進します。

２　計画の進行管理と見直し

２－１　適切な進行管理

本計画に定めた全体構想、地域別構想の方針に基づき、具体的な個々の実施計画を立案し、取組や事業、整備等を推進していきます。

また、本計画の実現化を進めるために、「関連する分野別計画の一体的な推進」「各関係課との定期的・継続的な調整」「ＰＤＣＡサイクルによるチェック・改善」を推進します。

1	関連する分野別計画の一体的な推進	分野別計画との整合・連携を図り、より効果的な施策となるよう推進します。
2	各関係課との定期的・継続的な調整	事業を実現するためには、関連する分野の横断的な庁内調整会議を定期的・継続的に開催し、意識の共有、コンセンサス等を確認しながら事業を推進します。
3	ＰＤＣＡサイクルによるチェック・改善	施策の点検が重要であり、関係機関、地域住民の意見等を反映したＰＤＣＡサイクルを行い、施策の改善や見直しを図ります。

＜ＰＤＣＡサイクルのイメージ＞

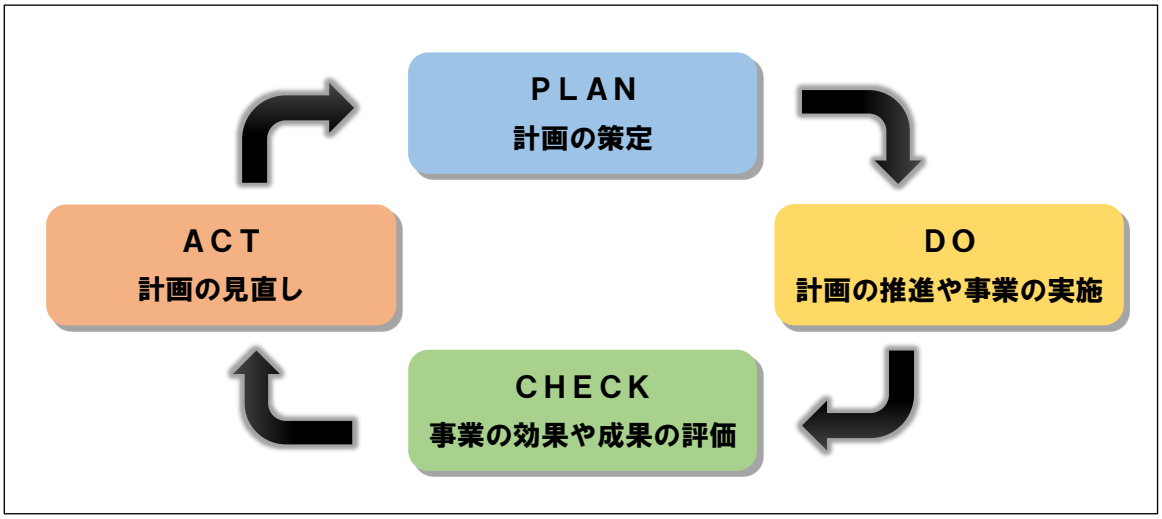

２－２　計画の柔軟な見直し

本計画は、概ね 20 年間という長期的視点に基づく計画であり、その見直しについては、策定後の社会経済情勢、まちづくりの進捗状況の変化を踏まえ、住民参加のもとに柔軟に行う必要があります。見直しの方針としては、次の事項の検討が重要となります。

1	まちづくりの動向や関連施策等と整合する見直し
2	関連する各種の計画と整合する見直し

資料編

１　計画策定の体制と経過

１－１　策定体制
１－２　策定の経過

２　用語解説

資　料　編

1　計画策定の体制と経過

1－1　策定体制

「茅野市都市計画マスタープラン」の改定にあたっては、広報ちの、市ホームページ等で情報発信を行うとともに、アンケート調査、住民説明会、パブリックコメント（意見募集）等により、広く住民の意見・要望を伺いました。

また、平成２９年４月に庁内関係部署で構成する「庁内検討委員会」、「庁内作業部会」を設置し、庁内横断的な体制で検討を行いました。

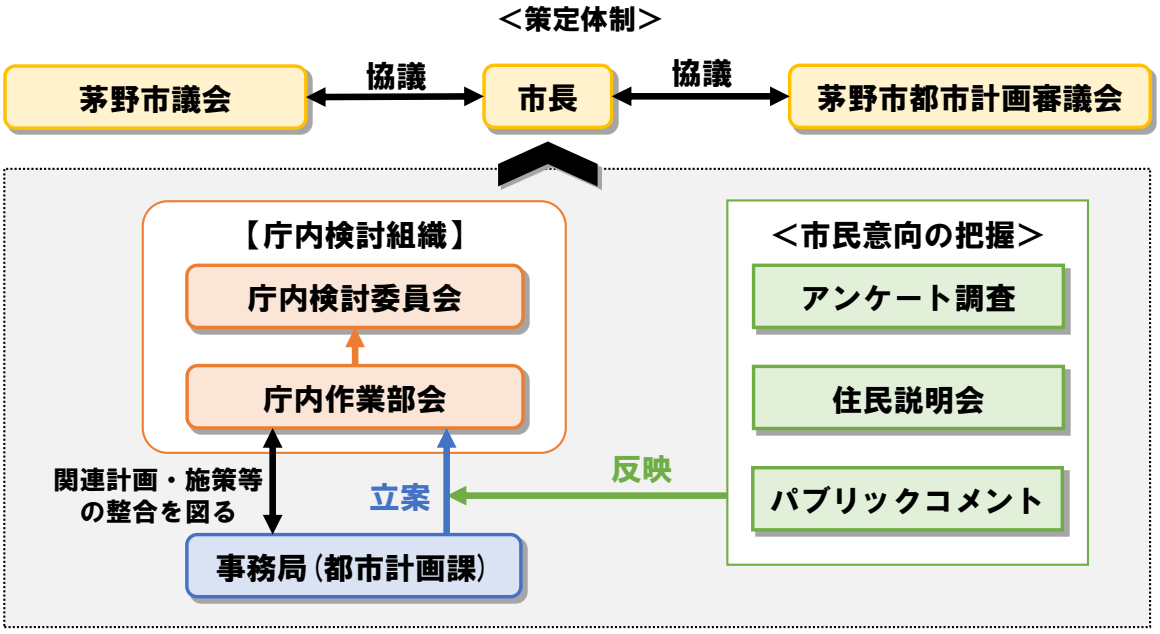

＜茅野市都市計画審議会　委員名簿＞

	職　　名	氏　　名
会　　長	茅野商工会議所会頭	宮坂　孝雄
副 会 長	不動産鑑定士	矢﨑　敏臣
委　　員	茅野市農業委員会会長	堀　浩
委　　員	信州諏訪農業協同組合理事（～平成 29 年 11 月５日）	小平　吉保
委　　員	信州諏訪農業協同組合理事（平成 29 年 11 月６日～）	北原　正信
委　　員	長野県建築士会諏訪支部茅野分会会長	三井　正広
委　　員	景観形成緑化推進部会副部会長	保科　秀子
委　　員	諏訪圏青年会議所理事	北原　友
委　　員	茅野商工会議所建設産業委員会委員長	朝倉　平和
委　　員	茅野市女性団体連絡協議会監事	武居　恵美子
委　　員	諏訪東京理科大学助教	倉田　紀子
委　　員	茅野市議会議員	小尾　一郎
委　　員	茅野市議会議員	矢島　正恒
委　　員	茅野市議会議員	両角　秀喜
委　　員	茅野市議会議員	宮坂　武男
委　　員	長野県諏訪建設事務所長	丸山　義廣
委　　員	長野県諏訪建設事務所建築課長	米倉　雅博

＜茅野市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定に伴う庁内検討委員会　名簿＞

委員会

	職　　名	氏　　名
委　員　長	副市長	樋口　尚宏
副 委 員 長	都市建設部長	篠原　尚一
委　　員	管理課長	堀内　俊彦
委　　員	防災課長	東城　淳
委　　員	企画財政課長	小平　雅文
委　　員	地域戦略課長	岩﨑　研二
委　　員	パートナーシップのまちづくり推進課長	田中　裕之
委　　員	環境課長	後藤　浩行
委　　員	地域福祉課長	井出　弘
委　　員	高齢者･保険課長	両角　勝元
委　　員	農林課長	宮坂　智一
委　　員	商工課長	上田　佳秋
委　　員	観光課長	北澤　政英
委　　員	観光まちづくり推進室長	高砂　樹史
委　　員	建設課長	牛山　和雄
委　　員	幼児教育課長	五味　留美子
委　　員	学校教育課長	有賀　淳一
委　　員	生涯学習課長	藤森　隆
委　　員	都市計画課長	田中　正貴
事　務　局	都市計画課 都市計画係	東城　昭紀

＜茅野市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定に伴う庁内検討部会　名簿＞

作業部会

	職　　名	氏　　名
部　会　長	都市計画課長	田中　正貴
副 部 会 長	都市計画課 都市計画係長	黒澤　俊彦
部　会　員	管理課 施設管理係長	東城　真平
部　会　員	防災課 防災係長	柳沢　正広
部　会　員	企画財政課 企画係長	原田　和樹
部　会　員	地域戦略課 公共交通担当	大蔵　健司
部　会　員	パートナーシップのまちづくり推進課 コミュニティ推進係長	国枝　准也
部　会　員	環境課 環境保全係長	宮下　孝
部　会　員	地域福祉課 福祉総務係長	金井　和人
部　会　員	高齢者･保険課 高齢者福祉係長	北澤　賢一
部　会　員	農林課 農政係長	朝倉　正樹
部　会　員	農林課 林務係長	鎌倉　亮
部　会　員	商工課 工業･産業振興係長	小平　昌紀
部　会　員	観光課 観光係	柳平　智秀
部　会　員	観光まちづくり推進室 移住推進係長	百瀬　博道
部　会　員	観光まちづくり推進室 観光交流係長	山本　征幸
部　会　員	建設課 管理係長	伊藤　善彦
部　会　員	都市計画課 公園景観係長	柳平　一貴
部　会　員	都市計画課 住宅建築係長	中村　浩明
部　会　員	幼児教育課 幼児教育係	立石　淳二
部　会　員	学校教育課 教育総務係長	渡辺　雄一
部　会　員	生涯学習課 生涯学習係長	伊藤　研一
事　務　局	都市計画課 都市計画係	東城　昭紀

１－２　策定の経過

年　月　日		検討委員会等	市民参加等
平成29年	2月8日 ～2月24日		アンケート調査
	4月24日	第１回庁内検討委員会・作業部会	
	4月27日	都市計画審議会	
	6月30日	第２回庁内作業部会	
	7月		広報ちの7月号 ・アンケート結果
	7月3日	第２回庁内検討委員会	
	7月28日	第３回庁内検討委員会	
	8月7日	都市計画審議会	
	9月		広報ちの９月号 ・住民説明会の案内
	9月26日		住民説明会
	１１月		広報ちの１１月号 ・パブリックコメントの案内
	１０月２０日 ～１１月２０日		パブリックコメント
	１１月２７日	第４回庁内検討委員会・作業部会	
	１２月１３日	都市計画審議会	
平成30年	1月15日	都市計画審議会	
	2月16日 ～3月2日		パブリックコメント
	3月22日		住民説明会
	3月	**茅野市都市計画マスタープラン改定版　公表**	

2　用語解説

あ行	**ＩＣ（インターチェンジ）**	一般に、高速道路の出入口。 「Interchange」の略。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
	ＮＰＯ	社会的な公益活動を行う営利を目的としない特定非営利活動法人。 「Nonprofit Organization」の略。
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。

か行	**街区公園**	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で１箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	河岸段丘	河川の中・下流域に流路に沿って発達する階段状の地形を指し、河成段丘ともいわれる。
	キスアンドライド	家族に最寄駅まで送迎してもらい、そこから公共交通機関に乗り換えて通勤や通学などを行う方法。
	協働	地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互に不足を補い合い、ともに協力すること。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、１箇所当たり面積２ha を標準として配置する。
	郊外	都市の外縁部に位置する地域。
	交通結節点	交通機関相互の乗り継ぎや乗り換えが行われる場所や施設のこと。駅やバスターミナルなど。
	コミュニティ	同じ地域に居住して利害を共にする地域社会、あるいはそのような住民の集団。

さ行	**住区基幹公園**	住区基幹公園は主として近隣住民のための公園。
	市街地開発事業	地方公共団体などが、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ることを目的として行う事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。
	集約型都市構造	都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで連連携させる都市構造のこと。
	浸水想定区域	集中豪雨や台風等の大雨による河川の氾濫により、浸水するおそれのある区域。
	水源かん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の流量を安定される機能のこと。また、貯留された降水が森林の土壌を通過する際、水質が浄化される機能も含まれる。
	スプロール化	市街地の周辺部において、無秩序な開発などが進むことにより、虫食いのような状態で都市が拡大すること。
	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ１箇所当たり１０～５０ha を標準として配置する。

た行	**地区計画**	地区の特性に応じて、道路・公園などの施設の配置や建築物の用途・敷地・形態などについて、住民などの意向を十分に反映した計画を定め、土地利用や建築物の規制・誘導を図る計画。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、１箇所当たり面積４ha を標準として配置する。
	都市基盤	一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。
	都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形などの自然的条件、通勤、通学などの日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性などから総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域。

	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
	都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。
	都市基幹公園	市町村住民全般のための公園。
	都市公園	「都市公園法」に定義されるもので、地方公共団体又は国が設置する都市計画施設である公園又は緑地、都市計画区域内において設置する公園又は緑地のこと。
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域。
	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整えて宅地の利用の促進を図る事業。

は行	**パークアンドライド**	自宅から鉄道駅・バス停の周辺などに整備された駐車場までマイカーを利用し、そこからは公共交通機関へ乗り継ぐという自動車と公共交通機関とを有効に組み合わせた交通手段。
	ハザードマップ	土砂災害の危険区域や地震による建物の想定される倒壊の状況等、予測される自然災害による被害範囲を地図化したもの。災害時の避難等に活用される。
	パブリックコメント	政策決定前に市民に公表し、寄せされた意見を考慮して意思決定を行う仕組み。
	バリアフリー	歩道における段差や駅の階段等、物理的な障害を取り除き、全ての人にとって利用しやすい環境のこと。
	バリアフリー新法	高齢者や障害のある人の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、階段や段差を解消することを目指した法律。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。

や行	**用途地域**	市街地の土地利用の基本的枠組みを明らかにするものであり、住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、密度及び形態などに関する制限を設定することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るもの。

ら行	**ライフライン**	電気・ガス・上下水道、電話、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。
	立地適正化計画	生活サービス機能の維持や持続可能な都市経営の実現を図るため、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成する計画。

茅野市都市計画マスタープラン
発行　平成３０年（２０１８年）3月
編集　長野県茅野市（都市建設部都市計画課）
〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目６番１号
TEL（0266）72-2101（代）　FAX（0266）82-0237
ホームページ http://www.city.chino.lg.jp

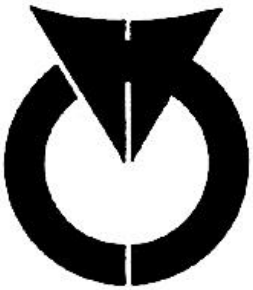

みんなでつくる
みんなの茅野市